

旬刊

福
利
厚
生

2019
July

7

下旬号

No.2276

ISSN1343-568X

見通しが進む諸手当の状況をみる

特集 2019年7月 本誌調べ 民間企業114社

生活関連諸手当の最新水準

連載 健康経営推進企業の先進事例(6)
大王製紙株式会社の取り組み

連載 今、福利厚生がおもしろい！(71)福利厚生の目的を考える③
従業員の定着・離職メカニズムの多様な理論

生活関連諸手当の最新水準

実施率は5年前の14年に比べ、家族手当が4ポイント増、住宅手当・家賃補助と単身赴任手当が各1ポイント増、これ以外の手当・補助は減少した。支給額の対前年変動率は、住宅手当0.4%、家族手当△1.5%、単身赴任手当1.2%、地域手当2.5%、寒冷地手当は15.6%だった。

1

諸手当の実施率、支給額のあらまし

実施率

家族手当は78%に増加

諸手当の19年の実施率の動きを5年前の14年と比べると図1のとおり、家族手当が4ポイント増の78%、住宅手当・家賃補助は1ポイント増の61%、単身赴任手当は1ポイント増の91%になった。地域手当は4ポイント減の17%、新幹線通勤補助は2ポイント減の60%、食事手当は2ポイント減の32%になった。帰宅旅費は横ばいだった。その他の生活関連諸手当は19年で28.1%だった。

図1 生活関連諸手当の実施率の動き (14年→19年)

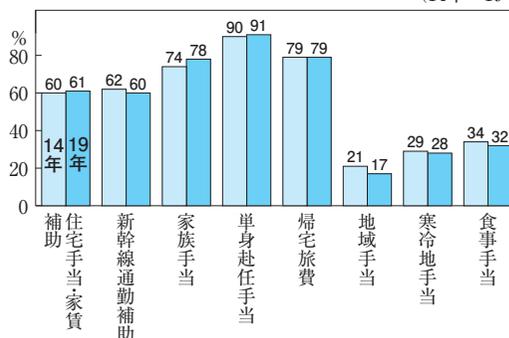


表1

生活関連諸手当の支給額の推移と分布

調査年		住宅手当 (借家居住)	通勤費補助 (全額支給率)	家族手当 (3人扶養)	単身赴任手当 (500km前後)	地域手当 (大都市居住)	寒冷地手当 (札幌・1冬分)	食事手当 (食堂なし等)
支給額等 (円)	2011年	34,832	85	29,815	38,494	15,569	156,313	7,137
	12	37,314	86	30,078	38,887	15,501	158,856	6,994
	13	35,710	86	30,421	38,886	15,501	173,528	6,966
	14	36,926	87	30,909	39,026	17,455	178,490	7,053
	15	36,418	87	31,123	39,127	17,485	141,782	6,957
	16	36,386	89	31,136	39,354	17,603	119,790	6,954
	17	35,800	90	31,098	40,481	18,336	136,096	6,998
	18	35,644	90	31,486	40,853	18,597	157,370	6,998
	19	35,776	88	31,003	41,350	19,062		6,855
	変動率(19年/18年, %)		0.4	※△1.9	△1.5	1.2	2.5	15.6
実施率 (19年, %)		61	100	78	91	17	28	32
支給額分布 (19年・%)	10,000円未満	7.6		0.0	0.0	11.8	3.6	82.9
	10,000円以上	25.8		11.4	2.1	47.1	21.4	17.1
	18,000～	15.2		18.2	6.3	35.3	28.6	
	26,000～	12.1		29.5	22.9	0.0	25.0	
	34,000～	3.0		22.7	39.6	0.0	14.3	
	42,000～	12.1		11.4	9.4	0.0	3.6	
	50,000～	24.2		6.8	19.8	5.9	3.6	

注1 調査対象企業には数社の入れ替えや手当の新設・統廃合がある

2 支給額は、有扶養・一般従業員の最高額平均(特注ない限り各表共通)

3 住宅手当には家賃補助を含む、通勤費補助の全額支給率は在来線の場合、変動率欄の※はポイント差

4 支給額分布欄の寒冷地手当(実績)の支給額分布は1冬分÷6、同手当の変動率は18年/17年

支給月額

寒冷地手当は15.6%増

諸手当の19年の支給月額（寒冷地手当は18年実績）は図2のようになった。

最も高額だったのは単身赴任手当で4万1,350円だった。住宅手当・家賃補助の3万5,776円、家族手当の3万1,003円が続いた。寒冷地手当は2万6,228円だった。

支給月額の変動率は、寒冷地手当が15.6%だった。住宅手当は0.4%の微増だった。

2

住宅手当・家賃補助，通勤手当・補助

住宅手当・家賃補助 実施率61%

有扶借家で3万5,776円

実施率と支給額 住宅手当・家賃補助の実施率は、14年60%，15年59%，16年58%，17年59%，18年60%，19年61%で推移している。

19年の支給額は表2のとおりで、京浜地区の有扶借家居住者は3万5,776円だった。

支給額の分布をみると、18年に38.0%だった4万2,000円以上の割合は、19年は36.3%に減少した。1万8,000円未満は35.3%が33.4%に減少した。

変動率は18年には△0.4%と、小幅な動きだったが、19年も同様に0.4%の小幅な変動にとどまった。

自宅居住者は3.3%減の2万3,458円になった。

住宅手当と家賃補助の違い 住宅手当は、基本的に住宅の所有形態・家族構成などに注目して支給されるが、家賃補助は原則として支払い家賃にリンクして支給額が決まる。

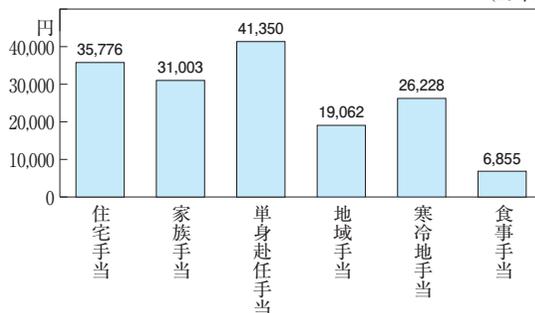
前者は、住宅の所有形態・家族構成ごとに定額で支給されるケースが多い。

これに対し、家賃補助は家賃水準にリンクして支給額が決められるために、高額になる場合が多い。住宅手当と家賃補助の機能は微妙に異なっているが、本誌では、区別せずに集計した。

時間外基礎との関係 住宅手当を時間外基礎に算入するとした企業は64%，算入しない企業は36%だった。99年の労基法改正で、家賃にリンクする住宅手当は時間外基礎に含めなくてもよいこととされた。

図2 生活関連諸手当の支給額

(19年)



注 表1による、寒冷地手当は18年実績（表1の額÷6で表示）

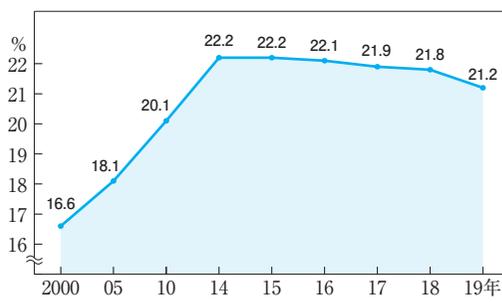
表2 住宅手当・家賃補助支給額

(19年，円)

区分		全産業	製造業	非製造業
有扶養者	借家	35,776 (35,644)	32,623 (31,999)	42,082 (44,210)
	自宅	23,458 (24,246)	20,192 (21,016)	30,376 (31,919)
単身独立借家・間		21,150 (21,490)	17,581 (17,068)	27,395 (30,333)

注 京浜地区居住者の平均，()内は18年調査

図3 都区部民営借家家賃(63m²)に占める住宅手当・家賃補助支給額の割合



注 19年は3月を利用

民営借家家賃に占める割合 都区部民営借家家賃に占める京浜地区居住の有扶借家居住者への住宅手当・家賃補助支給額の割合は図3のとおり、19年は21.2%になった。

00年以降の動きをみると、00年の16.6%が05年は18.1%に、その後は、10年に20%を超え、ここ数年は16年22.1%，17年21.9%，18年21.8%，19年21.2%と、21～22%の水準で推移している。

14年にかけての民営家賃に占める割合の上昇は、住宅手当・家賃補助の支給額の増加要因よりも民営借家家賃が低下を続けていることによる。

在来線通勤費補助 実施率100%
94%が実質全額補助

支給方法 補助の支給方法の採用割合は表3のとおり、19年は全額補助が87.7%を占めた。

実質全額補助 全額補助以外の支給方法でも、免税点(16年1月1日より月15万円)まで補助3.5%、一定距離まで(平均93.3km)補助2.6%といった実質的に全額補助とみなせるものがあり、これを加えると93.8%になる。

支給方法としてはこのほか、一定額まで補助(平均6.8万円)が5.2%あった。

新幹線通勤費補助 実施率60%
32%が実質全額補助

実施率と支給方法 19年の実施率は60%(18年62%)だった。

補助の支給方法には表4のとおり、8つのタイプがあった。19年は全額補助が22.8%、これに、一定額まで(平均11.7万円)補助の7.9%、一定距離まで(平均150km)補助の0.9%といった実質的

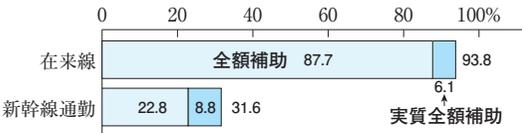
表3 在来線通勤費補助の支給方法 (19年, %)

支給方法	割合	平均
① 全額補助	87.7	
② 免税点まで補助	3.5	
③ 一定距離まで補助	2.6	距離上限 93.3km
④ 一定額まで補助	6.1	補助額 6.8万円

表4 新幹線通勤費補助の支給方法 (19年, %)

支給方法	割合	平均
① 全額補助	22.8	
② 一定額まで補助	7.9	補助額 11.7万円
③ 足切制	3.5	足切額 8,000円
④ 一定距離まで補助	0.9	距離上限 150km
⑤ 一定率まで補助	10.5	補助率 89%
⑥ 在来線分全額+超過分の一定率まで補助	13.2	超過分補助率 69%
⑦ 一定額まで補助+超過分の一定率まで補助	0.0	補助額 -
⑧ 乗車券全額+特急料金の50%	0.9	超過分補助率 -
制度なし(凍結含む)	40.4	

図4 全額補助および実質全額補助企業の割合 (19年)



に全額補助とみなせるものを加えると合計で31.6%になる。

在来線と新幹線の比較 19年の在来線と新幹線の全額補助と実質全額補助の合計割合を比べると図4のようになった。

マイカー通勤費補助 実施率87%
自動車20kmで1万3,388円

実施率 マイカー等の通勤に対する補助の19年の実施率は87%(18年89%)だった。

支給額 自動車・バイク通勤への補助支給額はガソリン単価と距離で決められている。支給額は表5のとおり、19年は、通勤距離20kmの場合で、自動車が1万3,388円、バイクが7,310円だった。18年に比べると、自動車は2.3%の増加、バイクは1.6%の減少だった。

非課税限度額との関係 19年の自動車通勤費補助支給額と通勤手当の非課税限度額を重ねると図5のようになった。

補助額は、距離20km以下では非課税限度額を下回った。

表5 マイカー等通勤費補助 (19年, 円)

距離	自動車	バイク	自転車
5km	3,659 (3,544)	2,187 (2,227)	2,069 (2,107)
10	6,873 (6,682)	3,893 (3,951)	2,841 (2,835)
15	10,246 (10,000)	5,701 (5,789)	
20	13,388 (13,086)	7,310 (7,426)	
25	16,757 (16,399)		
30	19,730 (19,319)		
40	25,786 (25,224)		

注 支給額は各距離ポイントでの金額、()内は18年調査

図5 自動車通勤費補助と非課税限度額 (19年)



家族手当・扶養手当 実施率78%

3人扶養で3万1,003円

実施率 19年の実施率は前年比1ポイント増の78%だった。実施率は00年には80%だったが、その後は08年には72%に、09～12年は70%と低下傾向で推移していたが、13年以降は回復した。

支給額 支給額は表6のとおり、19年は、扶養家族数別制の場合、配偶者、第1子、第2子の3人扶養で計3万1,003円となり、前年を1.5%下回った。世帯単位制の場合は3万8,029円で、前年を3.6%上回った。

時間外基礎への算入 家族手当を時間外基礎に算入する企業の割合は、労基法で除外が認められていることもあって一部算入を含め3.6%だった。

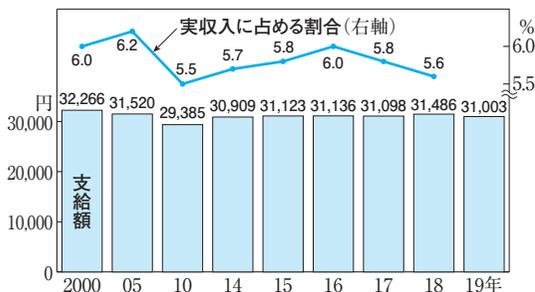
実収入に占める割合 扶養家族数別制の3人扶養への家族手当支給額が勤労者4人世帯（有業者1人）の実収入に占める割合は図6のとおり、18年は前年を0.2ポイント下回る5.6%になった。近年

表6 家族手当支給額 (19年, 円)

区 分		全 産 業	製 造 業	非 製 造 業
扶養家族数別制	配 偶 者	11,780 (12,456)	11,935 (12,169)	11,456 (13,140)
	第 1 子	10,201 (9,873)	9,597 (9,834)	11,435 (9,964)
	第 2 子	9,022 (9,157)	8,644 (8,983)	9,794 (9,564)
	計	31,003 (31,486)	30,176 (30,986)	32,685 (32,668)
	世帯単位制 (3人扶養)	38,029 (36,703)	39,867 (38,089)	27,000 (27,000)

注 () 内は18年調査

図6 家族手当支給額と支給額が実収入に占める割合



注 実収入は総務省「家計調査」の勤労者4人世帯（有業者1人）

は、小幅な動きで推移している。

両立支援手当・補助

11社が実施

11社（9.6%）が実施していた。

支給事由は育児、介護が中心で、支給方法も毎月定額支給、利用度合いに応じた金額設定などに分かれた。日鉄日新製鋼では、保育施設の利用および介護関係費用に補助金を支給している。

単身赴任手当 実施率91%

1.2%増の4万1,350円

実施率 19年の実施率は91%だった。実施率は12年までの80%台後半が、13～17年は90%、18年は89%だった。19年は2ポイント増加した。

支給額 支給額は表7のとおり、勤務地との距離500km前後の場合で、19年は4万1,350円だった。18年を1.2%上回った。

支給期限 手当には表7のとおり大部分が支給期限を設けていないが、支給期限を設けている企業の支給期限は19年で46.0カ月だった。

表7 単身赴任手当支給額 (19年)

区 分	支 給 額	支 給 期 限	
		あ り	な し
全 産 業	41,350 円 (40,853)	46.0 月 (46.0)	93.1 % (93.9)
製 造 業	42,151 (41,168)	53.0 (53.0)	93.2 (93.4)
非製造業	39,192 (39,826)	30.0 (12.0)	92.9 (95.7)

注1 日額で支給するものは1カ月30日として集計

2 勤務地との距離500km前後の場合、() 内は18年調査

図7 単身赴任手当支給額と支給額が消費支出に占める割合



注 消費支出は総務省「家計調査」の単身男子勤労者世帯（35～59歳）

消費支出に占める割合 単身赴任手当が単身男子勤労者世帯（35～59歳）の消費支出に占める割合は図7のとおりだった。

14年以降は20～21%で推移しており、18年度も20.5%だった。

帰宅旅費 実施率79%
年間の支給回数は14.2回

実施率 単身赴任手当と帰宅旅費の両方を支給する企業は88社、帰宅旅費のみを支給する企業は2社で、19年の実施率は79%（18年77%）だった。

支給回数 年間支給回数は表8のとおり19年は14.2回だった。支給回数の分布は表8および図8のとおり12回が最多の60.2%だった。

例年の調査どおり、年間12回に大部分が集中した。24回の11.3%、18回の9.1%、13～17回の8.0%、6回、2～5回の3.4%が続いた。

世帯主収入に占める割合 東京～新大阪を新幹線で19年の支給回数（年間14.2回）で往復すると運賃は年間約39万円になる。

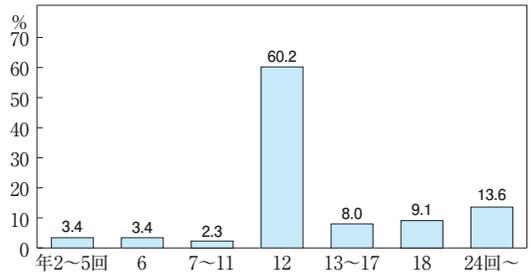
これは、18年の勤労者世帯の世帯主年収約511万円の8%に相当する。

表8 帰宅旅費の実施率と支給回数 (19年, %)

区 分	実施率・回数
あ り	77.2 (77.4)
な し	22.8 (22.6)
年 2～5 回	3.4 (3.4)
6	3.4 (4.5)
7～11	2.3 (1.1)
12	60.2 (63.6)
13～17	8.0 (6.8)
18	9.1 (9.1)
24	11.3 (9.1)
30～	2.3 (2.3)
平 均 (年間支給回数)	14.2回 (13.9回)

注 実施率は手当と帰宅旅費とも支給+旅費のみ支給企業計の割合、支給回数分布は実施率=100としたもの、() 内は18年調査

図8 帰宅旅費の支給回数 (19年)



4

地域、寒冷地、食事、その他の手当

地域手当 実施率17%
支給額は1万9,062円

実施率 19年の実施率は17%（18年18%）だった。00年の25%が、10年には20%に、11～13年は20%を下回ったものの、14～17年は20%で推移していた。18年、19年は2年連続で低下した。

支給額 19年の大都市居住の有扶養者への地域手当の支給額は表9のとおり、定額制では18年を2.5%上回る1万9,062円に、本給比例制では本給の5.8%相当額だった。

寒冷地手当 実施率28%
札幌有扶で14.2万円

実施率 実施率は減少が続いている。00年に52%だったものが05年には34%に低下、10年には30%に、11年には30%を下回り、12年26%、13年28%、14～16年29%に、17年は28%に、18年、19年も同水準で推移している。

支給額 札幌における寒冷地手当の18年実績の支給額（1冬分）は表10のとおりだった。

有扶養者は15万7,370円、単身独立生計者はその46%に当たる7万2,427円だった。18年実績の有扶養者への支給額は17年実績を15.6%上回った。

表9 地域手当支給額 (大都市居住・有扶養者) (19年)

区 分	支 給 方 法	
	定額制 (円)	本給比例制 (%)
全 産 業	19,062 (18,597)	5.8 (5.8)
製 造 業	16,555 (15,503)	5.8 (5.8)
非製造業	25,080 (25,817)	- (-)

注 本給比例制の値は本給比を示す、() 内は18年調査

表10 寒冷地手当支給額 (札幌・1冬分) (18年実績, 円)

区 分	有扶養者	単身独立生計者
全 産 業	157,370 (136,096)	72,427 (63,664)
製 造 業	162,734 (137,828)	75,190 (65,808)
非製造業	112,667 (125,270)	49,400 (45,800)

注1 現物支給の場合は総務庁「小売物価統計調査」18年10月の全国平均（本誌試算）により1当たり97円で換算
2 () 内は17年実績

都市別支給額 都市別支給額を18年実績でみると表11, 図9のようになった。

札幌が最も高額で15万7,370円, 旭川は13万9,386円だった。本州では岩手が7万6,339円で最も高く, 秋田の7万5,013円が続いた。

寒冷地手当の推移 札幌市居住者への寒冷地手当支給額と札幌市の灯油単価の推移を比べると図10のとおり, 概ね連動している。灯油価格が高騰した年には寒冷地手当も引き上げられている。

1ℓ当たり灯油価格は14年には101.8円に上がり, 寒冷地手当も17.8万円に上がった。15年, 16年は灯油価格が下落し, 寒冷地手当も減額された。17年, 18年は灯油価格, 手当額とも再び上昇した。

手当てで購入できる灯油量 札幌市への寒冷地手当で購入できる灯油量は図11のようになった。00年は2,541ℓだったが, その後は減少し, 10年は2,000ℓを割り込んだ。11年から14年まではさらに1,800ℓを割り込んでいたが, 15年は1,893ℓに

上昇, 16年は2,027ℓと7年ぶりに2,000ℓを超えた。17年は1,791ℓ, 18年は1,699ℓに減少した。

その他地域の購入量 総務省の「小売物価統計調査」によると, 18年の灯油18ℓ価格は, 函館市1,746円, 旭川市1,635円となった。17年に比べ, それぞれ19.9%, 21.3%アップした。これを基に計算した本誌調べの18年実績の寒冷地手当(表11)での購入量は, 函館市892ℓ(前年比346ℓ減), 旭川市1,535ℓ(同47ℓ減)になった。

家計調査による札幌市の灯油購入量 総務省の「家計調査」によると, 18年の札幌市における灯油の年間購入総量(2人以上の世帯)は939ℓ(17年1,040ℓ), 支出金額は8万1,957円(同7万6,891円)だった。本誌調べの札幌市の寒冷地手当は15万7,370円であり, 年間支出金額を十分にカバーしている。

一方, 青森市の18年の年間購入総量は928ℓ, 支出金額は7万8,532円で, 本誌調べの寒冷地手当7万1,843円では6,689円不足する。その他の地域では, 本誌調べの寒冷地手当は家計調査の年間支出金額を上回っており, 購入総量を十分にカバーできる結果となった。

表11 寒冷地手当支給額 (有扶1冬分) (18年実績, 円)

地 域	支 給 額	格 差
札幌	157,370 (136,096)	100 (100)
旭川	139,386 (118,483)	89 (87)
釧路	145,240 (128,680)	92 (95)
苫小牧	119,730 (107,100)	76 (79)
室蘭	133,050 (121,350)	85 (89)
函館	86,545 (100,148)	61 (74)
青森	71,843 (66,553)	46 (49)
秋田	75,013 (72,349)	48 (53)
岩手	76,339 (69,457)	49 (51)
山形	71,243 (67,148)	45 (49)
新潟	58,050 (55,061)	37 (40)
長野	68,358 (61,331)	43 (45)
仙台	48,829 (44,821)	31 (33)
福島	58,759 (54,731)	37 (40)
北陸	52,737 (48,455)	34 (36)

注 総務省「小売物価統計調査」, 図9も同じ, () 内は17年実績

図10 寒冷地手当支給額と灯油単価 (各年実績)



注 札幌市灯油価格単価は総務省「小売物価統計調査」より本誌試算, 支給額は表11の本誌調べ

図9 寒冷地手当支給額の地域差 (18年実績)

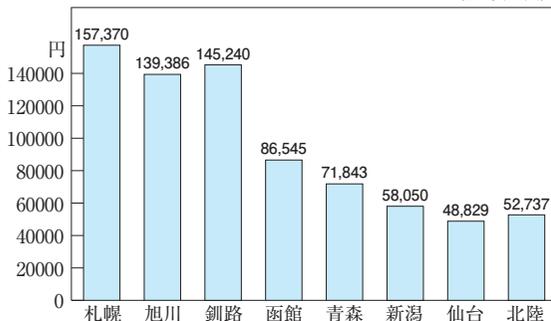
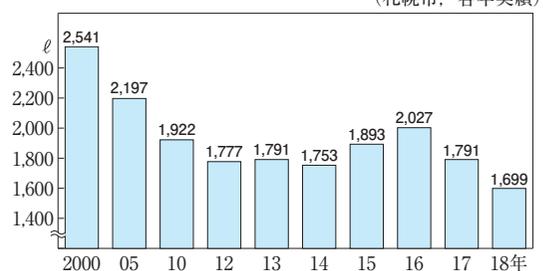


図11 寒冷地手当支給額で購入できる灯油量 (札幌市, 各年実績)



注 寒冷地手当支給額(札幌市, 表11) ÷ 札幌市灯油価格(1ℓ, 図10)

食事手当・食事補助 実施率32%

職場給食補助の1.7倍

実施率 給食施設がない事業所の従業員および施設があっても外勤のため利用できない従業員、あるいは施設の有無にかかわらず全従業員に一律に支給する食事手当・食事補助の実施率は19年は前年より2ポイント減の32%だった。

時間外基礎との関係 食事手当と時間外基礎との関係では、算入しないが19年は70%（前年70%）を占めた。食事手当は、労基法上時間外基礎への算入除外になっていないが、支給間隔の調整などの方法が取られているものと思われる。

支給額 支給額は表12のとおり、19年は6,855円で、前年比2.0%減だった。

表12 食事手当支給額 (19年, 円)

区 分	支 給 額
全 産 業	6,855 (6,998)
製 造 業	6,953 (7,123)
非製造業	6,094 (6,175)

注 () 内は18年調査

図12 食事手当支給額と支給額の職場給食の昼食費会社負担額に対する倍率



注 職場給食の昼食費会社負担額は本誌調べ（京浜地区各年の直接費+間接費）×22で計算

職場給食の会社負担額と食事手当との関係は図12のとおりで19年は会社補助額の1.7倍を食事手当・食事補助として支給している計算になった。

その他の生活関連手当

レク、自己啓発、予防接種など

その他の生活関連手当は32社（28%）が実施していた。手当というよりは補助金としての性格が強かった。名称は多様だったが、レク、自己啓発、予防接種関連への補助が目立った。

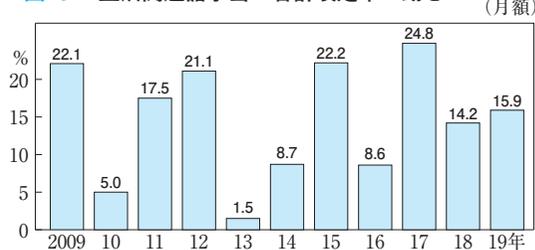
5

生活関連諸手当の改定率の動き

手当別の改定率 前年下期から当年上期までの直近1年間に生活関連諸手当を改定した企業の割合は表13のようになった。19年は住宅手当・家賃補助2.9%、家族手当・扶養手当4.5%、単身赴任手当2.9%、地域手当5.6%だった。

合計改定率 各年の諸手当の改定率を合計してみると図13のようになった。08年、09年、12年、15年のように20%を超えた年がある一方、10年、13年のように5%以下の年もある。17年は24.8%に増加したが18年は14.2%、19年は15.9%だった。

図13 生活関連諸手当の合計改定率の動き (月額)



注 改定率は前年調査時点以降当年調査時点までに改定した企業の割合（廃止を除く）、合計改定率は、住宅手当・家賃補助、家族手当、単身赴任手当、地域手当、食事手当の各改定率の合計

表13 諸手当の最終改定時期と改定率 (%)

区 分	最 終 改 定 時 期				改 定 率 (前年下期+当年上期)		
	2017年以前	18年上期	18年下期	19年上期	2017年調査	18年調査	19年調査
住宅手当・家賃補助	95.7	1.4	0.0	2.9	5.9	3.4	2.9
家族手当・扶養手当	91.0	4.5	1.1	3.4	11.8	7.9	4.5
単身赴任手当	95.2	1.9	1.0	1.9	2.8	2.9	2.9
地 域 手 当	94.4	0.0	0.0	5.6	4.3	0.0	5.6
食事手当・食事補助	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注1 改定率は各年調査時点の改定企業の割合であり、「17年調査」は16年下期+17年上期、「18年調査」は17年下期+18年上期の改定企業をいう、「19年調査」は18年下期+19年上期をいう、手当廃止は改定率から除いた

2 通勤費補助を除く、マイカー等通勤費補助、寒冷地手当は、ガソリン代、灯油価格変動が多いため除外した

別表1

住宅手当・家賃補助(69社)

注 18年下期～19年上期の改定は太字で表記, 以下各表同じ

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	受給資格, 支給方法, 支給月額	時間外 基礎
金属工業	金属工業② (2,000名)	住宅手当 98年7月	社宅・寮居住者を除く(3カ月毎に支給) 首都圏 39,000円 世帯主 43,500円 単身者 22,500円 その他 22,500円	算入せず
	金属工業③ (299名)	住宅手当 90年4月	社宅・寮居住者を除く 有扶世帯主 2,000円 単身者 1,000円	算入する
電気機器	電気機器① (35,000名)	①家族用住宅手当 14年10月 ②単身用住宅手当 14年10月	①家族同居者で賃貸借物件に入居する者 支給期間 40歳到達月の月末 支給月額 賃貸住宅家賃×50%(100円未満切捨て) ただし, 地域ごとに支給限度額あり(最大:東京・大阪圏7万円) ②単身者で賃貸借物件に入居する者 支給期間 31歳に到達する年度末日 支給月額 賃貸住宅家賃×50%(100円未満切捨て) ただし, 地域ごとに支給限度額あり(最大:東京・大阪圏5万円) ※なお, 制度の導入可否は事業所ごとに決定 転勤者は別に定める	算入せず
	電気機器② (22,000名)	厚生用家賃補助 15年4月	支給対象地域に所在する事業場・支社・支店に勤務し, かつ賃貸物件に居住する 40歳未満の社員 支払家賃のうち6万円を超える部分についてその半額を支給(4万円限度)	
電気	矢崎総業 (12,000名)	住宅手当 (従来より)	社宅・寮居住者を除く 世帯主 10,000円 非世帯主 5,000円	算入する
	アズビル (5,146名)	家賃補助	A地区 B地区 C地区 D地区 ① 43,500 34,500 30,000 26,000 ② 16,500 13,000 11,500 9,500 ③ 25,500 20,000 17,500 15,000 ①独身者かつ会社が募集する早期独身寮退寮者等, ②独身者かつ独身寮入居期間満了した者, ③既婚者かつ世帯主の者(入籍後7年未満かつ36歳未満) *社宅・寮入居者除く	算入する
機器	スタンレー電気 (3,483名)	地域別住宅手当 16年9月	①A地域:東京都, 横浜市, 川崎市, 京都市, 大阪市, 神戸市 世帯主 20,000円 非世帯主 5,000円 ②B地域:埼玉県, 千葉県, 名古屋市, A地域以外の神奈川県, 京都府, 大阪府, 兵庫県 世帯主 12,000円 非世帯主 3,000円 ③C地域:A, B地域以外 世帯主 8,000円 非世帯主 2,000円	
	安川電機 (3,000名)	家賃補助 17年9月	①家族同居者で賃貸借物件に入居する者 S地区 65% A地区 60% B地区 50% C地区 40% ②転勤を命じられた者で, 家族帯同者 支払い家賃のうち月3万円を超える部分について支給 ③単身者(転勤を命じられた者を含む)で, 賃貸借物件に入居する者 支払い家賃のうち月1万円を超える部分について支給 *①②③地域ごとに支給限度あり ①②③上限年齢あり ①② 世帯主で主たる生計者に限る	算入せず
輸送機械	電気機器④ (3,000名)	①家賃補助制度 01年2月改定 ②業務用住宅手当 17年4月	①転居を伴わない有扶養者が賃貸住宅に入居した場合 支払家賃の30%相当額, 33,500円を上限 ②寮, 社宅がない事業場への転居を伴う異動, 寮, 社宅があるが入居を希望しない場合 首都圏 72,000～33,000円 大都市圏 48,000～22,000円 その他 29,000～13,000円	①算入せず ②算入する
	日野自動車 (11,800名)	住宅手当 (従来より)	借家・間居住者 首都圏割増分 有扶養者 15,000円 無扶養者 10,000円	算入せず

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	受給資格, 支給方法, 支給月額	時間外 基礎
輸送機械(続き)	輸送機械① (26,273名)	①住宅手当 94年4月 ②高額家賃補助 98年4月	①社有施設居住者を除く 世帯主 準世帯主 ※A=東京, 神奈川, 千葉, 埼玉 A 17,000円 8,500円 B=大阪, 名古屋, 京都, 神戸, 北九州, 札幌, B 15,000 7,500 福岡, 広島, 仙台, 静岡, 堺, 浜松, 新潟, 岡山 C 11,600 5,800 C=上記以外の都市 ②世帯主(家賃-17,000円-1,800円×居住坪数)×0.65 準世帯主(家賃-8,500円-1,800円×居住坪数)×0.325 ※補助額上限35,000円, 家賃上限10万円 補助期間10年間 住宅共済会加入義務	算入する
	ダイハツ工業 (12,596名)	東京地区家賃補助	要件 東京都に所在する事業場に勤務し, 社員本人の義で賃借した会社施設以 外の住居に居住する者に対して支給 支給額 世帯主 月額30,000円 世帯主以外 月額20,000円	算入せず
	ボッシュ (5,333名)	住宅手当 18年4月	会社から住居貸与を受けていない従業員で, 36歳となる月の月末まで 渋谷・横浜ほか 月21,000円 東松山など 月12,000円 志木・広島など 月15,000円	算入する
精密機械	精密機械① (6,662名)	住宅手当 89年4月	東京地区 会社施設非居住 有扶養者 16,800円 無扶養者 8,700円 一律 2,000円 長野地区 会社施設非居住 世帯主 5,600円 非世帯主 3,800円 一律 2,000円	算入する
	東京計器 (1,597名)	家賃補助制度 14年4月	賃貸家賃のうち月額5万円を超える部分の半額とする, ただし, 月額2万円を上限 とする 支給期間は結婚後5年を限度とする	算入せず
機械	シチズン (1,357名)	住宅手当 (従来より)	世帯主 24,500円 独立単身者 12,000円 単身者 4,500円	算入する
一般機械	クボタ (11,226名)	住宅手当 00年5月	管理職および社宅入居者を除く 世帯主 11,000円	算入する
	日本精工 (7,726名)	①住宅手当 19年4月 ②特別住宅補給 金 91年4月	①社宅・寮居住者を除く 大都市地域 世帯主 10,800円 非世帯主 6,600円 その他地域 世帯主 10,000円 非世帯主 6,000円 ②首都圏事業所に勤務していること 算定式x = {(家賃-住宅手当) - (基準内賃金×0.15)} × 1/2 x世帯主: 1~2,500=2,500円 2,501~5,000円 5,001~7,500円 7,501~10,000円 x単身者: 1~2,500=2,500円 2,501~5,000円	①算入する ②算入せず
	コマツ (6,873名)	住宅手当 94年4月	社有施設居住者を除く A地区(東京近郊) 世帯主 18,500円 独立生計者 7,000円 B地区(主要都市) 9,500 2,500 C地区(その他) 5,500 1,500 沖縄地域 11,000 2,500	算入する
機械	N T N (6,816名)	①住宅手当 ②住宅特別補助 金	①社宅・寮居住者を除く 有配偶者 独身者 東京地区 16,000円 10,500円 東京以外 12,500円 7,000円 ②賃貸住宅の入居者で東京地区 有配偶者 月7,000円 独身者 月2,500円	算入せず
	住友重機械工業 (2,526名)	住宅手当 08年4月	A 東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県 家賃の65% 支給上限額65,000円 (支給対象: 通勤時間片道2H以内) (支給上限額45,500円) 大阪府・京都府・兵庫県 (支給対象: 通勤時間片道1.5H以内) B 愛知県・札幌市・仙台市・新潟市・ 家賃の55% 支給上限額44,000円 静岡市・浜松市・広島市・福岡市・北九州市 (支給上限額30,800円) C その他地区 家賃の45% 支給上限額29,300円 ()内は単身者 (支給上限額20,500円)	算入せず

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	受給資格, 支給方法, 支給月額	時間外 基礎
化	化学工業② (3,700名)	1.世帯主手当 2.①住宅手当Ⅰ 06年4月 ②住宅手当Ⅱ 06年4月 ※①②の重複可 1+2②または 2①+2②はコ ース選択によ る	1. 60,000円 (家族手当相当を含む) 2. ①世帯主 27,000円 独立単身者 16,500円 ②住宅手当Ⅰまたは世帯主手当支給対象者のうち、賃貸住宅に入居している 者に支給する (独立単身者は世帯主の半額) ※社宅入居者以外は別に定める 支 払 家 賃 世 帯 主 支 払 家 賃 世 帯 主 35,000～40,000円未満 6,000円 80,000～ 85,000円未満 20,000円 40,000～45,000円 7,000 85,000～ 90,000円 22,000 45,000～50,000円 8,000 90,000～ 95,000円 24,000 50,000～55,000円 9,000 95,000～100,000円 26,000 55,000～60,000円 10,000 100,000～105,000円 28,000 60,000～65,000円 12,000 105,000～110,000円 30,000 65,000～70,000円 14,000 110,000円以上 32,000 70,000～75,000円 16,000 75,000～80,000円 18,000	算入する
	ライオン (3,000名)	家賃補助	転勤に伴う社宅貸与者 ①〔家賃+共益費・管理料〕<〔賃借料会社負担限度基準額〕 →使用料(家賃+共益費・管理料)×30% ②〔家賃+共益費・管理料〕>〔賃借料会社負担限度基準額〕 →賃借料会社負担限度基準額×30%+賃借料会社負担限度基準超過分	算入せず
学	化学工業③ (2,350名)	住宅手当 99年4月	持ち家者等 13,000円	算入する
	三菱ガス化学 (2,352名)	住宅手当 16年6月	①世帯主住宅補助金・社員等級により 13,000～13,500円 ②非世帯主住宅補助金・社員等級により 3,500～ 3,700 ③借家住宅補助金・地域等により 27,000～75,000	算入せず
工	住友ベークライ ト (2,260名)	住宅手当 94年4月	社有施設居住者を除く 複身者 14,100円 単身者 7,050円	算入する
	バンドー化学 (2,000名)	①住宅手当 ②住宅補助手当	①一般職に対して ・配偶者または扶養家族と本人名義の持家または借家に居住 16,500円 ・独身で扶養家族なしで本人名義の持家または借家に居住 9,900 ・上記以外(社宅または寮に入居する場合を除く) 6,000 ②東京圏(東京駅まで片道90分以内)で本人名義で賃借契約 ・扶養家族と同居 契約家賃から80,000円減額した額(上限50,000円) ・扶養家族なし 契約家賃から40,000円減額した額(上限25,000円)	①算入す る ②算入せ ず
業	トクヤマ (1,869名)	住宅手当 04年1月	社宅(寮を含む)以外の居住者で以下の場合、月額10,000円 ①本人が世帯主の場合 ②扶養家族手当受給者	算入せず 併給する
	セントラル硝子 (1,698名)	住宅手当 16年4月	世帯主で社員本人名義または社員と他の者との共有名義の住居に居住する者 支給額16,000円	算入せず
(続 き)	日油 (1,648名)	住宅手当 03年4月	寮・社宅居住者を除く ①世帯主で扶養家族のある者、または世帯主で配偶者のある者 A地区30,000円 B地区25,000円 ②独身の世帯主で扶養家族のない者 A地区22,000円 B地区17,000円	算入する
	化学工業⑤ (1,523名)	住宅手当 98年4月	社宅・寮居住者を除く ①所得税法上の扶養家族ある者 工場地区 工場地区以外 29,000円 30,700円 ②住民基本台帳に基づく世帯主 25,400 27,100 ③親元居住者 9,800 11,500	算入する

住宅手当・家賃補助

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	受給資格, 支給方法, 支給月額	時間外 基礎																				
化学工業 (続き)	大陽日酸 (1,418名)	①持家補助費 03年4月 ②家賃補助費 05年4月	①社有施設居住者を除く(自宅) 有扶養者 15,000円 無扶養者 10,000円 ②(借家)家賃-(30,000円) 80,000円限度(都区内の場合, 有扶養者のみ対象), 8,000円を下回る場合は 8,000円支給	算入せず																				
	東亜合成 (1,117名)	住宅補助金 10年4月	4カ月毎に次の金額を支給 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>扶養区分</th> <th>地域区分</th> <th>支給金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">扶養家族有</td> <td>東京, つくば</td> <td>125,200円</td> </tr> <tr> <td>大阪</td> <td>109,600</td> </tr> <tr> <td>名古屋, 福岡, 北海道</td> <td>83,600</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">扶養家族無</td> <td>東京, つくば</td> <td>82,800円</td> </tr> <tr> <td>大阪</td> <td>76,400</td> </tr> <tr> <td>名古屋, 福岡, 北海道</td> <td>58,800</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>53,200</td> </tr> </tbody> </table>	扶養区分	地域区分	支給金額	扶養家族有	東京, つくば	125,200円	大阪	109,600	名古屋, 福岡, 北海道	83,600	その他	70,000	扶養家族無	東京, つくば	82,800円	大阪	76,400	名古屋, 福岡, 北海道	58,800	その他	53,200
扶養区分	地域区分	支給金額																						
扶養家族有	東京, つくば	125,200円																						
	大阪	109,600																						
	名古屋, 福岡, 北海道	83,600																						
	その他	70,000																						
扶養家族無	東京, つくば	82,800円																						
	大阪	76,400																						
	名古屋, 福岡, 北海道	58,800																						
	その他	53,200																						
ゴム工業	横浜ゴム (5,200名)	地域住宅手当 01年4月設定	厚生用社宅廃止に伴う措置 東京・大阪など 38,000円 平塚など 35,000 その他 16,000	算入せず																				
窯業	窯業 ① (2,300名)	住宅給 17年4月	社宅・寮居住者を除く 同居扶養家族を有する者または同居家族中の生計主体者, 独立生計の単身居住者 12,000円	算入する																				
繊維工業	帝人 (4,689名)	住宅手当 98年4月	自宅・社宅居住者・無扶・独身者を除く世帯主 東京 12,300円 名古屋 9,700 大阪 10,500 その他 6,900	算入する																				
	日本フェルト (480名)	住宅手当 04年4月	社宅居住以外の世帯主 有扶養者 11,000円 無扶養者 8,000円	算入する																				
食品	食品工業 ③ (5,000名)	住宅施策 13年1月	持家以外には賃借料×支援率, 持家には基準家賃×支援率という計算式に基づき 住宅支援額を決定する 賃借料と基準家賃は世帯区分やエリアによって異なり, 支援率は転居を伴う異動 発令から3年間は80%, その後3年間は70%, それ以降は年齢や子の扶養状況に よって毎年決定されるが, 単身赴任者に関しては無期限80%を適用している	算入せず																				
工業	森永製菓 (1,655名)	①住宅手当 04年4月	①社宅非入居者, 自己名義物件または住宅費を負担する者 A地区 20,000円 B地区 15,000 C地区 12,000	①算入する																				
		②家賃補助手当 04年4月	②満35歳未満の従業員で結婚により賃貸住居に入居かつ配偶者を扶養する者 月額家賃のうち30,000円を超える部分の50%相当額とし, 月額25,000円を上限とする	②算入せず																				

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	受給資格, 支給方法, 支給月額	時間外 基礎																							
食品工業 (続き)	江崎グリコ (1,514名)	住宅手当	要件 給与規定に定める世帯主*および独立単身者で、社宅を利用しない場合に限り支給する *給与規定に定める世帯主 3親等以内の同居家族を有する既婚者、または扶養家族の定義に定める扶養家族と同居する者で、当該従業員の収入によって、常時生計の5割以上を維持する 支給月額 居住地により異なる 自宅世帯主…8,000～16,000円 独立単身者…8,000～20,000円 借家世帯主…24,000～44,500円	算入する																							
	コクヨ (148名)	① 住宅補助 ② 家賃補助	①社宅入居者を除く(カフェテリアプランによる補助) 管理職 30,000円/年 組合員 世帯主 15,000円/月 独身 5,000円/月 ②社宅・寮入居者を除く(賃借物件入居者のみ) 管理職以外 首都圏 45,000円 その他 25,000円	算入せず																							
鋳 業	非鉄金属① (4,239名)	住宅手当 17年10月	既婚者支給月額 独身者支給月額 都市部(借家・借間) 26,000円 13,500円 都市部(自宅・親許) 19,200円 9,850円 都市部(借家・借間) 22,700円 11,850円 都市部(自宅・親許) 16,400円 8,450円	算入する																							
	住友金属鋳山 (3,030名)	①非社宅補助給金 05年10月 ②借家補助給金 98年11月	①東京地区 家族持ち 19,000円 単身者 13,600円 その他都市店部 16,000 11,400 その他 10,000 7,200 ②東京地区 34,000 20,800 その他都市店部 34,000 20,800 その他 17,000 10,400 注 借家補助給金は、支払い家賃の70%で上記を限度	①算入する ②算入せず																							
非 鉄 金	三井金属鋳業 (1,796名)	①住宅手当 19年4月 ②住宅補助給金 91年4月	①自宅居住者 都市 30,000円 地方 18,000円 ②借家・借間居住者 有扶養者 48,000円限度 無扶養者 41,000円限度	算入する (②は除く)																							
	非鉄金属② (800名)	住宅手当 05年4月	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">有扶養者</th> <th colspan="2">無扶養者</th> </tr> <tr> <th>持ち家・借家</th> <th>その他</th> <th>持ち家・借家</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>60,000円</td> <td>18,000円</td> <td>25,000円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>50,000</td> <td>15,000</td> <td>20,000</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>40,000</td> <td>12,000</td> <td>15,000</td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>A: 東京 神奈川 埼玉 千葉 大阪 京都 兵庫 B: 愛知 静岡 奈良 C: その他の道県</p>	区分	有扶養者		無扶養者		持ち家・借家	その他	持ち家・借家	その他	A	60,000円	18,000円	25,000円	9,000円	B	50,000	15,000	20,000	7,500	C	40,000	12,000	15,000	6,000
区分	有扶養者		無扶養者																								
	持ち家・借家	その他	持ち家・借家	その他																							
A	60,000円	18,000円	25,000円	9,000円																							
B	50,000	15,000	20,000	7,500																							
C	40,000	12,000	15,000	6,000																							
属	日鉄鋳業 (668名)	自宅居住手当 94年4月	社宅外居住の世帯主・独立生計者 半期 36,000円	算入せず																							
	古河機械金属 (本社 212名)	住宅手当 97年4月	社宅・寮居住者を除く (1) 世帯主および家族手当受給者(実態上世帯主と認められる者以外の単身者を除く) ①東京・大阪・名古屋・札幌・福岡・仙台・広島 20,000円 ②上記①以外 15,000円 (2) 上記以外の者 5,000円	算入する																							

住宅手当・家賃補助

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	受給資格, 支給方法, 支給月額	時間外 基礎																																	
建設業	建設業① (8,312名)	住宅手当 05年10月	社宅・寮居住者を除く(世帯主の場合) ・借家補助 大都市圏46,000～48,000円 其他地区33,500～35,500円 ・住宅手当 〃 27,000 〃 21,000～24,000 ※扶養者・同居者・生計の中心等に要件あり 借家補助は45歳未満	算入する (借家補助部分を 除く)																																	
	日揮 (2,440名)	住宅補助金 10年4月	<p><住宅補助金></p> <p>1) 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独身者: 満32歳以上39歳未満の者 ・既婚者: 入籍日より84カ月以内かつ39歳未満の者 <p>2) 支給額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住居区分</th> <th>補助金対象額</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">賃貸住宅に住んでいる者</td> <td>月額家賃8万円以上</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>月額家賃4万円以上8万円未満</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>月額家賃4万円未満</td> <td>家賃相当額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">持家に住んでいる者</td> <td>ローン残高2,000万円以上</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>上記未満</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	住居区分	補助金対象額	支給月額	賃貸住宅に住んでいる者	月額家賃8万円以上	60,000円	月額家賃4万円以上8万円未満	40,000円	月額家賃4万円未満	家賃相当額	持家に住んでいる者	ローン残高2,000万円以上	30,000円	上記未満	20,000円	算入せず																		
	住居区分	補助金対象額	支給月額																																		
賃貸住宅に住んでいる者	月額家賃8万円以上	60,000円																																			
	月額家賃4万円以上8万円未満	40,000円																																			
	月額家賃4万円未満	家賃相当額																																			
持家に住んでいる者	ローン残高2,000万円以上	30,000円																																			
	上記未満	20,000円																																			
千代田化工建設 (1,717名)	家賃補助金 12年4月	賃借物件居住者 支払家賃の70%相当額, ただし下記を限度 既婚者で持ち家を有しない者(世帯主) 70,000円 独身寮入寮資格者(世帯主) 42,000円	算入せず																																		
運輸業	東京急行電鉄 (4,188名)	遠隔地勤務者住居費補助 02年4月	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単身者</th> <th>上限面積50m²以下</th> <th>会社負担上限</th> <th>65,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家族を帯同し赴任する者</td> <td>家族1名</td> <td>60m²以下</td> <td>会社負担上限 83,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>70</td> <td>97,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3名以上</td> <td>80</td> <td>111,000</td> </tr> </tbody> </table>	単身者	上限面積50m ² 以下	会社負担上限	65,000円	家族を帯同し赴任する者	家族1名	60m ² 以下	会社負担上限 83,000円		2	70	97,000		3名以上	80	111,000																		
	単身者	上限面積50m ² 以下	会社負担上限	65,000円																																	
家族を帯同し赴任する者	家族1名	60m ² 以下	会社負担上限 83,000円																																		
	2	70	97,000																																		
	3名以上	80	111,000																																		
運輸業② (2,518名)	住宅手当 02年8月	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>社宅入居者</th> <th>社宅非入居者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者のみ</td> <td>18,000円</td> <td>21,850円</td> </tr> <tr> <td>配偶者と扶養家族2人まで</td> <td>18,400</td> <td>22,600</td> </tr> <tr> <td>〃 3人以上</td> <td>18,400</td> <td>22,600</td> </tr> <tr> <td>配偶者なく扶養家族あり</td> <td>16,350</td> <td>20,150</td> </tr> <tr> <td>扶養家族のないもの</td> <td>8,700</td> <td>9,600</td> </tr> </tbody> </table>		社宅入居者	社宅非入居者	配偶者のみ	18,000円	21,850円	配偶者と扶養家族2人まで	18,400	22,600	〃 3人以上	18,400	22,600	配偶者なく扶養家族あり	16,350	20,150	扶養家族のないもの	8,700	9,600	独身者相当分算入する																
	社宅入居者	社宅非入居者																																			
配偶者のみ	18,000円	21,850円																																			
配偶者と扶養家族2人まで	18,400	22,600																																			
〃 3人以上	18,400	22,600																																			
配偶者なく扶養家族あり	16,350	20,150																																			
扶養家族のないもの	8,700	9,600																																			
運輸業	運輸業③ (陸上163名)	都市勤務手当 (従来より)	<p>①総合職</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>標 齡</th> <th>社宅非利用者</th> <th>社宅利用者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27 歳 未 満</td> <td>17,400円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>29 〃</td> <td>30,600</td> <td>9,700</td> </tr> <tr> <td>32 〃</td> <td>37,100</td> <td>12,700</td> </tr> <tr> <td>35 〃</td> <td>43,100</td> <td>16,200</td> </tr> <tr> <td>35 歳 以 上</td> <td>49,700</td> <td>19,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>②準総合職・一般職</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>標齡</th> <th>親元通勤者</th> <th>2,000円</th> <th>単身独立生計者</th> <th>13,900円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〃 27歳未満</td> <td>4,500</td> <td></td> <td>18,900</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 27歳以上</td> <td>6,500</td> <td></td> <td>21,900</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	標 齡	社宅非利用者	社宅利用者	27 歳 未 満	17,400円	3,500円	29 〃	30,600	9,700	32 〃	37,100	12,700	35 〃	43,100	16,200	35 歳 以 上	49,700	19,800	標齡	親元通勤者	2,000円	単身独立生計者	13,900円	〃 27歳未満	4,500		18,900		〃 27歳以上	6,500		21,900		算入する
	標 齡	社宅非利用者	社宅利用者																																		
27 歳 未 満	17,400円	3,500円																																			
29 〃	30,600	9,700																																			
32 〃	37,100	12,700																																			
35 〃	43,100	16,200																																			
35 歳 以 上	49,700	19,800																																			
標齡	親元通勤者	2,000円	単身独立生計者	13,900円																																	
〃 27歳未満	4,500		18,900																																		
〃 27歳以上	6,500		21,900																																		

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	受給資格, 支給方法, 支給月額	時間外 基礎														
通信業	通信業① (4,852名)	住居費補助 17年4月	有扶養者 30,000円+地域加算(0・3,000・17,000円) 独身世帯主 20,000円+地域加算(0・10,000円) ・寮入居者を除く ・社宅入居者(独身・家族帯同)は家賃と相殺 ・社宅入居者(単身赴任者)は別居配偶者地区に応じて支給	算入する														
	通信業② (350名)	住宅手当 93年4月	一律 32,000円	算入する														
金融保険業	金融保険業② (16,000名)	住宅費補助 04年10月	月額 46,000円	-														
	アコム	住宅手当 12年4月	要件 自己, 配偶者または被扶養者名義の持家もしくは賃貸住宅に居住する主たる生計維持者に対して支給する 支給月額 14,000~46,000円の間で, 地域, 扶養の有無, 持ち家, 賃貸を鑑み支給する	算入せず														
商事サービス	国分グループ本社 (5,152名)	住宅手当 15年6月	要件 社宅退去後(入居より6年間), 引き続き賃貸物件に入居する社員へ, 2年間支給する 支給月額 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>既婚</td> <td>独身</td> </tr> <tr> <td>①首都圏・中部・近畿</td> <td>17,600円</td> <td>11,400円</td> </tr> <tr> <td>②北海道・東北・中国・九州</td> <td>14,000円</td> <td>9,100円</td> </tr> <tr> <td>③その他</td> <td>12,300円</td> <td>8,000円</td> </tr> </table>		既婚	独身	①首都圏・中部・近畿	17,600円	11,400円	②北海道・東北・中国・九州	14,000円	9,100円	③その他	12,300円	8,000円	算入する		
		既婚	独身															
	①首都圏・中部・近畿	17,600円	11,400円															
	②北海道・東北・中国・九州	14,000円	9,100円															
	③その他	12,300円	8,000円															
	商事サービス③ (2,273名)	下宿手当 09年4月	指定賃貸業者利用者 入社より8年間 入居費用補助 100,000円まで 家賃補助 1~5年目 30,000円 6~7年目 20,000円 8年目 10,000円 ※新入社員採用促進のための施策	算入せず														
	商事サービス④ (1,600名)	住宅手当 03年4月	月額賃借料の50%を住宅手当として支給(支給区分および上限支給額は地区別に次のとおり) <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>A地区</td> <td>B地区</td> <td>C地区</td> <td>D地区</td> </tr> <tr> <td>有配偶, 有扶養者</td> <td>55,000円</td> <td>50,000円</td> <td>40,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>単身者</td> <td>33,000</td> <td>30,000</td> <td>25,000</td> <td>22,000</td> </tr> </table>		A地区	B地区	C地区	D地区	有配偶, 有扶養者	55,000円	50,000円	40,000円	35,000円	単身者	33,000	30,000	25,000	22,000
	A地区	B地区	C地区	D地区														
有配偶, 有扶養者	55,000円	50,000円	40,000円	35,000円														
単身者	33,000	30,000	25,000	22,000														
商事サービス⑤ (348名)	住宅手当 12年6月	有扶養者 独身者 33,800円	算入する															
商事サービス⑥ (281名)	住宅手当 91年4月	家族手当の50%(41頁参照)	算入せず															
ニチモウ (257名)	住宅手当 98年7月	社宅・寮居住者を除く 世帯主 28,600円 独立生計者 14,300	算入する															

別表2 通勤手当・通勤交通費(在来線・新幹線・マイカー等)補助(114社)

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
金	金属工業① (24,500名)	全額会社負担 12年10月	なし	①自動車 通勤距離×2×22日÷11.1km/ℓ×ガソリン単価 ②二輪車は自転車の半額 12年10月
	JFEスチール (20,000名)	全額会社負担 (特急料金は含まず)	なし	①自動車等補助額 {標準通勤距離×2×出勤日数(22日)} ÷燃費(ℓ10km)×ガソリン単価 ②単車、自転車等は自動車の半額
属	日鉄日新製鋼 (3,843名)	片道1km以上 全額会社負担 (従来より)	要件 在来線で90分以上、新幹線通勤 距離50km以上 補助 月額100,000円まで 90年4月	片道1km以上 ①自動車 ガソリン単価(地域別)×距離 ②自転車・バイク 1km～ガソリン単価×距離 ×70%, 10km～同×65%, 15km～ 同×60% 96年10月
	古河電気工業 (3,591名)	全額会社負担 (従来より)	要件 京浜地区勤務者(単身赴任回避 は全国対象)、新幹線乗車時間90分 以内、新幹線乗車距離50km以上 補助 在来線定期代+上回る部分の80 % 90年12月	①四輪 (①②ともに1kmごとに設定) 5km 3,560円 20km 10,960円 10 〃 6,370 25 〃 13,720 15 〃 9,070 30 〃 16,470 ②バイク…上記の50% 18年5月
工	大同特殊鋼 (3,139名)	全額会社負担 03年4月	要件 首都圏・関西圏勤務者で新幹線 乗車距離100km以上、総通勤時間が 概ね2時間以内に短縮 補助 月額150,000円まで定期代1割自 己負担 91年7月、95年4月、03年4月改正	①自動車 往復通勤距離×営業日数(22日)×ガソリ ン単価÷燃費(ℓ10km) ②バイクは上記の50% 17年4月
業	金属工業② (2,000名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線乗車距離100km以上、通 勤時間2時間以内 補助 在来線含み月額100,000円まで 91年4月	定期代に換算して補助 (従来より)
	金属工業③ (299名)	全額会社負担 (従来より)	なし	2km～ 4,540円 20km～ 17,930円 5 〃 6,910 25 〃 21,940 10 〃 10,100 30 〃 26,780 15 〃 13,910
電 気 機 器	電気機器① (35,000名)	全額会社負担 90年4月	要件 新幹線乗車距離50km以上、概 ね2時間以内 補助 月額8,000円個人負担 89年10月	(往復運行距離÷ℓ当たり走行距離)×ガ ソリン単価×支払日数+駐車場代 02年9月
	三菱電機 (33,000名)	全額会社負担 06年4月	要件 新幹線利用で概ね90分以内 補助 月額8,000円個人負担、残額会 社負担 89年3月	①自動車…会社駐車場を利用できない場合 に限り、定期代に換算して補助 ②バイク、自転車…2km～2,480円 4km～3,200 その他通勤事情・交通事情によっては事業 所毎に定める 02年3月

通勤手当・通勤交通費補助

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
電	電気機器② (22,000名)	①定期券 原則、最廉価経路に基づき、算出した額を会社負担 ②有料特急は右欄新幹線通勤補助に準じる	要件 転勤を命じられた者で、転居の判定を受けているが、やむを得ない理由により転居せず、現住所から通勤する場合に支給(始業時刻までに勤務地に到着でき、乗車距離が一路線あたり50km以上あること) 補助 通勤費用を含めて月額10万円を限度とした実費	自動車、自動二輪車 往復通勤距離×20日÷1ℓ当たりの走行距離×ガソリン単価(円/ℓ) ※ガソリン単価は総務省統計局「自動車ガソリン」の全国平均額
	電気機器③	全額補助 自宅から事業所間の距離が徒歩で1.3km以上の場合に支給 18年4月	要件 在来線で2時間以上、新幹線で2時間未満、かつ、その新幹線利用区間の通勤時間が同区間の在来線の通勤時間に比べ、20分以上短縮される場合 補助 乗車券分全額+特急料金の一定率(3分の1)まで補助	要件 自宅から事業所間の距離が徒歩で1.3km以上の場合に支給対象とする 補助 5,000円+片道距離×2×(ガソリン単価÷10km/ℓ)×22日 13年6月
	矢崎総業 (12,000名)	定期券相当額支給 月額50,000円 (従来より)	要件 新幹線距離60km以上150km未満 ローカルで1時間未満は不該当 補助 全額定期代相当支給	距離により手当額を区分(17区分) 有料道路 25~100km以下(高速)、ローカルで1時間以上
機	富士電機 (10,000名)	全額会社負担 90年1月	要件 新幹線利用で概ね2時間以内 補助 月額8,000円個人負担、残額会社負担(ただし、転勤者は1年間全額会社負担) 90年1月	ガソリン×片道走行距離×2×月当たり所単価×ℓ当たり走行距離×定就業日数 ※単価は事業所別に設定 (従来より)
	アズビル (5,146名)	①在来線定期券 全額会社負担 ②在来線特急 要件 新幹線と同様 補助 新幹線①と同様 (②は不可)	要件 住居から勤務先まで片道在来線2時間以上(首都圏)または1時間30分以上(首都圏以外)で、新幹線(在来線特急)を利用することで20分以上短縮かつ2時間未満(首都圏)または1時間30分未満(首都圏以外)となる。乗車距離50km以上 補助 ①全額(住居転居を必要とする転勤を命じられた者) ②新幹線定期代-在来線定期代)×75% 新幹線沿線に自ら居住する住宅を新しく取得する者	①自動車 要件 育児・介護・本人の体調・公共交通機関利用が著しく不便等、会社が許可した者 補助 ガソリン単価(全国平均)×20.5日×片道走行距離×2 ②自転車 要件 ①片道1km以上、5km以内で対象事業所のみ ②自動車要件と同様 補助 月額1,000円
	スタンレー電気 (3,483名)	全額会社負担 ただし、片道2km以上	なし	・四輪(私有車) 片道走行距離×2×25×基準ガソリン価格/9 ・二輪(四輪の50%) ・高速道路 自宅から事業所まで40km以上、高速道路等を片道20km以上100km以下、ただし月額50,000円を上限とする高速道路の通行料×2×(月次所定就業日数)
器 (統 計)	電気機器④ (3,000名)	全額会社負担 04年4月	要件 新幹線利用で2時間以内、30分以上短縮 補助 ①転勤者…新幹線定期券の95%を会社負担 ②持ち家…新幹線定期購入金額の90%を会社負担 ①89年2月、②93年4月導入 ①、② 95年4月改正	①自動車…1km以上1,400円、上限35,400円 ②バイク…①50cc超 1km以上600円、上限14,200円 ②50cc以下 1km以上300円、上限 8,900円 ※上限は50km以上(共通) ③自転車…自宅↔最寄駅 一律3,000円 自宅↔事業場 700円 17年10月

通勤手当・通勤交通費補助

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
電 気 機 器 (統 計)	安川電機 (3,000名)	全額会社負担 98年4月	要件 新幹線乗車距離50km以上, 乗車1時間程度 補助 最長期間で定期代の月割額から8,000円を控除した額 90年7月	ガソリン単価×順路片道走行距離×平均月 度就業日数×2(往復) ※ガソリン単価は経済産業省エネルギー 庁の調査結果より毎月検定のうえ決定 18年3月
	電気機器⑤ (2,600名)	①全額会社負担 89年1月 ②在来線特急 要件 東京, 神奈川, 千葉の各事業所へ通勤する一般従業員のうち, 在来線で2時間以上, 特急利用で30分以上短縮でき, 2時間以内で通勤できる場合 補助 通常の通勤定期代との差額の50% 94年1月	要件 左記在来線特急の該当者 補助 左記在来線特急補助に同じ 94年1月	①軽自動車を除く自動車 片道実走行距離×2×20×ガソリン単価(ℓ) 10km ②軽自動車, 自動二輪車, 原動機付自転車 片道実走行距離×2×20×ガソリン単価(ℓ) 15km 18年4月
	河村電器産業 (1,779名)	定期券相当額 (50,000円限度)	定期券相当額 (50,000円限度)	マイカー (往復通勤距離×都道府県別ガソリン単 価×月平均稼働日数) ÷ 10 (50,000円限度)
	日本信号 (1,356名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線利用で30分以上短縮でき る場合, 新幹線乗車距離50~150km 補助 全額会社負担 88年1月, 91年7月改正	片道走行距離×2(往復)×ガソリン単価 ÷1ℓ当たり走行距離×支払日数 01年7月
	電気興業 (515名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線乗車距離70km以上, 通 勤時間2時間以内 補助 全額会社負担 93年12月	{(片道直線距離×2(往復)×1.5ℓ×ガソ リン1ℓ当たり単価)+(消費税相当額)} ÷(1ℓ当たり走行距離)×(1ヵ月当た りの出勤日数) 07年10月
輸 送 機 械	輸送機械① (26,273名)	月額150,000円まで会社 負担 98年5月	要件 在来線で2時間以上新幹線利用 で2時間以内かつ30分以上の差があ ること, 新幹線乗車距離50~150km 未満 補助 在来線定期代を含め月額 150,000円まで会社負担 98年5月	ガソリン代に換算 150,000円限度 98年5月 〈高速道路利用料金〉 要件 自宅-事業所間距離が50km以上か つ高速利用距離25km以上 補助 上記限度内で会社負担 98年5月
	ダイハツ工業 (12,596名)	月額100,000万円まで補助 要件 片道2km以上で, その運賃を負担して通 勤することを常例とし ている者に対して支給 支給 4月・10月賃金と 同時支給 17年7月	なし	要件 片道2km以上を通勤することを常例 としている者に対して支給 支給 (ガソリン単価)×(片道通勤距離) ×2×(月平均所定日数)÷(燃費) *燃費…小型・普通自動車12km/ℓ, 軽 自動車13.5km/ℓ, 二輪車等30km/ℓ *限度額…車(当社製自動車)月58,000円, 二輪車月14,000円 17年7月
	日野自動車 (11,800名)	全額会社負担 (従来より)	要件 東京都区内勤務者で新幹線乗車 距離50~160km未満, 在来線利用で 2時間以上あり, 新幹線利用で2時間 未満に短縮できる者 補助 新幹線定期代の90% 92年1月	①自動車・バイク等…実費相当のガソリン 代を支給(2km以上) ②自転車…250円(2km以上) / 月 01年4月

通勤手当・通勤交通費補助

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
輸送機	I H I (7,713名)	全額会社負担 99年4月	要件 ①転勤者で新幹線通勤選択可能者、新幹線乗車距離60～160km(起点、転勤先事業所最寄駅) ②首都圏勤務者で新幹線通勤選択可能者、新幹線乗車距離60～160km(起点東京駅) 補助 ①全額会社負担 ②在来線定期代+上回る部分の75%相当額 90年5月, 94年1月, 01年4月改正	①交通機関と併用 事業所←→最寄駅2km以上 2,000円 最寄駅←→自宅2km以上 1,500円 ②交通用具のみ利用 通常 自動車…直線距離5km以内14.4ℓ(原付含む) ℓ以上19.2ℓ 自転車…1,500円 特殊立地 四輪 2～5km24ℓ, 5～10km32ℓ, 以降5km毎の区分で16ℓずつ増, 上限50km以上176ℓ バイク 2～5km14.4ℓ, 5～10km19.2ℓ, 以降5km毎の区分で9.6ℓずつ増, 上限30km以上67.2ℓ 前年度平均ガソリン単価を乗じ支給額算出 08年4月
	ボッシュ (5,333名)	全額会社負担 1.5km以上かつ乗車距離1.0km以上(従来より)	要件 ①勤務地変更を伴う異勤者で転居不可 ②在来線2時間以上、新幹線利用で2時間未満 ③新幹線乗車距離は片道70km以上200km未満 補助 全額会社負担	①片道実走20km以下 $A \times 2 \times 20.3 \div 13 \times$ ガソリン価格 ②20.5km以上 $A \times 2 \times 20.3 \div 13 \times$ ガソリン価格 + $(A - 20) \times 150$ ※ A = 片道実走距離 18年4月 ③高速通勤手当 40km以上 実利用額×86.3% ④車両預り料(月額) 自動車 5,000円 バイク・自転車 2,500円 未就学児の保育施設への預け入れの特例 18年4月
機械(統括)	マブチモーター (824名)	全額会社負担 要件 原則として6カ月もしくは定期設定上限期間の定期券相当額を使用開始月度給与で支給する 定期券の設定がない場合は「片道運賃×2(往復)×当該年度月平均稼働日数」の回数券を毎月支給する 15年10月	なし	要件 自宅から勤務地までの直線距離が1km以上あり、自動車・オートバイ・自転車のみを使って毎月の稼働日数の半分以上通勤する者に対し、マイカー通勤手当を支給する。自動車およびバイク利用者は片道60km、自転車利用者は片道15kmを超える場合、マイカー通勤を認めず、公共交通機関を利用しなければならない 支給 片道通勤距離×2(往復)×当該年度月平均稼働日数×月額km単価 15年10月
	佐世保重工業 (732名)	全額会社負担 (従来より)	なし	①自動車 2km以上2,500円②バイク2,200円 5ℓ 4,100 2,200 10ℓ 6,200 3,600 15ℓ 8,700 4,300 20ℓ 11,300 4,300 25ℓ 14,500 4,800 30ℓ 16,100 6,800 ③自転車 2km以上 1,200円 07年4月
精密機械	精密機械① (6,662名)	全額会社負担 (従来より)	なし	自動車・バイク ※長野事業所の場合 $1 \ell \text{ 当たり単価} \times \text{往復通勤距離} \times 22 \text{ 日}$ $9 (\text{km} / \ell)$ (従来より)
	シチズン (1,357名)	全額会社負担 (従来より)	なし	・自転車 片道2km以上にわたるときは、JR旅客会社同距離の定期券代相当額を支給

通勤手当・通勤交通費補助

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
精密機械 (続き)	東京計器 (1,597名)	全額会社負担 ただし、会社を中心として直接距離1.2km以上または路程距離1.5km以上	要件 転勤者であり、以下すべてを満たすこと、長距離通勤が本人の肉体的、精神的負担となる場合許可しない ①JR在来線または私鉄(バスおよび路面電車を含む)を利用した時自宅から会社まで2時間以上 ②新幹線を利用した時の自宅から会社までの通勤時間が2時間30分以内であること ③新幹線の乗車距離が70km以上であること ④新幹線利用区間が新幹線フレックス定期の適用区間内であること 補助 全額会社負担	①自家用車 ガソリン代および2,500円を支給 (往復通勤距離km×1/10×21日)×ガソリン単価 ②自動2輪車 ガソリン代および1,300円を支給 (往復通勤距離km×1/30×21日)×ガソリン単価
	クボタ (11,266名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線乗車距離が50km以上200km以下、自宅から事業所までの通勤時間が在来線を利用した場合2時間以上かかるが、新幹線を利用すれば2時間以内となりかつ通勤時間が30分以上短縮されること 補助 新幹線交通費を含む全通勤交通費の90%支給(10%個人負担)	・四輪車(マイカー) 月額 1ℓ当たりガソリン単価(市価+10円)で算定した距離別定額を支給 ・バイク 四輪車の50%支給 ・自転車 一律3,800円支給 ・高速道路料金 通行料実費90%を支給
一般	日本精工 (7,726名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線利用で2時間以内になる者(ただし、持ち家取得による利用は東京都・大阪府内通勤者のみ) 補助 転勤による利用 ①新幹線の乗車時間1時間以内 新幹線特急料金分の100% ②乗車時間が1時間を超える場合 〃 の 85% 持ち家取得による利用 〃 の 85% 97年4月	片道通勤距離×2×25日×ガソリン単価÷燃費 18年4月
	コマツ (6,873名)	全額会社負担 90年4月	要件 通勤時間2時間以内、新幹線乗車距離50~200km未満 補助 全額会社負担 06年4月	片道通勤距離×2×月当たり労働日数÷1ℓ走行距離燃費×ガソリン単価+1,000円 ①燃費の設定(ℓ当たり) ・ガソリン車 2,000cc以上 8km 2,000cc未満 11km 1,500cc未満 12 1,000cc未満 13 ・ディーゼル車 2,500cc以上 8km 2,500cc未満 10km 2,000cc未満 10 ②ガソリン単価は総務省統計局「小売物価統計調査」(81都市別)により設定、見直しは1月、4月、7月、10月 07年11月
機械	NTN (6,816名)	公共交通機関による通勤 1ヵ月当たり定期代	なし	①(ガソリン単価÷燃費)×往復通勤距離×平均稼働日数×出勤調整係数×その他係数 ②2輪車は①の1/2 01年9月
	一般機械① (2,936名)	全額会社負担 (従来より)	新幹線通勤補助は凍結	片道通勤距離×2×ガソリン単価 燃費(8km/ℓ) ×23日 定期券相当額を上限 02年8月

通勤手当・通勤交通費補助

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
一般機械 (続 き)	ナブテスコ (2,080名)	全額会社負担 (従来より)	要件 ①自宅最寄駅から事業所最寄駅まで在来線で2時間以上かかり、新幹線を利用することで通勤時間が30分以上短縮され2時間未満となる場合。②自己名義の持家から通勤する場合、または親族の介護等が必要な場合で介護する親族等の近くに居住する必要がある場合	交通機関がなく、または勤務態様の関係上、交通機関が利用できず実測1km以上の距離を自転車等の交通用具を利用して通勤する者、ならびに通勤定期券代受給者で自宅より主たる交通機関の最寄りの駅までの距離が実測1km以上の者のうち自転車等の交通用具を利用して通勤する者に対しては、距離に応じた通勤手当を支給する
	東芝機械 (1,729名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線乗車距離80km以上、通勤2時間以内 補助 全額会社負担 89年6月	2～4km未満 3,000円 (中間省略) 28～30 " 22,400 16年10月
	住友重機械工業 (2,526名)	全額会社負担 (従来より)	要件 (1)支給対象者 ①異動発令を受けた者で、新幹線を利用することにより現住所から転居せず、新通勤先に通勤できる者 ②首都圏の勤務地に転勤するため、自ら居住する住居を取得している者、もしくは、新たに取得する者 (2)支給要件 上記の対象者が次の要件を満たす際に本制度を適用する ①転勤者 a 原則として会社住宅施設に入居していないこと b 新幹線を利用することで通勤時間が100分以内になること c 新幹線乗車距離が片道80km以上180km以内 ②首都圏通勤者 a 住居からの通勤時間が通常の交通機関で120分以上かかること b 新幹線を利用することで、通勤時間が100分以内になること c 新幹線乗車距離が片道80km以上180km以内 補助 新幹線定期代の80% 91年4月	①ガソリン単価 毎月、総務省による直近の全国平均単価 ②ℓ当たり走行距離 バイク…21km 自動車…10km ③通勤手当支給額 片道通勤距離(km)×1km当たり支給額(※) ※ガソリン単価÷ℓ当たり走行距離×2 (往復)×年間出勤日数(245日)÷12 (カ月)
	一般機械② (1,491名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線乗車距離50～150km未満 補助 特急料金の80% 92年4月	2km以上1kmにつき 550円 06年4月
	石井鉄工所 (150名)	全額会社負担 (従来より)	なし	なし
製紙 パ ル プ	日本製紙 (5,119名)	全額会社負担 (従来より)	要件 ・通勤距離100km以上200km未満 ・持家かつ世帯主の本社地区勤務者 補助 全額会社負担 14年10月	2km～ 2,500円 50km～ 28,000円 5 " 4,200 55 " 31,600 10 " 7,100 15 " 10,000 20 " 12,900 25 " 15,800 30 " 18,700 35 " 21,600 40 " 24,400 45 " 26,200 15年4月

通勤手当・通勤交通費補助

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
化	旭化成 (12,333名)	全額会社負担 (従来より)	要件 首都圏に通勤する持ち家者および富士地区からの転入者 補助 全額会社負担 88年11月、91年4月改正	片道 ①バイク ②四輪 3km ~ 1,600円 1,600円 5 〃 3,100 6,200 10 〃 4,700 9,300 15 〃 6,200 12,400 20 〃 7,700 15,400 25 〃 9,300 18,500 30 〃 10,800 21,600 35 〃 12,400 24,700 40 〃 13,900 27,800 45 〃 15,500 30,900 19年3月
	化学工業① (6,186名)	全額会社負担 (従来より)	要件 転勤時の転居回避の場合で、片道2時間以上(東京以外1.5時間)かかる者 補助：特急料金定期券部分×75% 補助期間：7年間 05年4月改定	片道走行距離×2×20日÷排気量別燃費×ガソリン単価 種別燃費 自動車 9km/ℓ バイク 24km/ℓ 14年6月 ※構外駐車には別途補助あり
学	資生堂 (5,604名)	・在来線定期券 全額会社負担 ・在来線特急 特認とする	要件 転居を伴う転勤をした者で、以下の条件を満たし、本人が希望する場合 ①原則として自己所有住宅に居住し、そこから通勤している ②新幹線以外の交通機関を利用すると通勤に2時間以上かかる ③通勤区間の一部に新幹線を利用することにより通勤時間が2時間以内になる 09年4月	四輪者(マイカー)、自動二輪、原付自転車 { 往復通勤距離×出勤日数(20日)×ガソリン単価 ÷ガソリン1ℓ当たりの走行距離 普通自動車 10.0km/ℓ 軽自動車 14.0km/ℓ 自動二輪・原付 30.0km/ℓ 09年4月
	化学工業② (3,700名)	全額会社負担 (従来より)	要件 ①、②、③いずれにも該当する者 ①新幹線乗車距離60km以上 ②新幹線による通勤所要時間が通勤2時間以内 ③在来線による通勤所要時間が2時間以上 補助 新幹線定期代の90% 90年4月	①自動車・バイク(250cc超) 2km 4,944円 以降1km毎に+972円 ②バイク(250cc以下)・原動機付き自転車・自転車 2km 2,972円 以降1km毎に+486円 10年12月
工	J S R (3,468名)	全額会社負担 (従来より)	01年4月以降 新規適用の廃止	1kmごとに580円加算(ただし2km以上) (四半期毎改定、19年4月)
	ライオン (3,000名)	要件 自宅から各事業所までの通勤距離が1.5kmを超えた場合	要件 本社・両国・平井・千葉・小田原の5事業所 ・自分名義の持ち家から通勤する者 ・通常の通勤手段で2時間を超える者(徒歩含む) ・新幹線・その他特急の利用により、30分以上短縮できる者 ・通勤に使用する新幹線の乗車距離が片道50kmを超える者 ・同居家族を有する者	マイカー 通勤距離(往復：km)×ガソリン単価/ℓ×21日÷燃費17.4(km) 18年1月
業	信越化学工業 (2,839名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線利用で通勤2時間以内、新幹線乗車距離50km以上(東京本社のみ) 補助 全額会社負担 89年6月	なし

通勤手当・通勤交通費補助

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)																																																			
化	化学工業③ (2,350名)	全額会社負担 (従来より)	なし	支給額＝距離(往復)÷8km/ℓ×ガソリン単価/ℓ×22日+1,500円																																																			
	住友ベークライト (2,260名)	全額会社負担 (従来より)	要件 単身赴任が解消できる者 補助 全額会社負担 92年4月	支給額＝片道通勤距離×2÷1ℓ当たり走行距離×標準出勤日数×基準ガソリン単価 ①1ℓ当たり走行距離 排気量 660cc以上＝7km 軽自動車＝12 バイク＝20 ②基準ガソリン単価 事業所近隣の市場価格(前月分)×1.1 92年7月																																																			
	バンドー化学 (2,000名)	全額会社負担 (従来より)	なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>片道</th> <th>自動2輪</th> <th>軽自動車</th> <th>自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5km未満</td> <td>1,500円</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>5km以上</td> <td>1,500</td> <td>1,700</td> <td>3,400</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>3,900</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>1,600</td> <td>2,400</td> <td>4,800</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>2,400</td> <td>3,600</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>3,200</td> <td>4,800</td> <td>9,600</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>4,000</td> <td>6,000</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>4,800</td> <td>7,200</td> <td>14,400</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>5,600</td> <td>8,400</td> <td>16,800</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>6,400</td> <td>9,600</td> <td>19,200</td> </tr> <tr> <td>45</td> <td></td> <td>10,800</td> <td>21,600</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td></td> <td>12,000</td> <td>24,000</td> </tr> </tbody> </table>	片道	自動2輪	軽自動車	自動車	1～5km未満	1,500円	1,500	2,000	5km以上	1,500	1,700	3,400	8	1,500	2,000	3,900	10	1,600	2,400	4,800	15	2,400	3,600	7,200	20	3,200	4,800	9,600	25	4,000	6,000	12,000	30	4,800	7,200	14,400	35	5,600	8,400	16,800	40	6,400	9,600	19,200	45		10,800	21,600	50		12,000
片道	自動2輪	軽自動車	自動車																																																				
1～5km未満	1,500円	1,500	2,000																																																				
5km以上	1,500	1,700	3,400																																																				
8	1,500	2,000	3,900																																																				
10	1,600	2,400	4,800																																																				
15	2,400	3,600	7,200																																																				
20	3,200	4,800	9,600																																																				
25	4,000	6,000	12,000																																																				
30	4,800	7,200	14,400																																																				
35	5,600	8,400	16,800																																																				
40	6,400	9,600	19,200																																																				
45		10,800	21,600																																																				
50		12,000	24,000																																																				
工	トクヤマ (1,869名)	①在来線定期券 全額会社負担 ②在来線特急全額自己負担 (従来より)	対象者 ①新たに持家をする東京本部管轄籍の者で、新幹線の利用により持家からの通勤が可能となる者 ②転勤を命じられた者で、介護、教育等の真にやむを得ない事由により新幹線の利用による現住所からの通勤を希望する者 要件 ①在来線による通勤時間が2時間以上で、新幹線利用により通勤時間を30分以上短縮できること、②新幹線の乗車距離が50km以上200km未満であること、③業務上支障がないと認められること 補助額 新幹線利用区間は補助は、フレックス定期券相当額の90%とする	自宅から会社通用門までの最短通勤距離が2km以上の従業員に対して公共交通機関、マイカー等(マイカー、バイク、自転車、徒歩、便乗等)の通勤方法の実態に即して行なう 補助額 自宅から会社までの最短距離(km)×基準単価 基準単価 ガソリン単価×通勤日数×2(1往復)÷燃費																																																			
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>往復通勤距離</th> <th>所定労働日数</th> <th>燃費率</th> <th>ガソリン単価</th> <th>係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2km～55km</td> <td>(55km以上は定額)</td> <td>1.32</td> <td>(係数)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>燃費率は自動車1/9、バイク1/15、自転車・徒歩1/21</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	往復通勤距離	所定労働日数	燃費率	ガソリン単価	係数	2km～55km	(55km以上は定額)	1.32	(係数)					燃費率は自動車1/9、バイク1/15、自転車・徒歩1/21																																					
往復通勤距離	所定労働日数	燃費率	ガソリン単価	係数																																																			
2km～55km	(55km以上は定額)	1.32	(係数)																																																				
			燃費率は自動車1/9、バイク1/15、自転車・徒歩1/21																																																				
(続 き)	化学工業④ (1,850名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線乗車距離50～250km、在来線による通勤2時間以上が、新幹線利用で30分以上短縮できること 補助 新幹線定期代の90% 98年4月改定	98年3月																																																			
	セントラル硝子 (1,698名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線乗車距離100km以上で新幹線利用により通勤時間が2時間以内となること 補助 全額会社負担 02年4月	2km～55km (55km以上は定額) 自宅から勤務地までの直線片道距離×ガソリン単価×燃費km/ℓ×迂回率×勤務日数×2(往復) (端数は1円に切り上げ) バイクは上記の50%支給 18年4月																																																			

通勤手当・通勤交通費補助

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
化	日本ゼオン (1,710名)	全額会社負担 (従来より)	なし	自動車・バイク・自転車 1km～1,100円 18km～10,600円 2〃 2,200 20〃 13,200 4〃 3,200 25〃 15,900 6〃 4,300 30〃 18,500 8〃 5,300 35〃 23,800 10〃 6,400 45〃 29,100 12〃 7,400 55〃 34,400 14〃 8,500 65〃 40,000 16〃 9,600 09年7月
	日油 (1,648名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線乗車距離50～150km。在来線による通勤2時間以上、新幹線の利用により2時間以内 補助 ①転勤に伴う転居あるいは単身赴任を回避できる者…全額会社負担 ②東京圏・大阪圏転勤者で住宅を自己取得…90%会社負担 92年10月	自転車手当 2km以上4km未満 1,500円 4km以上2kmごとに300円加算 92年6月 自動車通勤手当 自宅より勤務箇所までの自動車利用による片道最短距離から2km減じた距離に対応する勤務箇所最寄り公共交通機関の定期乗車券代の月割額 83年8月
工	化学工業⑤ (1,523名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線乗車距離50km以上200km未満、通勤時間2時間以内 補助 新幹線定期代の90% 91年10月	①自動車…ℓ当たり走行距離8kmとして時価相当額 ②バイク…ℓ当たり走行距離25kmとして時価相当額 ③自転車…駐輪場の実費を支給(領収書提出) 01年9月
業 (続き)	大陽日酸 (1,418名)	全額会社負担 (従来より)	なし	$\frac{\text{片道距離} \times 2}{\text{ガソリン1ℓ当たり走行距離}} \times \text{ガソリン単価}$ $\times \text{労働日数}$ 98年4月
	東亜合成 (1,117名)	全額会社負担 (従来より)	なし	5km未満 3,600円 25km～16,100 5km～ 4,100 30〃 16,700 10〃 6,500 35〃 20,900 15〃 11,300 40〃 21,500 20〃 11,800 45〃 26,000 89年11月
ゴ ム 工 業	横浜ゴム (5,200名)	全額会社負担 04年4月	要件 乗車距離 80km以上200km未満 補助 フレックス定期代の90% 91年12月	① ② ③ 自動車…1,000円 5,500円 30,500円 軽自動車… 700 4,000 21,800 バイク… 400 2,200 12,200 ①=1.5～2km ②=9～10km ③=50km以上(中間省略) 12年4月
窯 業	A G C (6,374名)	全額会社負担 (従来より)	03年9月廃止。ただし、既支給対象者は経過措置あり	①補助額=20日×2÷10(km)×ガソリン単価×通勤距離 ②バイクは上記の50%相当額 ※年2回定期見直し、10円以上の変動はその都度変更、距離は2km以上
	窯業① (2,300名)	全額会社負担 (従来より)		自転車・単車または自動車のみで通勤する者に対し片道通勤距離×2×21.9×基準単価÷燃費

通勤手当・通勤交通費補助

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
繊維工業	帝人 (4,689名)	全額会社負担 90年4月	要件 首都圏事業所の勤務者 東海道 東京—小田原～静岡間 東北 東京—小山～那須塩原間 上越 東京—熊谷～軽井沢間 補助 全額会社負担 07年1月	自動車・バイク・自転車 2km～ 2,300円 4.5 〃 4,200 9.1 〃 7,100 13.6 〃 12,900 22.7 〃 18,700 31.8 〃 24,400 40.9 〃 28,000 14年11月
	イチカワ (550名)	①在来線定期券 全額会社負担 ②在来線特急券 片道50km以上で自宅 ～事業所まで2時間を 超え、特急利用により 2時間以内になる者、5 % (特急代) を個人負 担 (従来より)	片道50km以上で自宅～事業所まで2時 間を超え、新幹線利用により2時間 以内になる者、5% (特急代) を個人 負担	往復通勤距離×出勤日数×ガソリン単価÷ 燃費 ・ガソリン単価=事業所近くのスタンド単 価 ・燃費=車 (12km/ℓ), バイク (25km/ℓ) ・高速=ETC価格
業	日本フェルト (480名)	免税点まで会社負担 89年6月	要件 新幹線乗車距離100km以上 補助 在来線を含み月額150,000円の 範囲内 17年1月	①自動車…片道1kmにつき 700円 ②バイク… 〃 350 ③自転車…月額 1,100 86年1月
食品工業	食品工業① (10,943名)	全額会社負担 (従来より)	要件 片道通勤距離が50～200km、在 来線1時間30分以上で、かつ新幹線 利用で2時間以内、かつ自己の所有 物件に居住していること 補助 新幹線定期代の90% 14年4月	①自転車 駐輪場代等、自転車通勤にかかる費用相 当額 ②自動車 通勤距離 (片道km) ×2× (年間所定勞 働日数÷12) ×ガソリン単価÷10 ※ガソリン単価は毎年4月1日に事業所毎に 改定
	食品工業② (4,916名)	100kmまで会社負担 (従来より)	要件 原則として持ち家からの通勤者 (ただし、別居手当支給要件を満た している場合は持ち家以外からの通 勤も可) 新幹線乗車距離が50km以 上で、通勤時間が20分以上短縮でき る場合 補助 150kmまで全額会社負担、150km 超は全額個人負担 99年9月	①普通車 ②軽自動車 ③バイク 5km 2,050円 1,540円 690円 10 〃 4,100 3,080 1,370 15 〃 6,150 4,610 2,060 20 〃 8,200 6,150 2,750 25 〃 10,250 7,690 3,430 30 〃 12,300 9,230 4,120 35 〃 14,350 10,760 4,810 40 〃 16,400 12,300 5,490 1km単位で支給 1km当たり手当 ①20.0円 ②15.0円 ③6.7円 16年4月
工業	食品工業③ (5,000名)	全額会社負担 (従来より)	要件 自家通勤在来線2時間以上新幹 線乗車距離50～150km未満 補助 全額会社負担 92年4月	①徒歩・自転車 1.5km～ 3,500円 25km 14,000円 5 〃 4,500 30 〃 16,000 10 〃 6,500 35 〃 19,000 15 〃 9,000 40 〃 21,000 20 〃 11,500 45km以降5kmごとに 2,500円加算 ②マイカー ガソリン価格×出勤回数×片道通勤距離× 2÷燃費 ※ガソリン価格:直近6カ月間の全国平均 値を用い、毎年4月1日、10月1日に改定 出勤日数:各人・各月の所定勤務日数 燃費:四輪車8.5km/ℓ 二輪車30km/ℓ 09年

通勤手当・通勤交通費補助

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
食	アサヒビール (3,200名)	全額会社負担 (従来より)	要件 片道通勤距離が50~200km通勤 時間2時間以内が利用により20分以上短縮 補助 全額会社負担 なお、対象は以下のいずれかに該当し、 業務上特に問題がないと会社が認めた 場合に限る ①持ち家から通勤する社員 ②子弟の教育・家族の病気のために扶 養家族と別居する社員で、制度利用 により同居が可能となる者	1か月分ガソリン相当額(円/月)を支給。 算出：通勤距離1km当り支給額(円/km・ 月)×片道通勤距離(km) 1km当り支給額は以下で算出 都道府県別ガソリン1ℓ当たり単価 (円/ℓ)÷燃費(km/ℓ)(※)×2(往 復)×242日(年間所定勤労日数)÷12 ヵ月 支給対象：片道通勤距離2km以上 ※燃費は以下のとおり。 ①軽自動車以外の乗用車 10km/ℓ ②軽自動車 12km/ℓ ③自動2輪車 36km/ℓ
	食品工業④ (3,477名)	①全額会社負担 (従来より) ②私鉄特急 要件 持ち家から2時間 以上かかる者が特急利 用で20分以上短縮でき る場合 補助 乗車券、特急料金 の80% 90年5月	要件 左記の私鉄特急と同じ 補助 在来線定期代+新幹線定期代の 80% 90年5月	イ 3交替勤務者①自動車 ②バイク 2km ~ 1,340円 700円 5 〃 2,940 1,450 10 〃 5,600 2,700 15 〃 8,270 3,950 20 〃 10,940 5,000 25 〃 13,600 5,000 30 〃 16,270 5,000 ロ 2直帰り、午前6時出勤者 2~3km未満 1,050円 6km以上 2,490 95年5月
工	食品工業⑤ (1,651名)	公の交通機関で合計2km 以上の乗車区間を利用 する社員に1ヵ月5万円 を限度に支給 通勤経路を通常の合理的 経路で選定した結果 やむを得ず1ヵ月5万円 を超過する場合は、予 め申請し会社が認めた 場合、超過分を会社負 担とする 19年4月	下記の事項をすべて満たすこと イ. 通常の交通機関・交通方法(在来 線のバス、電車等)で住居から所属 事業場までおおむね2時間以上かか ること ロ. 新幹線の a. 乗車距離が片道50km以上 b. 1ヵ月当たりの通勤費支給上限 15万円(詳細は規定に準ずる) ただし、bが15万円を超える場合、 超過分を本人負担することを前提と して認める 19年4月	居住地より事業所または最寄りの駅まで、 自転車または自動車を利用した場合、次 の通勤費を支給率を乗じ支給する 2km ~ 1,030円 15km ~ 10,320円 3 〃 1,370 20 〃 12,900 4 〃 2,520 25 〃 16,030 6 〃 3,360 30 〃 18,700 8 〃 4,200 35 〃 24,400 10 〃 5,680 45 〃 28,000 12 〃 7,100 55 〃 31,600 15年4月
	森永製菓 (1,655名)	全額会社負担	要件 新幹線乗車距離片道60km以上 130km未満 補助 同区間の在来線定期代との差額 の1/2を個人負担	①自動車 片道通勤距離×2×20.5日×ガソリン単価 ÷燃費(10km/ℓ) ②自動二輪車 自動車算式で算出される額の1/3相当額 (下限3,900円) ③自転車 片道2km以上、3,800円
業	江崎グリコ (1,514名)	要件 ①最も経費のか からぬ経路 ②①以外の経路を本 人が申請した場合、 通勤途上の安全が確保できることを条件に個別に審議の上、 認める場合がある。ただし、その場合でも支給額は、①の経 路による金額とする ③会社の指定する経路より通勤時間が20分以上短縮できる場 合は、短縮の事実を確認の上、本人の申し出経路を承認 ④バス、市電等を利用する場合は、原則として2km以上利用 または、2km以内であっても5区間以上(乗車・下車停留所 を含め6停留所目分まで)から支給)利用の場合に認める 支給 全額会社負担	なし(過去に1名正社員で該当者あり 月額5万円を上限に補助)	要件 会社が承認した経路において、片道 2km以上の場合に支給 支給額 四輪車 二輪車 自転車 5km 3,100円 1,100円 1,100円 10km 7,600 2,600 2,600 15km 10,700 3,600 3,600 20km 13,700 4,600 4,600 25km 16,800 5,600 5,600 30km 19,800 6,600 6,600 40km 25,900 8,700 8,700
	食品工業⑥ (1,194名)	全額会社負担 (従来より)	なし	ガソリン単価と通勤距離を基準

通勤手当・通勤交通費補助

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
食品工業 (続き)	月桂冠 (388名)	月額50,000円を限度として補助	なし	・自転車 月額800円 常時自転車通勤し、片道2kmかつ直線距離1.5km圏外から利用する者 ・マイカー 特に会社が必要と認めた者 片道の通勤距離による非課税限度額を手当として支給
	ヤマハ (4,193名)	公共交通機関利用者 1カ月定期代(会社負担)	要件 ①住宅または社宅から勤務先まで通常の交通機関で片道所要時間が1時間30分を超える場合 ②新幹線の乗車距離が片道50km以上200km以下通勤所要時間が2時間以内 補助 1カ月定期代の90% (14年4月)	・四輪車(マイカー)、二輪車 片道走行距離(km)×支給額単価 ・高速道路料金 片道利用料金×20
その他製造業	コクヨ (148名)	全額会社負担	なし	四輪車、バイク、自転車 非課税限度額を支給
鉱業 ・ 非鉄 鉄 金 属	非鉄金属① (4,239名)	全額会社負担 (従来より)	要件 ①合理的通勤方法として新幹線利用可能地域に居住する者 ②在来線による通勤時間が片道概ね2時間以上の者で、新幹線利用によれば30分以上片道通勤時間が短縮できる者 ③新幹線利用距離が片道60km以上150km以下の者 支給額 月10万円まで 17年11月	通話距離2km以上 区分毎の中間距離÷ℓ当たり走行距離×ℓ 当たりガソリン単価×各人の月当たり所定労働日数×2(往復)
	住友金属鉱山 (3,030名)	全額会社負担 (従来より)	要件 鉄道営業距離50km以上かつ所要時間90分以内 補助 新幹線定期代の80% 91年6月	事業所ごとの基準による (従来より)
	三井金属鉱業 (1,796名)	全額会社負担 (従来より)	なし	事業所ごとの基準による (従来より)
	非鉄金属② (800名)	全額会社負担 (従来より)	なし	ガソリン単価を基準に設定
	日鉄鉱業 (668名)	全額会社負担 (従来より)	なし	ガソリン単価を基準に設定
	古河機械金属 (本社 212名)	全額会社負担、ただし、非課税限度額まで 95年4月	なし	ガソリン単価×(片道距離×2×20.33日÷12) ※40km限度、ℓ単価7円増減改定 12年5月
建設業	建設業① (8,312名)	全額会社負担 (最も経済的かつ合理的と認められる経路における実費相当額) 07年8月	要件 単身赴任回避、持ち家援助(通勤地-自宅100km以上) 新幹線乗車70km以上、2時間以上 補助 (通勤定期代+(新幹線1カ月定期代-普通定期代)×80%) 07年8月	走行距離(km)×15円/km(ガソリン代) ※ガソリン代単価は毎年改定(見直し) 16年10月
	関電工 (7,431名)	①在来線定期券全額会社負担 ②在来線特急9割会社負担 18年4月	要件 乗車距離が一路線当たり50km以上200km以下、乗車時間120分以内 補助 定期券代金(在来線を含む)から新幹線区間に相当する定期券代金の10%を減じた額を支給 13年4月	・四輪、二輪とも走行距離に応じ支給(ガソリン単価(全国平均)をもとに算出) ・駐車場は実費の90%補助(上限20,000円) 13年4月
	建設業② (4,000名)	全額会社負担 (従来より)	なし	なし

通勤手当・通勤交通費補助

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
建設業	熊谷組 (2,585名)	①在来線定期券 全額会社負担 ②在来線特急 通勤定期が存在しかつ 軌道距離75km以上	要件 鉄道軌道距離75km以上	2km～5,200円 10km～7,200円 15〃13,400 25〃19,600 35km以上は「JR本州3社内の地方交通線の定期運賃表」に基づく相当額
	日揮 (2,440名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線乗車距離60～180km 補助 新幹線と在来線定期との差額の 半額、月20,000円限度 97年8月	定期代に換算して補助 (従来より)
	千代田化工建設 (1,717名)	全額会社負担 99年6月	なし	なし
運輸業	運輸業① (11,417名)	全額会社負担 (従来より)	なし	①自動車…片道通勤距離×2×1カ月当たりの月間基礎日数 $\times \frac{\text{単価}}{10(\text{km}/\ell)}$ ②自動二輪車または原動機付自転車…事業所の定めによる
	東京急行電鉄 (4,188名)	全額会社負担 特別料金を徴収されるものは含まない (従来より)	なし	常時通常の交通機関(鉄道・バス)にて通勤することが困難な場合 ・四輪車(マイカー) 往復通勤距離×1カ月勤務日数×ガソリン単価÷燃費 10年7月
	小田急電鉄 (3,762名)	全額会社補助 要件 勤務地を起点とした最短の通勤経路が2km以上の自宅から通勤する従業員 10年9月	なし	なし
	運輸業② (2,518名)	全額会社負担 (従来より)	なし	なし
	トヨタ輸送 (1,000名)	在来線定期券 月額5万円上限 在来線特急券 補助なし (従来より)	なし	上限35,000円/月 ・四輪(マイカー) 往復通勤距離×通勤日数×ガソリン単価(契約スタンド)÷燃費 ・バイク 四輪車に準ずる、ただし距離制限あり 上限50,000円/月 ・高速料金 ただし往復60km以上に限る 片道分相当を補助
	運輸業③ (陸上163名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線乗車時間2時間以内、乗車距離80～150km 補助 在来線定期代と新幹線定期代との差額の50%を会社負担 94年4月	なし
通信業	通信業① (4,852名)	全額会社負担	なし	・四輪車(マイカー) 往復通勤距離×営業日数(21日)×ガソリン単価(全国平均)÷燃費 ・高速道路料金 自己負担
	通信業② (350名)	100kmまで会社負担 (従来より)	なし	なし

通勤手当・通勤交通費補助

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
金融	金融保険業① (40,000名)	全額会社負担 (従来より)	なし	マイカー(ガソリン代) 片道距離(km)×2×20.4÷10km/ℓ(四輪), 30km/ℓ(二輪)×ガソリン単価 15年10月
	金融保険業② (16,000名)	全額会社負担 (従来より)	要件 単身赴任回避 補助 全額会社負担 94年4月	なし
	アコム	全額補助 要件 住居と勤務地との間の往復に要する交通費を支給する。その際運賃、時間、距離等の事情を踏まえた最も経済的かつ合理的な経路に基づき算出する 15年10月	要件 通勤時間が1時間30分以上で新幹線を利用することで30分以上短縮し、通勤時間が2時間以内になる人に限る 支給 新幹線の定期代と在来線の定期代との差額の半분을控除した金額を支給する 15年10月	要件 人事部長が認めた場合のみ対象 支給 片道通勤距離に応じたJR、地方交通線の通勤定期1カ月の1.5倍を基に算出 駐車場の上限は5,000円とする。自転車通勤は支給なし 15年10月
商業	商事サービス① (10,000名)	全額会社負担 (従来より)	要件 転勤者で自宅からの在来線通勤時間が2時間以上で、新幹線定期券が発券されている区間 補助 全額会社負担 92年9月	自転車 2km以上 1,500円 06年4月
	三菱商事 (6,592名)	在来線定期券代は会社負担 (従来より)	なし	なし
	国分グループ本社 (5,152名)	全額補助 要件 経済的かつ合理的経路の通勤定期代、区間または自宅2km以上であること 15年6月	要件 ①持家からの通勤、②在来線で2時間以上であること、③新幹線乗車が1時間以上かつ80km以上 支給 在来線定期代+新幹線との差額の50% 15年6月	要件 2km以上かつ会社が必要と認めた場合 支給 (往復距離×22日)÷10km×ℓ当たりガソリン単価 *バイクは1/2, 原付は1/4 15年6月
サービス	ヤナセ (3,283名)	在来線定期券 全額会社負担 10年4月	基本なし *役員で一部グリーン車あり 10年4月	マイカー(ガソリン代) 片道距離(km)×2×22日×3カ月÷10km/ℓ×ガソリン単価+3,000円(消耗品代として) バイク(ガソリン代) 片道距離(km)×2×22日×3カ月÷23km/ℓ×ガソリン単価+1,500円 17年3月
	商事サービス② (2,800名)	免税点まで会社負担 100,000円まで 98年4月	なし	マイカー JR料金基準, 100,000円まで 04年2月
	商事サービス③ (2,273名)	全額会社負担	要件 新幹線乗車距離80km以上 片道の通勤時間2時間以上 補助 3カ月FREX(通勤用)定期券料金の1/3を毎月支給 (99年9月)	・四輪車(マイカー) 往復通勤距離×月間就労日数(20.83日)×ガソリン単価(全国平均)÷燃費(13km/ℓ) ・高速道路 35km以上50km未満 片道分通行料×20.83 50km以上 往復分通行料×20.83
いなげや	全額補助 要件 以下2点とも該当する場合 ①給与計算期間内に14日以上勤務 ②片道2km以上	なし	なし	

通勤手当・通勤交通費補助

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
商 事 サ ー ビ ス 業 (続 き)	サイゼリヤ	免税点まで補助 日額実費分を補助	要件 ①原則としてグリーン車は利用 不可、座席指定は利用可 ②研修等指定された勤務先へ通勤する 場合 支給 全額補助	要件 非課税限度額を上限とする。片道の 通勤距離が2km以上の場合のみ支給 支給 1カ月の使用手当 (ガソリン単価+変動)円×使用距離 (往復)×1カ月の出勤日数 *自動2輪は上記の1/2相当額 自転車は支給要件を満たし1カ月に10日 以上勤務した場合1,000円支給
	商事サービス④ (1,600名)	全額会社負担 (従来より)	要件 ①新幹線利用区間50km以上、 ②在来線通勤時間2時間以上が30分 以上短縮できかつ2時間程度以内と なる場合、③本人が希望する場合 補助 全額会社負担	①四輪 通勤距離に応じるJRの普通回数 券価格相当額 ②二輪・自転車 距離に応じるJR6カ月定 期券価格相当額 ※「通勤距離」とは通勤順路の実距離を2 割増した距離数(1km未満切り上げ)
	商事サービス⑤ (348名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線乗車距離50~200km 補助 普通定期代+(新幹線定期代- 同区間普通定期代)×80% 91年6月	自転車 2km以上 700円 バス 2km以上 定期代支給
	商事サービス⑥ (281名)	80kmまで会社負担 (従来より)	なし	なし
	ニチモウ (257名)	在来線・バス定期券 全額会社負担 (従来より)	なし	マイカー、バイク、自転車 片道通勤距離に応じて定額支給 98年7月
	百貨店業① (1,000名)	在来線定期券 全額会社負担 バス代定期券 要件 自宅およびバス 停から最寄り駅まで 1.5km以上	なし	なし

別表3

家族手当・扶養手当(89社)

注 〈 〉は支給対象者の範囲を示す

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給方法, 支給月額	時間外基礎・児 童手当との関係
金 属 工 業	古河電気工業 (3,591名)	家族手当 00年4月	配偶者 17,300円 子1人 6,600円 2人以上 13,200円 (配偶者は実質扶養, 子は18歳まで)	算入せず 併給する
	金属工業② (2,000名)	家族手当 10年4月	1人目 8,000円 2人目以降1人につき 1,000円 (税法準拠, 子は18歳まで)	算入せず 併給する
電 気 機 器	電気機器① (35,000名)	家族手当	扶養親族1人につき月11,000円 子以外は上限4人, 子は上限なし	
	三菱電機 (33,000名)	扶養手当 04年4月	①22歳未満の扶養家族 1人につき14,000円 ②上記以外の扶養家族(配偶者等) 1人につき 9,000 (上限3人)	算入せず 併給する
	電気機器② (22,000名)	ファミリーサポ ート・ファンド	①満60歳以上または満18歳未満の直系血族 ②寡婦である母 ③満18歳未満の弟妹 ④重度障害者である2親等内の者	月5,000円 月20,000円

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給方法, 支給月額	時間外基礎・児童手当との関係
電	電気機器③	次世代育成支援 給付 19年4月	要件 社員が子女(月収8万5,000円以下であって主として社員の収入によって生計を維持する子女)を扶養する場合, 次の各号の基準にて次世代育成支援給付として月額10,000円を支給する。ただし, 同一戸籍の者に限る 支給 ①18歳以下の子女(養女を含む)…18歳になる年度の年度末まで支給。ただし, 4月1日生まれの子女については17歳になる年度の年度末まで支給 ②特別障害者の子女(所得税法上で特別障害者と認められる人)…年齢に関係なく支給	算入せず
	矢崎総業 (12,000名)	世帯手当 (従来より)	世帯主17,000円 扶養1人につき4,000円	算入する
	富士電機 (10,000名)	養育手当 04年6月	子1人につき 10,000円 障害者1人につき 10,000円	算入せず 併給する
養育手当		社員が養育する子女または障害者 子1人につき 10,000円 障害者1人につき 10,000円	算入せず 併給する	
機	アズビル (5,146名)	家族給	①配偶者 17,800円 ②子女(就学中の22歳を迎えた3月まで) 7,000円 ③他1人につき(社員本人の父母, 配偶者の父母(要同居), 社員本人の祖父母(要同居), 弟妹(要同居)) 1,800円	算入せず
	スタンレー電気 (3,483名)	家族手当	支給対象 ①税法上の控除対象である配偶者 ②税法上の扶養親族である18歳未満の子および弟妹(18歳に達する年度の3月まで支給を継続) ③税法上の扶養親族で2親等以内の障がい者 ④税法上の扶養親族である70歳以上の父母または祖父母 ⑤その他会社が特に扶養家族と認めた者 支給額 (1) 第1扶養 月額15,000円(同一世帯については1人に限定) (2) 第2扶養以下1人につき 月額3,000円	
器	安川電機 (3,000名)	家族手当 19年3月	扶養家族1人当たり 月額11,000円 (税法準拠, 子は18歳まで) ※19年度は移行措置期間とする	算入せず 併給する
	電気機器④ (3,000名)	家族手当 17年3月	10,000円(5人まで, 子は人数制限なし)	算入せず 併給する
	河村電器産業 (1,779名)	家族手当	配偶者のみ 11,500円 配偶者+子供1人 20,000円 子供2人目以降1人につき 10,000円	算入せず
統	日本信号 (1,356名)	家族手当 17年4月	(1) 配偶者有 扶養配偶者 月額20,000円 扶養子女1人目 月額7,000円 扶養子女2人目以降 月額8,000円/人・その他扶養家族1人につき 月額5,000円 (2) 配偶者不在 扶養子女1人目 月額20,000円 扶養子女2人目 月額7,000円 扶養子女3人目以降 月額8,000円/人 その他扶養家族1人につき 月額5,000円	算入せず 併給する
	電気興業 (515名)	家族手当 13年4月	1人目 21,000円 2人目 7,000円 3人目 6,500円 4人目 6,500円 支給は4人目まで (税法準拠)	算入せず 併給する
輸送機械	輸送機械① (26,273名)	育児介護手当 17年4月	1人につき20,000円(上限なし) ※支給対象範囲 (育児) 税法上の扶養者, かつ18歳未満(18歳の学年度末まで) (介護) ①税法上の扶養者, かつ要介護認定区分が「要介護1以上」の場合 ②税法上の扶養者, かつ障害支援区分が「区分2以上」の場合	算入せず 併給する

家族手当・扶養手当

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給方法, 支給月額	時間外基礎・児童手当との関係
輸送機械(続)	ダイハツ工業 (12,596名)	家族手当	要件 世帯主である者に対して支給(管理職は除く) 支給金額 配偶者または18歳未満の子 月額18,000円 60歳以上の父母 月額16,300円 障害者 月額16,300円 2人目以降 月額4,500円/人	算入せず
	日野自動車 (11,800名)	親族手当 01年4月	1人目 19,500円 2人目以降1人につき 4,000円(同居の直系尊属等) (税法準拠, 子は18歳未満まで)	算入せず 併給する
	ボッシュ (5,333名)	次世代育成手当 18年4月	扶養者1人 11,000円 2人 16,000円 3人 21,000円 4人 26,000円(配偶者を除く) ※その他扶養者の15歳以上22歳以下(3月末まで)の子女は1人につき 4,500円	算入せず 併給する
	マブチモーター (824名)	家族手当 17年5月	要件 社員と生計をひとしかつその収入によって生計を維持する社員の 配偶者, 満18歳未満の子および満60歳以上の直系血族であって, 税法 上配偶者控除, 扶養親族の対象となり得る者につき, 本人の申告並び に会社の審査に基づき所定額を支給する 支給額 配偶者 月額15,000円 18歳未満の第1子 月額10,000円 18歳未満の第2子以下 月額5,000円 60歳以上の直系血族 月額3,000円 ※18歳以上の子が高校在学中の場合は, その卒業の日までその 子弟の家族手当を支給する	算入せず
精密機械	精密機械① (6,662名)	次世代手当 11年4月	子1人につき 20,000円 (税法準拠, 18歳に達する月まで)	算入せず 併給する
	東京計器 (1,597名)	家族手当	配偶者 月額18,000円 子1人につき 月額 7,500円 その他家族手当対象者1人につき 月額6,500円	算入せず 併給する
	シチズン (1,357名)	扶養手当	配偶者 25,000円 その他扶養家族 1人目9,000円 2人目6,000円 3人目3,000円 ①満60歳以上の直系尊属および直系尊属である寡婦 ②満18歳未満の子および弟妹, 満18歳到達後は学年が終了するまで ③重度障害者, ただし3親等内の者	算入せず 併給する
一般機械	クボタ (11,226名)	家族手当	1人目 13,000円 2人目以降 3,500円(3人目まで) *管理職には適用しない	算入せず
	日本精工 (7,726名)	家族手当 18年4月	配偶者のみ 25,000円 配偶者と子1人 29,000円 子2人目以降1人につき 4,000円(5人まで) 子のみ 子1人 17,000円 2人目以降1人につき 4,000円(5人まで) その他 17,000円	算入せず 併給する
	コマツ (6,873名)	子ども手当 17年4月	対象: 18歳までの子どもを扶養する社員 15,000円+子の人数×5,000円	算入せず 併給する
	NTN (6,816名)	扶養家族手当	配偶者またはその他の家族 1人目 月15,000円 その他の家族4人目まで 月5,100円/人	算入せず
	一般機械① (2,936名)	家族手当 07年4月	配偶者または第1扶養 18,000円 その他の扶養家族 4,000円	算入せず 併給する
機械	ナブテスコ (2,080名)	家族手当	・支給対象者は健康保険の被扶養者である配偶者および子 ・子の支給対象期間は18歳に到達した直後の3月支払賃金までただし要件を満たした学生および重度障害者である子は20歳に到達した直後の3月支払賃金まで支給する ・支給金額 1人目(第1扶養者) 月額6,000円 2人目以降(第2扶養者以降) 月額4,000円	算入せず
	東芝機械 (1,729名)	家族手当 98年4月	1人目 第1人目が子15,500円, 子以外13,500円 2人目以降1人につき 4,000円(頭打ちなし) (子は3月31日時点で18歳以下, 親は60歳以上)	算入せず 併給する

連鎖退職

山本寛 著

日本経済新聞社（2019年6月刊 本体850円）

●深刻な課題となっている「連鎖退職」

近年、景気回復や労働力の流動性の回復、被用者の意識の変化など様々な要因によって、1つの事業場、もしくは事業場の中のある1つの組織や部門において、1人の退職に2人、3人と続く「連鎖退職」の問題が深刻になっている。本書は、著者が行なった連鎖退職があった企業の人事部門担当者や、退職した人にヒアリングを行ない、連鎖退職の原因、対処法についてまとめている。

●主因は労働力不足と職場フォローの不足

連鎖退職の主因は労働力不足とそれによる転職市場の活発化によるという。転職のハードルが下がることで、「生活防衛」という転職へのハードルが引き下げられ、それが退職を拡大させているのだ。しかし、辞めやすく・再就職先が見つかりやすいだけでは連鎖退職は発生しない。著者によると、連鎖退職には「ドミノ倒し型」と「蟻の一穴型」の2種があるという。前者は退職者の仕事の引き継ぎや代替人員の確保がうまくいかないことで、残された従業員が過負荷となり、退職連鎖が発生するもので、中小企業で比較的多くみられるとしている。一方、後者は職場が抱える潜在的課題が1人の退職によってクローズアップされる中で、会社がそれに対処しないことで、残された従業員が会社に失望し、それによって次々と退職してしまうというもので大企業に多いとしている。

●連鎖退職が起きやすい職場環境

連鎖退職が起きやすい職場環境として著者は、①若い人が多い、②規模が小さい、③異動の選択肢・キャリアの選択肢が少ないをあげる。若年者は情動の振幅が激しいことや、社内で仕事の選択

肢が少ないと外に出ようという気運が高まりやすいこと、小さい組織では離職に至る空気感が共有され同調行動が起りやすいと分析する。

連鎖退職が始まるきっかけとして著者は、①業績の悪化と会社の将来への不安、②職場環境・人間関係の悪化、③能力があり実績をあげ会社を牽引する従業員の退職をあげる。特に優秀な人材の退職は、残された従業員に会社の将来性に不安を覚えさせることから対処が必要だとする。

一定期間に従業員がまとまって退職することは人員不足・引き継ぎといった直接の問題に加え、近年では当該企業が「ブラック企業」のレッテルを貼られかねない。著者のヒアリングでは、「腹いせ・逆恨みで企業の悪口を書く」ケースもあるという。特にこれは社内の状況を知っている当事者が行なうことで、説得力のある巧妙な嘘となって会社に大きなダメージを与える。

●連鎖退職をどう防ぐか

連鎖退職を防ぐためには、まず1人ひとりの退職に目を光らせる必要があるとする。ある会社では「なぜ辞めるのか」を経営層に理解させるために、社長を含めた全管理職にすべての退職稟議を回し、課題が共有されることで、入社3年以内の退職が減少した。また、従業員に「辞めない方が得」だということを報酬・福利厚生・働き方を漸次改善することで訴求することも有効とする。このほかに、社内のヨコのつながりが連鎖退職を誘因することもあるため、タテのつながりも合わせて強化する必要があるとする。さらに退職者への非難・批判はご法度とし、退職者と企業が継続して関係を持ち、状況によっては再雇用する「アルムナイ制度」を紹介する。これには悪い噂を減らし、企業の評判管理にも効果があるとしている。

福利厚生 アラカルト

7月上旬分

● NISA買付額は19年3月末で16.5兆円

「NISA・ジュニアNISA口座の利用状況調査」によると、19年3月末の口座数は、NISA1,283万口座（18年12月末1,254万口座）、うち一般1,155万口座（同1,150万口座）、つみたて127万口座（同104万口座）、ジュニアNISAは32万口座（同31万口座）だった。

19年3月末の買付額は、NISA16.5兆円（18年12月末15.7兆円）、うち一般16.4兆円（同15.6兆円）、つみたて1,332億円（同932億円）、ジュニアNISAは1,303億円（同1,164億円）だった。（金融庁HP, 7.2）

● 高齢者世帯数の割合が27.6%に増加

18年の「国民生活基礎調査」で、18年6月現在の世帯数は5,099万世帯だった。このうち高齢者世帯の割合が27.6%となり、過去最高を更新した。単独世帯の割合も27.7%で、過去最高率だった。

平均世帯人員は2.44人で、過去最低を更新した。

65歳以上者のいる世帯数は2,493万世帯に増加、全体の48.9%を占めるまでに増えた。65歳以上者のいる世帯のうち、単独世帯は27.4%、夫婦のみの世帯は32.3%だった。

17年1年間の平均所得は、全世帯が551.6万円で、前年を1.5%下回った。近年最も高額だった94年の664.2万円に比べると112.6万円も減った。高齢者世帯は334.9万円で、前年を5.1%上回ったが、ピークだった98年を0.6万円下回る水準だった。児童のいる世帯は743.6万円となり、前年を0.5%上回ったものの、ピークだった96年を38.0万円下回った。

公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のうち、収入が公的年金・恩給のみだった世帯の割合は51.1%だった。

高齢者世帯では、生活が苦しいと回答した割合が55.1%を示した。苦しいとした割合は、全世帯で57.7%、児童のいる世帯で62.1%だった。児童のいる世帯では、この割合が前年を3.4ポイント上回った。（厚労省HP, 7.2）

● 企業型確定拠出年金加入者は715.8万人

厚労省資料からまとめた「企業年金に関する統計」

によると5月末の企業型確定拠出年金の規約数は6,200件（前年同月5,867件）、加入者数は4月末で715.8万人（同678.5万人）になった。

確定給付企業年金の件数は、6月1日で1万2,886件（前年同月1万3,244件）、うち基金型759件（同752件）、契約型1万2,127件（同1万2,492件）だった。

厚生年金基金は、7月1日で基金数が8（単連3、総合5）になった。前年同月の基金数は23件（単独9、連合9、総合14）だった。（企業年金連合会HP, 7.3）

● 障害・病気で困っている人への支援意識

18年2月に実施した「自立支援に関する意識調査」がまとまった。①障害や病気を有する者、②身近に障害や病気を有する者がいる者、③その他の者の3類型に属する20歳以上65歳未満の男女それぞれ1,000人ずつから回答を得た。

地域や職場で障害を有して困っている者がいたら助けたいと思うかでは、類型①では、積極的に助けたいが18.4%、助けたいが48.9%、類型②では、それぞれ13.4%、63.5%、類型③では、それぞれ6.4%、49.0%だった。立場による差が鮮明だった。

治療と仕事を両立することまたは障害を有しながら仕事することは困難かについては、困難だと思うが、類型①では66.3%、累計②では72.5%、類型③では75.8%だった。

障害や病気を有する者が職場にいる場合にどのような影響があるかでは、本人が該当者である場合を除き、仕事の進め方について職場内で見直すきっかけになったが最も多く28.5%、次いで、特に影響はなかったが27.5%、仕事の負担が重くなったが25.0%、各人が自分のライフスタイルや働き方を見直すきっかけになったが19.6%などだった。（厚労省HP, 7.9）

● 日本人住民数は43.3万人減少

19年1月1日現在の住民数は、総計1億2,744万人、うち日本人住民は1億2,477万人、外国人住民は267万人だった。前年比では、日本人住民数は43.3万人の減少、外国人住民は17.0万人の増加だった。日本人住民数の減少は10年連続、19年の減少幅は68年の調査開始以来最大だった。「住民基本台帳に基づく人口、人口動態数および世帯数」で明らかになった。

日本人の出生数は92.1万人、死亡数は136.4万人、自然減は44.3万人だった。

都道府県別でみると、日本人人口が増加したのは1位の東京都を含む5団体、外国人住民は1位の東京都を含む47団体にのぼった。日本人住民が自然増加したのは1団体（沖縄）のみだった。（総務省HP, 7.10）

家族手当・扶養手当

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給方法, 支給月額	時間外基礎・児童手当との関係
一般機械 (続き)	一般機械② (1,491名)	家族手当 00年4月	1人目 税法上の扶養配偶者 14,000円 その他1人目 8,300円 2人目 6,300円 3人目 5,300円 4・5人目各 4,300円 (税法準拠, 子は18歳まで専門学校・短大・大学通学者3,000円)	算入せず 併給する
	石井鉄工所 (150名)	家族手当 17年7月	第1子 12,000円 第2子以降1人につき 8,000円 (税法準拠, 子は22歳まで)	算入せず 併給する
製紙・パルプ	日本製紙 (5,119名)	家族手当 19年4月	扶養家族1人目 月9,000円 2人目以降 月8,000円 (人数上限なし)	算入せず
	旭化成 (12,333名)	家族手当 18年3月	扶養1人目 19,260円 2・3人目1人につき 9,320円 (3人限度) (税法準拠)	算入せず 併給する
化	化学工業① (6,186名)	次世代育成手当 12年4月	・子が18歳に達した日から最初に到達する3月31日まで 15,000円/人 ・子が6歳に達した日から最初に到達する3月31日まで 3,000円 (子の 人数にかかわらず定額)	算入せず 併給する
	化学工業② (3,700名)	①世帯主手当 ②家族手当 01年7月 ※①②は選択	①60,000円 (住宅手当 I 27,000円を含む) ②扶養家族 1人 36,000円 2人 41,500円 3人 47,000円 4人 52,500円 5人以上 58,000円 6人以上は1人に つき2,000円加算	住宅手当 I 27,000 円は算入せず 併給する
	J S R (3,468名)	家族手当 06年4月	税法上の扶養親族となる子1人目 27,000円 2人目 40,500円 3人目以降2人目手当額に対し1人増につき+8,500円	算入せず 併給する
	ライオン (3,000名)	家族手当	第1扶養者 29,100円 第2扶養者 11,300円 第3扶養者 8,600円 第4扶養者 2,500円 第5扶養者 2,500円	算入せず
学	信越化学工業 (2,839名)	家族給 08年4月	配偶者 27,500円 子1人につき 10,000円 (子は18歳未満)	算入せず 併給する
	化学工業③ (2,350名)	家族手当 05年1月	配偶者 15,000円 その他(子, 父母)1人につき 15,000円 (税法準拠, 子は18歳まで(1人は22歳未満))	算入せず 併給する
	住友ベークライ ト (2,260名)	家族手当 94年4月	1人扶養 25,200円 2人扶養 31,200円 3人扶養 37,200円 4人扶養 38,200円 5人目以降1人につき 500円加算 (税法準拠)	算入せず 併給する
工	バンドー化学 (2,000名)	家族手当	配偶者 18,000円 子 配偶者がいる場合 1人につき 7,300円 いない場合 1人目15,000円, 2人目以降1人につき7,300円 ※子が満22歳に到達した直後の3月分まで	算入せず 併給する
	トクヤマ (1,869名)	家族手当	主たる生計維持者(その収入が生計維持の主体をなす者)に支給 扶養家族1人目 26,500円 2人目以降 1人につき10,400円 *扶養家族の定義 1. 配偶者(所得税法上の合計所得額で38万円以下の者) 2. 以下の所得税法上の扶養とされる親族 ①子女およびその配偶者, ②親(配偶者の親含む), ③実祖父母, 実兄弟姉妹, 孫 3. 16歳未満の子女	算入せず 併給する
業	セントラル硝子 (1,698名)	家族手当 18年4月	配偶者(税法上扶養)7,500円 上記以外1人につき15,000円(税法準拠)	算入する 併給する
	日油 (1,648名)	家族手当 03年4月	一般職コースのみ 扶養1人目 20,000円 2人目 12,000円 3人目 8,000円 4人目 5,000 円 5人目 5,000円 6人目以降については支給しない(税法準拠)	算入せず 併給する
	化学工業⑤ (1,523名)	扶養手当 98年4月 基幹職	第1順位 24,800円 第2順位 11,900円 第3順位 6,400円 第4順位以下1人につき 4,500円(税法準拠)	算入する 併給する

家族手当・扶養手当

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給方法, 支給月額	時間外基礎・児童手当との関係
化学工業(続き)	大陽日酸 (1,418名)	家族手当 04年4月	1人目 20,000円 2人目以降1人につき 5,000円 (税法準拠, 子は22歳まで)	算入せず 併給する
	東亜合成 (1,117名)	家族手当 03年10月	1人扶養 30,000円 2人扶養 40,000円 3人扶養 45,000円 4人以上扶養 50,000円 (子は22歳まで)	算入せず 併給する
ゴム	横浜ゴム (5,200名)	家族給 05年4月	自宅 家族3名 A地区 42,000円～C地区 34,000円 社宅 家族3名 23,000円	算入せず 併給する
窯業	窯業① (2,300名)	家族給 11年4月	扶養家族である配偶者 16,500円 子 11,000円 その他家族 6,900円	算入せず 併給する
繊維工業	帝人 (4,689名)	家族手当 98年4月	配偶者のみ 23,900円 配偶者+父母1人 25,400円 配偶者+父母2人 26,900 配偶者+子1人 28,800 左記+父母1人 30,300 配偶者+子2人 33,700 (配偶者社内共働きは子と父母のみ対象, 子は20歳年度末)	算入せず 併給する
	日本フェルト (480名)	家族手当 17年4月	扶養1人 18,000円 2人目以降1人につき 3,000円 (税法準拠, 子は20歳到達の年度末まで)	算入せず 併給する
食品	食品工業① (10,943名)	次世代育成手当 11年4月	扶養する子(※) 1人につき月額20,000円(上限5名) ※20歳に達する年度末まで, ただし18歳以上で学校教育法に定める学校等に在学していない者は除く	算入せず 併給する
	食品工業② (4,916名)	①ファミリーサポート手当A 08年1月 ②同 B 08年1月 ③同 C 08年1月	①本人または配偶者の満40歳以上の実養父母で, 地方自治体によって要介護認定を受けている者 対象となる家族1人につき月額10,000円 ②本人または配偶者の満75歳以上の実養父母を含む世帯 対象となる1世帯につき月額3,000円 ③2親等内の親族で心身に障害を有する者であり, 主として本人の収入によって生計を維持する者 対象者1人につき月24,000円	算入せず 併給する
	食品工業③ (5,000名)	家族手当 (従来より)	22歳未満の扶養親族1人につき 20,000円 その他介護を要する親族1人につき 7,500	算入せず 併給する
	アサヒビール (3,200名)	家族手当 17年4月	子1人につき 16,000円 (税法準拠, 18歳まで)	算入せず 併給する
工業	食品工業④ (3,477名)	家族手当 17年4月	税法上の扶養親族のうち, 以下のいずれかに該当する扶養親族がいる者に, 対象1人につき15,000円支給 ①満18歳未満の子女 ②要介護認定1以上の認定を受けている2親等内の親族 ③障がい者の認定を受けている2親等内の親族	算入せず 併給する
	食品工業⑤ (1,651名)	①家族手当 14年10月 ②特別扶養手当	①・扶養配偶者 10,000円 ・扶養の子 18歳以下(満18歳到達日以後最初の3月末まで) 1～2人目 各13,000円 3人目以降 15,000円 ・同 18歳以降の学生(一度就職した者を除く, 満18歳到達日以後最初の4月から) 1人につき 5,000円 ・その他扶養家族(扶養配偶者手当または下記特別扶養手当が支給されている社員を対象とし, 原則として本人と同居し, 生計を一にする以下の親族を対象とする) 本人および配偶者の両親・兄弟・祖父母・孫および障がい者) 1人につき 5,000円 ②10,000円	算入せず 併給する
	森永製菓 (1,655名)	家族手当 04年4月	扶養する子1人につき 8,000円(4名まで)	算入せず
	江崎グリコ (1,514名)	家族手当	要件 従業員が給与規定に定める世帯主であり, 生計を同一とする配偶者, または税法上の扶養家族が下記に該当する場合に支給 ①年取103万円以内の配偶者 ②満18歳未満の子女(含養子女) 支給月額 配偶者 月額23,000円 その他扶養家族 月額4,000円	算入せず

家族手当・扶養手当

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給方法, 支給月額	時間外基礎・児童手当との関係
食品工業(続き)	月桂冠 (388名)	家族手当	・従業員本人が世帯主で、下記に該当する同居の扶養家族を有する者に支給する(最高第3人者までにとどめ2万円を上限とする) 配偶者(配偶者がいない場合は扶養家族の第1人者) 10,000円 第2人者以下の扶養者(1人につき) 5,000円	算入せず
その他製造	ヤマハ (4,193名)	次世代育成支援手当	・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養する子女1人につき 月額18,000円 ・18歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養する子女で学校教育等を受けている者 1人につき 月額18,000円	
	コクヨ (148名)	家族手当	配偶者 17,000円 子1人につき 4,000円(3名まで) 子は18歳3月まで	算入せず
鉱業・非鉄金属	非鉄金属① (4,239名)	家族手当 08年4月	本人と生計を一にし、かつ主として本人の収入により生計を維持する者。具体的には次の①～③のいずれかに該当する者のうち、健康保険の扶養認定を受けている者 ①配偶者 ②満18歳未満の子 ③前各号以外の本人と同居の3親等内血族または1親等姻族で本人が事実上扶養せざるを得ない事情が認められる者	算入せず
	住友金属鉱山 (3,030名)	家族手当 15年7月	1人目 18,000円 2人目以降1人につき 4,000円 前年度末現在21歳以下の子どもに対し、以下の額を加算 1人1,000円 2人3,000円 3人6,000円 以降子の数×1,000円を順次加算	算入せず 併給する
	三井金属鉱業 (1,796名)	家族手当 01年4月	1人目 7,500円 2人目以降1人につき 3,000円 (子は20歳まで)	算入せず 併給する
	古河機械金属 (本社 212名)	家族手当 95年4月	配偶者 13,000円 その他1人につき 5,000円 (配偶者は制限なし、子は高卒まで)	算入せず 併給する
建設業	関電工 (7,431名)	家族手当	配偶者 10,000円 配偶者以外1人につき 5,000円(3人まで) ※所得税法上の扶養家族	算入せず 併給する
	建設業② (4,000名)	家族手当 18年9月	子1人 18,000円 2人 36,000円 3人 60,000円 4人以上 85,000円 ※子は4/1年齢満23歳未満につき当該年度の手当を支給	算入せず 併給する
	熊谷組 (2,585名)	家族手当	配偶者 16,000円 子 4,500円 支給対象: 主たる生計者、子の支給は18歳まで(管理監督者は対象外)	算入せず 併給する
運輸業	運輸業① (11,417名)	家族手当 17年4月	配偶者 5,500円 高校・大学・高等専門学校・学校教育法に定める専門学校の子ども 12,100円 その他の子ども 9,700円 子ども以外のその他扶養家族 5,000円	算入せず 併給する
	東京急行電鉄 (4,188名)	育英手当	支給対象 22歳以下の子 支給金額 子1人につき 月額23,000円	
	小田急電鉄 (3,762名)	扶養手当	要件 前年1年間を通して税法上の扶養であった者 支給月額 1人目 18,000円 2人目 14,000円 3人目 8,000円 4人目以降1人につき 3,000円	算入せず
	運輸業② (2,518名)	①家族給 02年8月 ②教育手当 08年3月	①配偶者 11,050円 配偶者以外の扶養2人まで1人につき 5,050円 3人目 5,000円 4人目以降1人につき 1,900円 (子は18歳未満、親は60歳以上) ②中学生1人につき 5,500円 高校生1人につき 7,500円 短大・大学・高専生1人につき 10,000円	算入せず 併給する
	トヨタ輸送 (1,000名)	家族手当	配偶者 5,000円 子1人につき 17,000円 ※支給対象 税法準拠および健康保険の被扶養者	算入せず 併給する

家族手当・扶養手当

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給方法, 支給月額	時間外基礎・児童手当との関係
通信業	通信業① (4,852名)	家族手当 13年4月	前提：有扶養者で生計維持区分が「主たる生計者」であること 配偶者 18,000円 税扶養配偶者に限る 子 10,000円 22歳に達した年度の3月まで(人数制限なし)	算入せず 併給する
	通信業② (350名)	家族手当 16年4月	配偶者 20,000円 子1人につき 10,000円(頭打ちなし) (税法準拠)	算入せず 併給する
金融保険業	金融保険業② (16,000名)	家族手当 04年10月	子1人につき 6,700円(20,100円限度)	算入せず
商事	商事サービス① (10,000名)	家族手当 06年4月	配偶者除く2人まで1人につき 17,000円 (年収103万円未満, 子は大卒まで)	算入せず 併給する
	国分グループ本社 (5,152名)	子ども手当 15年6月	要件 扶養する子女(控除限度額(税法上)以上は除く)の数に応じて支給 支給月額 満19歳未満の未就学児 15,000円 満24歳未満の就学者(小学～大学) 20,000円 ※60,000円を上限とする	
	ヤナセ (3,283名)	扶養手当 10年4月	1人につき7,000円(3人まで) ※支給対象範囲 ①満60歳以上の父母, 祖父母, 養父母, ②20歳未満の子, ③20歳未満の兄弟姉妹	算入せず 併給する
	商事サービス② (2,800名)	扶養手当 01年4月	配偶者 9,000円 その他1人につき 9,000円(2人まで) (税法準拠, 子は18歳まで)	算入せず 併給する
サ	いなげや	賃金規定	要件 満24歳までの子女で税法上社員の扶養を受けている者(ただし学校教育法に定める高等専門学校・大学等に在学していることを条件とする)および, 該当社員の子供手当の対象である子女がいる場合 支給月額 扶養手当の月額が子女第1扶養者に対して35,000円, 2人目以降に対して10,000円とする	
ビ ス 業	サイゼリヤ	家族手当	支給額 配偶者(103万円以下) 5,000円 18歳未満の子 1人につき3,000円	算入せず
	商事サービス④ (1,600名)	扶養手当 02年4月	配偶者28,000円 配偶者以外 1人目 16,000円 2人目 14,000円 3人目以降 11,000円 (税法上の扶養親族である子, 原則22歳到達年度末まで, ただし学籍にある者には支給)	算入せず 併給する
	商事サービス⑤ (348名)	家族給 12年6月	扶養家族1人目 27,300円 扶養家族2人目以降1人につき 13,600円 (税法準拠, 子は就学中23歳まで, 親は60歳以上) 家族特別加給 税法上扶養している中学生以下の子1人につき6,000円	算入せず 併給する
	商事サービス⑥ (281名)	家族手当 91年4月	1人目 19,000円 2人目 7,000円 3人目 5,000円 4人目 3,000円 5人目 2,000円 6人目以降1人につき 1,000円	算入せず 併給する
	ニチモウ (257名)	家族手当 98年7月	扶養 配偶者 25,600円 扶養配偶者以外 12,500円 ※子どもは満24歳の年度末が限度	算入せず 併給する
	百貨店業① (1,000名)	世帯手当	配偶者, 18歳未満実・養子, 18歳以上23歳未満実・養子で学生または学生に準ずる者, 満60歳以上の実・養父母(配偶者の実・養父母を含む) ※健保・税法上の扶養親族であること 1人扶養 10,000円 2人扶養 14,000円 3人扶養 18,000円 4人扶養 22,000円	算入せず

別表4

両立支援関連手当・補助（11社）

会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給方法、支給月額
日鉄日新製鋼 (3,843名)	①保育施設利用 料補助制度 ②介護関係費用 補助制度	①要件を満たし、5万円を超える額について補助を行なう（金額による計算式あり） ②介護に要する費用で自己負担の10%（上限 月1万円、介護休業制度取得中に限る）
大同特殊鋼 (3,139名)	①介護ヘルパー 利用支援制度 ②育児休業早期 復職支援制度 ③ベビーシッ ター利用支援 制度 17年10月	①対象者 要介護状態にある家族を直接介護するもの 補助内容 1回当たりの利用料実費に対し、上限4,000円を補助。年間36回まで ②対象者 保育所に預けて早期復職する者。男性の場合、育児休業を5週間以上取得した者 支援内容 月々の保育所料金の半額（ただし上限 月2万円とする） 支援期間 ・認可保育園に預けて復職する場合、復職後から子の1歳の誕生日まで ・非認可保育園に預けて復職する場合、復職後から認可保育園に預けられるま で。ただし、最長で子の2歳の誕生日まで ③対象者 業務上（出張、残業、休出など）の都合で子の育児に関して、シッターを利用す ることで自身の就労が可能となるもの 期限 子の小学校6年生修了まで。子の小学校3年生修了までは公的制度を優先して使用 公的制度が終了した場合は3年生以下も可 上限 年間48回まで
電気機器 ① (35,000名)	育児仕事両立支 援金 16年10月	共働きまたはひとり親で小学校3年生までの子を養育する者へ保育施設やベビーシッター利 用料等の実費を補助 年間上限額 就学前：10万円/人 小学1～3年制：5万円/人
河村電器産業 (1,779名)	① 育児 補助 ②介護認定者補 助	①保育園施設に入園している3歳未満の子を有する正社員（要申請） 30,000円 ②親族に要介護3以上がいる正社員（要申請） 25,000円
ボッシュ (5,333名)	ベビーシッター 補助	未就学児を持つ本採用者で夫婦ともに働いている者（WLB・育児支援促進のため補助） 月20時間まで1時間当たり1,000円+保険料+交通費を超える部分を会社が負担
N T N (6,816名)	ベビーシッター 育児支援制度	要件 3歳未満の子の保育所への送迎、家庭内保育に公益財団法人全国保育サービス協会に 加盟している会社を利用する場合 支給額 1日1回1,700円割引が受けられる（年6回）
食品工業 ⑤ (1,651名)	①保育手当 ②学童保育手当	①小学校入学前の子供の中で、保育園・幼稚園・認定こども園を利用する対象者（管理職含 む）に支給する。対象子の1人につき月額5,000円。ただし同時期に支給するのは2人まで ②小学校に就学する子供の中で、学童保育を利用する対象者（管理職含む）に支給する。対 象の子1人につき月額3,000円。ただし同時期に支給するのは2人まで
非鉄金属 ① (4,239名)	保育料補助 14年1月	当年4月1日時点で3歳未満の子で、保育所（認可・認可外は問わない）または託児所に入所 する子とする。この場合の子とは税法上や健康保険の扶養家族としていない子も含む 保育料補助額 月額保育料の10%
東京急行電鉄 (4,188名)	①学童保育入会 金補助 ②病児保育利用 費用補助	①対象者 小学生の子がいる社員、試用、日勤契約社員、日勤嘱託 公営・私営にかかわらず学童保育を申し込んだ場合、申請により 入会金の補助を行なう 上限20,000円 ②月齢6カ月～小学校3年生の子のいる社員、試用、日勤契約社員、日勤嘱託 NPO法人フローレンスに法人会員として入会した場合、訪問型病児 保育サービスを低額で利用できる 利用補助 1時間600円
小田急電鉄 (3,762名)	早期復職支援制 度 17年1月	要件 育児休業の対象となる子が1歳になる前に復職した正社員のうち次の事項を満たす者 ①産前・産後休暇を取得した者 ②育児休業を3カ月以上取得した者 ③その他会社が認め た者 支給額 月額30,000円
運輸業 ② (2,518名)	教育手 当	中学生 1人につき5,500円 高校生 1人につき7,500円 短大・大学・高専生 1人につき10,000円

別表5

単身赴任手当（104社）、帰宅旅費（90社）

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給月額・期間			帰宅旅費
金 属 工 業	金属工業① (24,500名)	別居手当 12年10月	36,000円			月1回実費支給
	JFEスチール (20,000名)	単身赴任手当 03年4月	係長以上 賄付居住施設 上記以外	本給制適用者 35,000円/月 45,000円/月	30,000円/月 40,000円/月	帰省交通費 月1回実費支給 (03年4月)
	日鉄日新製鋼 (3,843名)	別居手当 17年4月	1カ月以上単身赴任 25,000円(5年間)			帰省または呼寄せ 1カ月に1回実費 支給
	古河電気工業 (3,591名)	別居手当 18年7月	距離により 28,000～73,000円(全期間)			なし
	大同特殊鋼 (3,139名)	別居滞任手当 84年4月	要件 転勤命令が発せられた従業員が、下記事由により別居する場合で、 新任地に到着した日から起算して1カ月以上別居する場合 ア. 子供の教育 イ. 扶養している家族の病気看護 ウ. 持家管理 エ. 転勤先の空家待ち オ. その他やむを得ない事由(人事部長の許可を得たもの) 支給金額 月額21,300円 支給期間 支給要件に当てはまる期間 ※帰宅旅費 対象者 別居滞任手当を支給する者 支給金額 ①出張も含め帰郷先に帰る機会が1カ月当たり1回以上ない場 合にあって、上長および事業場人事担当者が妥当と認めた 者 月1回実費支給 ②上記①に該当しないもの 2カ月に1回実費支給 支給期間 別居滞任手当の支給期間			月1回実費支給、 左欄参照
	金属工業② (2,000名)	別居手当 14年4月	会社施設入居 遠距離(100km～) 近距離(～100km)	非入居(全期間) 30,000円 12,000	37,000円 14,000	年6回実費支給
	金属工業③ (299名)	単身赴任手当 91年4月	一般 25,000円 部長 35,000円(全期間)	係長 28,000円	課長 32,000円	月1回実費支給
	電気機器① (35,000名)	別居手当 14年4月	40,000円(事由消滅まで)			月1.5回実費支給
	三菱電機 (33,000名)	別居滞任手当 12年4月	40,000円(事由消滅まで)			月1.25回実費支給
	電気機器② (22,000名)	転任別居手当 16年4月	現勤務地と新勤務地の距離による 120km未満 45,000円 600km以上 78,000円 120km以上 58,000円 1,000km以上 91,000円 300km以上 66,000円 1,500km以上 102,000円			なし
電気機器③	単身赴任手当 17年9月	要件 社員が同居する配偶者を以下の事由により残留させる必要がある 場合 ①子女の転校が困難か、または学業の面で著しい不利が予想されるた め、当該子女および同居する配偶者を残留させる必要があるとき ②同居する家族が傷病により、その付き添い看護のため配偶者を残留 させる必要があるとき ③配偶者が職業を有し、同時に転勤できないとき ④妻が産前6カ月以内および産後3カ月以内であり、残留させる必要が あるとき 支給月額 基本給の10%を単身赴任手当として支給する。ただし、基本 給の10%が40,000円未満の場合は40,000円とし、60,000円以上の場合 は60,000円			月1回往復分支給 (17年9月)	
矢崎総業 (12,000名)	単身赴任手当 (従来より)	距離による区分(18区分)			なし	

単身赴任手当、帰宅旅費

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給月額・期間	帰宅旅費
電 気	富士電機 (10,000名)	単身赴任手当 11年4月	①自宅までの帰宅往復交通費×1.17(事由消滅まで) ②会社が必要と認めた者は月50,000円を合算して支給	なし
	アズビル (5,146名)	別居手当 11年9月	・会社施設以外居住の場合 45,000円/月 ・会社施設居住の場合 32,000円/月 ※上記と別に留守宅帰宅交通費支給 別居手当を受けている者または配偶者・子に対し、毎月1回、および春・夏・年末年始長期休暇毎に各1回、帰宅または呼び寄せに要する往復交通費実費支給	左欄参照
機 器	スタンレー電気 (3,483名)	別居手当 11年1月	・管理者等 40,000円 ・その他 30,000円	なし
	安川電機 (3,000名)	単身赴任手当 08年4月	150km未満 32,000円 150km～ 35,000円 500km～ 41,000円 700km～ 46,000 900km～ 50,000 (全期間)	年12回実費支給
(続 き)	電気機器④ (3,000名)	別居手当 15年7月	距離により 40,000～106,000円(全期間)	なし
	電気機器⑤ (2,600名)	別居手当 92年1月	60,000円(全期間)	月2往復分実費支給
	河村電器産業 (1,779名)	単身赴任手当 05年8月	80,000円	なし
	電気興業 (515名)	別居手当 13年4月	資格等級により 41,500～51,500円(全期間)	月1回実費支給
輸 送 機 械	輸送機械① (26,273名)	単身赴任手当 17年4月	一律50,000円	なし
	ダイハツ工業 (12,596名)	別居料 14年7月	要件 単身赴任で配偶者または扶養家族を残留させる場合に支給 支給金額 国内 月額40,000円 海外 月額60,000円	国内 月1回(年間12回分) 海外 年2回
	I H I (7,713名)	別居手当 95年1月	家族が転居してくるまでの期間 会社施設賄付 資格により33,000～39,000円 その他 資格により 43,000～49,000円 赴任先事業所が片道鉄道160km以上のときは上記に2,000円/月加算	四半期ごとに4回 実費支給
	ボッシュ (5,333名)	単身赴任手当 14年1月	(家族引き取りまでの期間) 新旧事業所間最短実移動距離 100km未満 35,000円 100km以上 39,000円	月1回実費支給
精 密 機 械	佐世保重工業 (732名)	単身赴任手当 (従来より)	社宅入居者 30,000円 寮入居者 10,000	年4回実費支給 (96.4)
	精密機械① (6,662名)	別居手当 19年4月	資格により 22,000～48,000円(全期間)	月1.5回実費支給
	東京計器 (1,597名)	別居手当 17年1月	一般 37,000円 管理職 42,000円	赴任地最寄駅から 配偶者最寄駅までの往復費用月 額7万円限度
	シチズン (1,357名)	単身赴任手当 06年4月	40,000円	家族帯同および独 身者 1回/6カ月 単身赴任者 2回/1カ月 06年4月
一 般 機 械	クボタ (11,226名)	別居手当 03年4月	47,400円	年14回実費支給

単身赴任手当、帰宅旅費

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給月額・期間				帰宅旅費
一般機械 (続 き)	日本精工 (7,726名)	単身赴任手当 18年4月	子女の教育都合および傷病等 40,500円 (事由消滅まで)				月1回と夏冬各1回 実費支給
	コマツ (6,873名)	単身赴任手当 93年8月	一般 36,000円	管理職 39,000円 (期間限定あり)			年13回実費支給
	NTN (6,816名)	別居手当	独身寮入居者 月20,000円 その他入居者 月30,000円				月1回実費支給
	一般機械① (2,936名)	単身赴任手当 01年4月	基準額一律40,000円				往復交通費5万円 未滿は5万円
	住友重機械工業 (2,526名)	別居手当 08年4月	一律 34,000円 (全期間)				月1回実費支給
	ナブテスコ (2,080名)	単身赴任手当 10年4月	部長クラス 35,500円, 課長クラス 33,500円, 一般 32,000円				月1回実費支給
	東芝機械 (1,729名)	別居手当 02年4月	資格により 40,000~41,000円 (全期間)				月1回実費支給
製紙パルプ	一般機械② (1,491名)	単身赴任手当 98年5月	一般 35,000円	管理職 40,000円 (事由消滅まで)			月1回実費支給
	日本製紙 (5,119名)	単身赴任手当 14年10月	単身赴任に該当する場合 35,000円				月1回実費支給
	旭化成 (12,333名)	単身赴任手当 02年10月	職階により 36,000~41,000円 (全期間)				半期7回実費支給
	化学工業① (6,186名)	別居手当 05年4月	一般 45,000円	管理職 55,000円			月1.5回実費支給
化学	資生堂 (5,604名)	別居生計手当 14年4月	月額 45,000円				月2回までの往復 交通費実費精算
	化学工業② (3,700名)	単身赴任手当 98年4月	資格 上級 一律 50,000円 (全期間) 主事・参事・理事 中・初級 〃 40,000 (〃) 一律60,000円 (3年間)				月1回実費支給 (業務を伴うこと)
	J S R (3,468名)	単身赴任手当 95年4月	100km未滿 35,000円	500km ~ 65,000円 (全期間)			なし
工業			100km ~ 40,000	800km ~ 70,000			
			200km ~ 45,000	1,000km ~ 80,000			
			300km ~ 55,000	1,200km ~ 90,000			
	ライオン (3,000名)	単身赴任手当	G5・G4・G3 50,000円	G2・G1 45,000円	部員 40,000円		月1回実費支給
業	信越化学工業 (2,839名)	別居手当 96年6月	30,000円 (全期間)				月1回実費支給
	化学工業③ (2,350名)	別居手当 92年12月	職階により 14,000~18,000円 (全期間)				月2回実費支給
	住友ベークライト (2,260名)	別居手当 (従来より)	200km未滿 22,000円	600km ~ 28,000円 (全期間)			月1回実費支給
			200km ~ 24,000	800km ~ 30,000			
		400km ~ 26,000					
	バンドー化学 (2,000名)	単身赴任手当	一律 30,000円 (10年間)				月1回実費支給

単身赴任手当， 帰宅旅費

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給月額・期間	帰宅旅費
化学工業	トクヤマ (1,869名)	別居手当 01年1月	月額本人給×5%+12,000円(本人給とは給与から手当を除いた額) 期間の定めはなし	事業所間の往復交通費を帰省実績の有無に関わらず1賃金計算月に1回支給
	化学工業④ (1,850名)	別居手当 10年4月	取締役 執行役員, 理事 33,000円 (持ち家処理は6カ月・出産は12カ月間, E職 33,000 その他は事由消滅まで) N職 33,000	月1回実費支給
	セントラル硝子 (1,698名)	別居手当 17年4月	34,000円(全期間)	年12回実費支給
工業	日本ゼオン (1,710名)	単身赴任手当 99年2月	150km未満 30,000円 600km～ 60,000円(全期間) 150km～ 40,000 900km～ 70,000 300km～ 50,000	なし
	業 (続 き)	日油 (1,648名)	別居手当 00年10月	賄い有り 250km未満30,000円(全期間) 250km以上 40,000円 賄い無し 250km未満40,000円(全期間) 250km以上 60,000円
化学工業⑤ (1,523名)		別居手当 97年1月	部長格 43,000円 課長 39,000円 その他 34,000円(全期間) 次長格 41,000 課長補佐格 36,000	月2回実費支給
大陽日酸 (1,418名)		単身赴任手当 04年10月	理由により, A 35,000円 B 20,000円 Aは①中学～高校(満18歳の3月末まで)の子女教育, 進学準備, ②両親の病氣看護, ③扶養家族の病氣療養, ④その他やむを得ない理由 BはA以外で単身赴任する場合	月1回実費支給 (A, B共通)
東亜合成 (1,117名)		単身赴任手当 08年3月	40,000円+留守宅への月1回往復交通費相当額(全期間)	左欄参照
ゴム		横浜ゴム (5,200名)	単身赴任手当 04年4月	12,000～15,000円(2年間)
窯業	A G C (6,374名)	単身赴任手当 10年6月	35,000円	月1回実費支給
	窯業① (2,300名)	転勤手当2 90年1月	30,000円(全期間)	月1回実費支給
繊維工業	帝人 (4,689名)	単身赴任手当 06年4月	資格により 38,000～44,000円(全期間)	月1～2回実費支給
	イチカワ (550名)	単身赴任手当 11年7月	部長級 48,000円 課長級 43,000円 一般 38,000円	月3回実費支給
	日本フェルト (480名)	別居手当 95年4月	30,000円(全期間)	月1～2回実費支給
食品工業	食品工業① (10,943名)	別居手当 11年4月	32,000円(全期間)	月1回実費支給
	食品工業② (4,916名)	別居手当 07年9月	・社宅事情 60,000円 社宅事情以外 30,000円(全期間)	月2回支給
	食品工業③ (5,000名)	単身赴任手当 (従来より)	30,000円(全期間)	月2回(1回は無条件, 2回は申請)
	アサヒビール (3,200名)	別居手当 14年2月	家族の病氣, 教育による場合 35,000円(全期間)	月2回実費支給

単身赴任手当, 帰宅旅費

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給月額・期間	帰宅旅費
食品工業 (続き)	食品工業④ (3,477名)	別居手当 17年4月	45,000円 (別居または別居事由解消時まで支給, ただし, 子女の教育都合は高校卒業時まで)	月15往復分支給
	食品工業⑤ (1,651名)	単身赴任手当 00年1月	500km未満 37,000円 500km～ 40,000円 (全期間)	月1回実費支給
	森永製菓 (1,655名)	別居手当 09年4月	35,000円 配偶者および扶養する18歳未満の子全部または一部と別居	着任後1カ月経過ごとに1往復実費相当額支給
	江崎グリコ (1,514名)	別居手当	要件 家族と同居していた既婚者または, 扶養家族を有する者で, 転勤に際しやむを得ず家族と別居せざるを得なくなった者に支給する 支給期間 単身赴任1カ月経過後から終了まで	月1回実費支給
	食品工業⑥ (1,194名)	単身赴任手当 02年4月	40,000円 ※見直し予定あり	月1回実費支給
	月桂冠 (388名)	単身赴任手当 03年3月	月額15,000円 (以下の場合, 月額15,000円加算) ・同居の扶養家族が傷病のため家族の看護・介護が必要なとき ・同居の扶養家族である子が小学校・中学校・高校在学中であるとき (該当する最年少の子が高校を卒業するまで)	月1回支給
その他製造業	ヤマハ (4,193名)	単身赴任者手当 14年4月	①勤務地から家族居住地までの一往復分交通費15/12相当額 ②別居手当 40,000円	年12回支給
	コクヨ (148名)	単身赴任手当	一律15,000円	帰省旅費 年18回 実費支給
鋳業・非鉄金属	非鉄金属① (4,239名)	単身赴任手当 16年5月	・同伴困難な扶養家族を有する場合・子弟の教育を理由とする場合 ・持家 (含む借家借間) をしている場合・会社都合による場合 寮またはこれに準ずる会社施設に入居する者 月額20,000円 上記以外の者 月額32,000円	要件は左欄と同様 月1回実費支給
	住友金属鋳山 (3,030名)	単身赴任手当 02年4月	賄い付き 25,000円 その他 35,000円 (全期間)	月1回実費支給
	三井金属鋳業 (1,796名)	単身赴任手当 11年4月	40,000円 (全期間)	年7回実費支給 19年4月
	非鉄金属② (800名)	単身赴任手当 (従来より)	賄いなし 27,000円 あり 9,000円 (全期間)	月1回実費支給
	日鉄鋳業 (668名)	別居手当 97年10月	会社施設入居 18,000円 その他 27,000円	年12回実費支給
建設業	古河機械金属 (本社 212名)	単身赴任手当 07年7月	国内の住居の移転を伴う転勤により単身赴任した者で家族居住地と本人居住地の距離区分により支給 400km未満 月額 30,000円 400km以上800km未満 40,000円 800km以上 50,000円	なし
	建設業① (8,312名)	別居手当 (従来より)	勤務地 - 自宅 100km以上, 所要2時間以上 30,000円 (全期間)	定額支給 18年8月支給分より(予)
建設業	関電工 (7,431名)	赴任補助手当 19年7月	従業員の収入により生計を維持する家族を残して単身赴任する場合 一般 45,000円 課長・副長 48,000円 部長 51,000円 着任の翌日から家族と同居するまでの間	月4回実費支給

単身赴任手当、帰宅旅費

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給月額・期間	帰宅旅費
建設業 (続き)	熊谷組 (2,585名)	別居手当 07年9月	賄いつき 14,000円 賄いなし 29,000円	月2回 交通費相当額に社会保険料等を上乗せ分として規定の係数を乗じた金額
	日揮 (2,440名)	別居手当 04年2月	一般 37,000円 次長・課長 45,000円 理事 49,000円 (最長10年間)	主任クラス 41,000円 部長クラス 47,000円
運輸業	運輸業① (11,417名)	単身赴任手当 04年4月	30,000円	一般年4回・管理職年2回実費支給
	東京急行電鉄 (4,188名)	別居手当 02年4月	一律 30,000円	単身赴任者 年18回 家族帯同者 年4回 家族なし 年2回
	小田急電鉄 (3,762名)	帰省旅費 17年9月	要件 ①新卒で入社した正社員 ②自宅から相模大野までの通勤時間が片道2時間以上要する者 支給期間 入社日から起算し次年度の3月31日までの2年間	年1回往復交通費全額、左欄参照 17年9月
	トヨタ輸送 (1,000名)	別居手当	一般 25,000円 主任相当以上 30,000円	年8回、月1回を上限 8回のうち4回までは配偶者の呼び寄せに使用可能 18年4月
	運輸業③ (陸上163名)	帰宅旅費 91年4月	なし	年6回までを限度に実費支給
通信業	通信業① (4,852名)	単身赴任手当 14年1月	転勤発令により、同居中の配偶者と別居開始した場合 月40,000円	年15回(最大) ・単身赴任期間に応じた回数設定あり ・年度途中の単身赴任解除による返金あり 17年4月
金融保険業	金融保険業① (40,000名)	単身赴任手当	往復交通費の実費1回分+24,000円 ・1年間	なし
	金融保険業② (16,000名)	別居手当 04年10月	等級、距離により 33,000～67,000円(全期間)	なし
	アコム	単身赴任手当 08年10月	要件 家族全員が家を出られない場合、単身赴任を認め、手当を支給する 支給月額 30,000～35,000円(資格による) 支給期間 単身赴任中	月1回支給(家族の呼び寄せでも可) 10年4月

単身赴任手当, 帰宅旅費

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給月額・期間				帰宅旅費
商 事 サ ー ビ ス	商事サービス① (10,000名)	別居手当 06年4月	家族全部と別居 配偶者と別居 配偶者以外と別居	66,000円 (全期間) 55,000 44,000			年2回実費支給
	三菱商事 (6,592名)	国内別居・帰宅 手当 15年4月	転任に際し単身で赴任する場合または任地に引きまとめた家族を他地へ 移した場合で、配偶者と31日以上別居し、人事部長の承認を得た者 基本部分 45,000円 地域別加算 (東京からの距離に応じる) (a) 首都圏以外の関東・静岡 5,000円 (b) 東北・中部 (静岡除く)・北陸・近畿 10,000 (c) 中国・四国 15,000 (d) 北海道・九州 20,000				なし(左記に含む)
	国分グループ本 社 (5,152名)	単身赴任手当 15年6月	要件 社命により家族と3カ月以上別居する一定要件に該当する場合 支給月額 月額30,000円+月1回往復旅費 支給期間 単身赴任終了まで				左欄に含む
	ヤナセ (3,283名)	赴任手当 08年5月	執行役員 幹部社員 一般社員 単身 200,000円 150,000円 100,000円 家族帯同 300,000 250,000 200,000 ※再赴任や帰任の場合は上記の半額を支給 (1回限り)				月1回支給
	商事サービス② (2,800名)	単身赴任手当 01年4月	一般 40,000円 役付チーフ・マネージャー 45,000円 管理職 50,000円 本部長 55,000円				月1回実費支給
	いなげや	転勤取扱規程	要件 子女の就学上の理由, 妻の出産, 家族の傷病等により同行が困難 な場合 支給月額 管理職 40,000円 課長代理 35,000円 主任 30,000円 担当 25,000円				月2回を限度とする
	サイゼリヤ	寮社宅・赴任規 程 11年10月	要件 任命地へと赴任できない理由を会社が認め, かつ現住居との距離 が50km以上もしくは通勤時間が1時間30分以上かかる場合 支給月額 50,000円 支給期間 理由解消または異動発令まで				月2回往復交通費 実費, 繰り越し 不可
	商事サービス④ (1,600名)	単身赴任手当 99年5月	50km未満 27,000円 100~150km 54,000円 200km ~ 77,000円 50~100 35,000 150~200 58,000 (全期間)				なし
	商事サービス⑤ (348名)	帰省補助 89年6月	なし				月1回実費支給
商事サービス⑥ (281名)	別居手当 92年9月	300km未満 30,000円 300km ~ 45,000 600km ~ 65,000				なし	
ニチモウ (257名)	別居手当 98年7月	単身赴任による別居 30,000円				月に1度, 本人ま たは配偶者に対 して往復交通費 実費支給	

別表6

地域手当（19社）、寒冷地手当（32社）

※寒冷地手当の支給額等は注記ない場合、1冬分

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給月額			時間外 基礎	
金属工業	日鉄日新製鋼 (3,843名)	冬季手当 18年11月	北海道 青森・秋田・長野およびこれに準ずる地域 新潟およびこれに準ずる地域 金沢・仙台・富山およびこれに準ずる地域	世帯主 179,300円 56,600 43,800 36,600	準世帯主 109,100円 35,500 27,200 22,800	非世帯主 62,400円 27,900 22,200 19,100	算入せず
	金属工業② (2,000名)	燃料手当 18年度分	・世帯主および準世帯主 社宅外 常昼 89缶 交替97缶 社宅 常昼 64缶 交替69缶	・単身者 借家・借間 27缶または15,810円 親元通勤 15,810円			算入せず
電気機器	矢崎総業 (12,000名)	特定地手当 (従来より)	世帯主 東京 10,000円 大阪 8,000円 名古屋 7,000円 独身 8,000 6,000 5,000				算入する
	アズビル (5,146名)	寒冷地冬期手当	家族同居の世帯主 北海道地区 青森・岩手・秋田・長野 上記以外の東北・新潟・北陸 ※同居家族に就学者（小学生以上）がいる場合、就学者1人につき100ℓ加算	独立単身者 2,400ℓ 900ℓ 720ℓ	単身者 1,200ℓ 500ℓ 360ℓ	600ℓ 240ℓ 180ℓ	算入せず
	スタンレー電気 (3,483名)	寒冷地手当	・北海道内 世帯主 年2,000ℓまたは1,400ℓ ・上記以外の寒冷地 世帯主 年600ℓまたは400ℓ			非世帯主 年600ℓ 非世帯主 年200ℓ	
	安川電機 (3,000名)	地域手当 91年4月	東京・大阪・名古屋 有扶養者 20,000円 入間事業所（入間市） 14,000 九州地区の給食施設のない事業所 6,500	単身者 14,000円 8,000			算入する
		暖房手当 96年	北海道 有扶養者 2,400ℓ	単身赴任者 1,200ℓ	独身者 780ℓ		算入せず
	日本信号 (1,356名)	勤務地手当 96年10月	東京・大阪・名古屋・各支店	14,500円			算入する
輸送機械	輸送機械① (26,273名)	寒冷地手当 (従来より)	北海道（6カ月分） 世帯主 灯油 1,500ℓ	準世帯主 880ℓ			算入せず
	ダイハツ工業 (12,596名)	寒冷地手当	要件 北海道・青森・秋田・岩手・山形・長野に出向・駐在する場合に支給 支給期間 毎年10月～3月までの間 支給額 地域ごとの灯油価格から計算 例 北海道 世帯主 月額37,667円 準世帯主 月額22,333円 非世帯主 月額13,000円				算入せず
	I H I (7,713名)	冬季手当 82年1月	北海道勤務者 世帯主（扶養家族と同居）1,800ℓ相当額、世帯主（単身）1,080ℓ相当額 非世帯主 540ℓ相当額				算入せず
	佐世保重工業 (732名)	都市手当 95年1月	東京・大阪 有扶養者 20,700円 単身者 19,700円				算入する
精密機械	精密機械① (6,662名)	北海道赴任手当 02年4月	北海道地区に赴任するとき一時金として20,000円				算入せず
	東京計器 (1,597名)	寒冷地手当	北海道地区 長野県および東北地方および北陸地方各県 世帯主 1,800ℓ 720ℓ 準世帯主 720ℓ 290ℓ 非世帯主 360ℓ 150ℓ				算入せず
	シズン (1,357名)	寒冷地手当 68年4月	冬期間の10月1日から翌年3月末までの6カ月間、地域や扶養の有無による 2,400～93,600円				算入せず

地域手当, 寒冷地手当

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給月額						時間外 基礎
一般機械	日本精工 (7,726名)	冬期暖房費補助 74年10月	北海道地区のみ 有扶養者 2,070 ℓ 単身世帯主 1,080 ℓ 親元 720 ℓ						算入せず
	一般機械① (2,936名)	石炭手当 01年10月	石炭手当は凍結						
	ナブテスコ (2,080名)	都市手当	東京地区勤務者 月額16,000円 独身者, 単身赴任者は月額8,000円						算入する
製紙・パルプ	日本製紙 (5,119名)	都市勤務地手当 14年10月	〈世帯主〉 家族手当支給者 20,000円 12,000			〈非世帯主〉 家族手当不支給者 10,000円 6,000		5,000円 3,000	算入する
		寒冷地手当 14年10月	北海道地区(暖房設備のある会社施設居住者を除く) 世帯主 家族手当支給あり 120,000円/半年 ※6カ月分を10月に 家族手当支給なし 60,000円/半年 一括支給 非世帯主 30,000円/半年						
化学	旭化成 (12,333名)	勤務地手当 19年3月	J1・K1地区 有扶養者 24,860円 無扶養者 14,270	J2 17,710円 10,790	J3 12,650円 7,940	K4 9,240円 5,660	K4' 8,560円 5,170	K4'' 2,750円 1,630	算入する
	資生堂 (5,604名)	地域手当	地域手当は社員が居住する地域(現住所)によって適用する。 ※海外勤務者は特A地区を適用する 特A A B C D 全国・地域コース 9,000 6,750 4,500 2,250 0 事業所コース 28,000 24,500 18,000 11,500 5,000 ・特A 東京23区内 ・A 東京都(23区以外), 千葉県, 埼玉県, 神奈川県, 愛知県, 三重県, 岐阜県, 大阪府, 京都府, 滋賀県, 奈良県, 兵庫県 ・B 茨城県, 栃木県, 群馬県, 静岡県, 山梨県, 和歌山県 ・C 札幌市, 苫小牧市, 宮城県, 岡山県, 広島県, 福岡県 ・D その他の地域						算入せず
工業	化学工業② (3,700名)	寒冷地手当 81年4月	(6カ月分) 10~3月 札幌 32,000円 長野・新潟・青森・盛岡 16,000 仙台・金沢 12,000	世帯主 21,000円 11,000 8,000	独立単身 16,000円 8,000 5,000	非独立・単身者 16,000円 8,000 5,000		算入せず	
	住友ベークライト (2,260名)	寒冷地手当 87年10月	(6カ月分) 北海道 105,000円 秋田 80,000	複身者 52,500円 40,000	単身者 26,300円 20,000	その他 26,300円 20,000		算入せず	
	バンドー化学 (2,000名)	寒冷地手当	10~3月 北海道 岩手 青森 秋田 宮城 長野・富山・福島 新潟 (ℓ/月) 福井・石川 世帯主 378 95 89 75 60 60 75 非世帯主 108 29 25 22 17 17 22						
化学工業④ (1,850名)	寒冷地給 98年実績	本人定額 月15,000円(扶養家族1人につき月5,000円加算) ※北海道は暖房加算あり(非世帯主 月100ℓ, 世帯主 月170ℓ, 定額扶養加算 扶養家族1人につき 月100ℓ) 注1 支給期間 北海道6カ月間, ただし, 毎年4~6月の気候状況により, 暖房費加算としてこの期間に合計200ℓを限度に追加支給することがある 2 北海道以外の支給対象地区(青森・秋田・山形・盛岡・宮城・郡山・新潟・松本・金沢・福井・富山・仙台他)						算入せず	

地域手当, 寒冷地手当

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給月額	時間外 基礎
化学	トクヤマ (1,869名)	地域手当	東京・神奈川(本人給+家族手当)×5% 上限15,000円 石川・京都・大阪・岡山(本人給+家族手当)×3% 上限 9,000円 山形・埼玉・静岡・愛知(本人給+家族手当)×1% 上限 3,000円 ・和歌山・広島・長崎 ※①勤務地の物価差により地域手当は1~7%増減する ②勤務地の物価差は、各都道府県庁所在地と山口市との物価差(総務省消費者物価指数による過去5年間の平均値)を用いる ③該当地域は3年に1度改訂する	算入する
		寒冷地手当	札幌市, 栗山町に在勤の場合 ①世帯主・扶養家族同居者 月額 (9缶×200ℓ/缶÷6カ月)×9月末現在の灯油公示価格円/ℓ ②世帯主・単身者(独身者含む) 月額 (5缶×200ℓ/缶÷6カ月)×9月末現在の灯油公示価格円/ℓ ③その他 月額 (3.2缶×200ℓ/缶÷6カ月)×9月末現在の灯油公示価格円/ℓ その他地区に在勤する場合 札幌市, 栗山町に在勤する場合の上記算式による基準を100%として ・旭川市, 帯広市 120% ・盛岡市, 花巻市, 奥州市, 大仙市 70% ・長野市, 山形市 50% ・仙台市 25%	算入せず
工業	セントラル硝子 (1,698名)	勤務地手当	Aランク 24,000円 Cランク 14,000円 B " 18,000 D " 9,000 Eランク 7,000円	算入する
		暖房補助費	A地区(10~3月)有扶月13,030円単身世帯主は有扶の50% 非世帯主は有扶の25% B地区(12~3月)同上 C地区(12~3月)有扶月 4,560円単身世帯主は有扶の50% 非世帯主は有扶の25% ※A地区 札幌・旭川・函館・苫小牧・帯広 B " 青森・秋田・盛岡・長野・茅野 C " 仙台・郡山・新潟・宇都宮・秩父・那須塩原・下野	算入せず
業 (統)	日油 (1,648名)	寒冷地手当 01年10月	北海道に勤務し, 扶養家族または配偶者を有する世帯主 110,000円 " 単身または独身の世帯主 60,000 " 単身または独身の非世帯主(独身寮の入居者を含む) 35,000 北海道に扶養家族または配偶者を残置している者 55,000	算入せず
		準寒冷地手当 06年11月	仙台以北の東北地方, 神岡, 白河に勤務し, 扶養家族または配偶者を有する世帯主 27,000円 仙台以北の東北地方, 神岡, 白河に勤務し, 単身または独身者 9,000	算入せず
業 (統)	化学工業⑤ (1,523名)	寒冷地手当 (従来より)	A 北海道地区 ①越冬準備金 有扶養者(家族帯同) 30,000円 準世帯主(単身者) 15,000円 親元居住 7,500円 ②暖房費補助 ※ℓ単価:10月1日付灯油価格 有扶養者(家族帯同) 1.5ドラム×3.82カ月 準世帯主(単身者) 有扶×2/3 親元居住 有扶×1/3 B 仙台地区(暖房費補助) 有扶養者(家族帯同) 18ℓ14缶 準世帯主(単身者) 18ℓ14缶×2/3 親元居住 18ℓ14缶×1/6	算入せず
業	窯業① (2,300名)	北海道手当 82年	札幌支店勤務者(10月から7カ月間) 同居有扶養家族者・同居家族中の生計主体者 月19,800円 単身居住者 9,900 その他 7,000	算入する
業	帝人 (4,689名)	本社勤務手当 03年4月	東京 8,700~17,600円 大阪 7,400~16,300円	算入する
業	イチカワ (550名)	特別手当	東京 10,000円 開発研究所 5,000	算入する

地域手当，寒冷地手当

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給月額			時間外 基礎
食品工業	食品工業⑤ (1,651名)	寒冷地手当 14年10月	同居扶養家族あり		同居扶養家族なし	算入せず
			①北海道	130,000円	65,000円	
			②青森・秋田・岩手・山形 ③宮城，福島，新潟，富山 石川，福井，長野	100,000 66,000	50,000 33,000	
工業	江崎グリコ (1,514名)	寒冷地手当	要件 対象地域に勤務する者に支給する 支給月額 居住地域により異なる 自宅世帯主 9,200円～36,100円 独立単身者 4,600円～18,100円 その他 3,400円～ 5,500円			算入せず
	月桂冠 (388名)	寒冷地手当	札幌支店勤務者および青森県に駐在する者（10月～3月給与） 世帯主（扶養家族あり） 準世帯主 非世帯主 月額16,000円 月額9,000円 月額6,000円			
その他製造業	ヤマハ (4,193名)	寒冷地手当	北海道地区	世帯主	独身	算入する
			その他（青森・岩手・秋田・山形 宮城・福島・長野・新潟・富山 石川・福井・鳥取・島根） *福島は太平洋沿岸部を除く	10,000円/月 3,000円/月	3,000円/月 1,000円/月	
鉱業・非鉄金属	コクヨ (148名)	寒冷地手当	11～4月	有扶	無扶	算入する
			北海道	20,000円	7,000円	
建設業	非鉄金属① (4,239名)	寒地燃料手当 17年10月	支給期間中に本手当で支給対象地域に主たる住居を置く者であって，かつ支給当日に当社に在籍する者 支給地域 ①北海道 ②東北（青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島） ③北陸（新潟・石川・富山・福井）④中部（長野・山梨） 支給額 地域別「灯油基準量」に「灯油単価」を乗じた額 対象期間 各年10月1日から翌年3月末までの6カ月間			算入せず
	日鉄鉱業 (668名)	都市手当 84年4月	東京・大阪・名古屋 岡山・姫路・仙台・苫小牧 ・福岡・札幌・広島等	一般 6,000円 5,700	課長 7,000円 6,700	
運輸業	関電工 (7,431名)	北海道手当	有扶養者 11,000円	無扶養者 8,000円		算入する (本人分)
	熊谷組 (2,585名)	地域手当	東京・神奈川・千葉・埼玉 大阪・京都・兵庫	本人 10,000円 5,400	配偶者 7,200円 4,500	
運輸業	運輸業① (11,417名)	地域手当 05年4月	都道府県 東京・神奈川・岐阜 15,000 千葉・大阪・福井・埼玉 12,500 愛知・石川・京都・三重・茨城 10,000 静岡・山梨・奈良 7,500 兵庫（※）・香川・富山・滋賀・長野 5,000 栃木・群馬・岡山・広島 2,500 その他 なし ※神戸は大阪と同区分			算入する

地域手当、寒冷地手当

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給月額	時間外 基礎
商 事 サ ー ビ ス 業	ヤナセ (3,283名)	①地域手当	①東京 40,000～90,000円 神奈川・大阪 36,000～80,000円 埼玉・千葉・愛知・京都・奈良・兵庫 32,000～60,000円 その他 27,000～30,000円	算入する
		②冬季暖房費補助	②北海道地区 世帯主 2,000ℓ 準世帯主 1,000ℓ 独身 600ℓ	
	商事サービス② (2,800名)	地域手当 01年4月	首都圏・政令都市15,000円 一般都市10,000円 その他5,000円 ※支給ゼロ地域もあり	算入する
	いなげや	賃金規程	要件 加工センター（鮮魚・精肉）における庫内作業従事者に支給 支給月額 出勤1日当たり350円	
ニチモウ (257名)	暖房手当 98年7月	世帯主 独立生計者 北海道央・道南（11～4月） 13,000円 7,000円 北海道東・道北（11～4月） 15,000 8,000 青森・岩手・秋田（12～3月） 10,000 5,500	算入する	

別表7

食事手当・食事補助(36社)

会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給対象	支給内容	時間外 基礎
JFEスチール (20,000名)	食事補助 03年4月	①工場給食、食堂施設あり ② なし	①240円+消費税/食 自己負担 残りを会社負担 ②弁当を主とする場合月7,340円 その他9,720円	算入する
日鉄日新製鋼 (3,843名)	食事手当 93年4月	給食施設のない事業所	470円×出勤日数	算入する
大同特殊鋼 (3,139名)	勤務地手当 08年7月	給食施設のない事業所	9,000円（配達弁当事業所4,400円）	算入する
金属工業② (2,000名)	食事補助 89年7月	給食施設のない事業所	3,500円	算入せず
矢崎総業 (12,000名)	食事補助 (従来より)	給食施設のない事業所	昼630円（630円×出勤日数）	算入せず
電気機器③	食事補助 07年4月		日205円	
アズビル (5,146名)	勤務地手当	給食施設なし事業所勤務（組合員のみ）	月額6,800円	算入せず
電気機器④ (3,000名)	食事補助 87年4月	給食施設のない事業所	1,500円	算入せず
河村電器産業 (1,779名)	昼食費補助	食堂施設あり	2割程度会社負担	算入せず
輸送機械① (26,273名)	食事補助 94年4月	給食施設のない事業所	615円×出勤日数	算入せず
ダイハツ工業 (12,596名)	①給食費補助 ②昼食費補助	①給食設備のある事業場 ②給食設備を有しない、または現物支給による補助が不適当と認められる出先機関	①給食費のうち、加工費等食堂運営を会社が負担（従業員は直接材料費のみ負担） ②1日 248円を支給	算入せず

食事手当・食事補助

会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給対象	支給・内容	時間外 基礎
ボッシュ (5,333名)	食事手当 (従来より)	・給食施設なし ・6時間以上の休日勤務を行ない 食堂利用できない場合	・月7,000円 ・1回350円	算入せず
佐世保重工業 (732名)	昼食費補助 80年4月	本社・大阪支社	8,250円	算入せず
シチズン (1,357名)		一律	月4,000円	算入せず
クボタ (11,226名)	14年6月	給食施設なし	230円/食	算入せず
日本精工 (7,726名)	食事手当 94年12月	本社・支社関係	7,500円	算入せず
N T N (6,816名)	食事手当	厨房施設のない事業所勤務者	月8,000円	算入せず
一般機械① (2,936名)	食事補助 (従来より)	給食施設のない事業所	8,000円	算入せず
ナブテスコ (2,080名)	食事手当 07年4月	正社員全員	工場地区勤務者 3,000円 本社・営業所地区勤務者 4,000	算入する
東芝機械 (1,729名)	食事補助 96年3月	本社・営業所関係	10,500円	算入する
J S R (3,468名)	食事補助 96年4月	給食施設のない事業所	5,000円	算入する
ライオン (3,000名)	食事手当	・給食施設のある事業所 ・給食施設なしの事業所	・給与より2,500円控除 ・手当10,000円支給	-
バンドー化学 (2,000名)		一般職 給食施設あり なし	1回利用につき 165円 (1日1回) 500円×出勤日数	算入する
トクヤマ (1,869名)	昼食費補助 食費補助	給食施設のない事業所 (徳山製造所以外の事業所) 借上独身寮居住者	3,000円 12,000円	算入せず 算入せず
横浜ゴム (5,200名)	食事補助 81年	給食施設のない事業所	5,000円	算入せず
A G C (6,374名)	食事補助 85年10月	本社・支店	3,500円	算入せず
窯業① (2,300名)	食事手当 14年4月	給食施設のない事業所、営業担当 社員および出向者	6,050円	算入せず
日本フェルト (480名)	本社手当 96年4月	本社	14,000円	算入する
森永製菓 (1,655名)	昼食代補助	給食施設なしの場合	出勤日数×270円	算入せず

食事手当・食事補助

会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給対象	支給・内容	時間外 基礎
食品工業⑤ (1,651名)	食事代補助 09年4月	一律	一律430円×出勤日数	算入せず
江崎グリーコ (1,514名)	①給食手当 ②外食料補助	①給食不可能な事業所に内勤する者 ②単身者かつ借上寮に住む32歳未満の者	①320円/日 ②外食料補助(朝・夕)として月額19,000円支給	算入せず
コクヨ (148名)	昼食費補助 ----- 食事補助	社員食堂のない事業所の社員 ----- 賄いのない寮生, 単身赴任の社員	カフェテリアプランによる補助 年 10,000円 ----- カフェテリアプランによる補助 年 72,000円 年100,800円 年144,000円	算入せず
古河機械金属 (本社 212名)	食事手当 (従来より)	会社(関係会社を含む)から食堂(給食サービス)の便宜供与を受けられない場所に勤務する正社員	5,000円	算入せず
運輸業③ (陸上163名)	食事手当 17年4月	一律	7,000円	算入せず
商事サービス② (2,800名)	給食手当 01年4月		一律 5,875円	算入せず
商事サービス業⑤ (348名)	食事手当	給食施設なし	パウチャー券 月7,000円	-

別表8

その他の生活関連手当 (32社)

会社名 (従業員数)	制度・手当名称	制度内容	対象者	支給額
大同特殊鋼 (3,139名)	賞与特別加 コミュニケーション促進費 通信教育受講料補助	特定の資格取得・検定合格等に対して次回賞与に一時金 社内で懇親活動をした場合、補助金 会社指定の通信教育講座を修了した者に補助金	賞与の支給対象者全員 直接雇用者全員 直接雇用者全員	ランクによって1・3・5・7万円 上限 年7,000円 受講料の50% 上限 3万円
電気機器①	結婚記念日祝金 ホームヘルパー 健康診断(配偶者) 予防接種費用補助 禁煙治療補助 自己啓発関連費用補助	25年目の結婚記念日に祝金を支給 社員または社員の家庭の家事担当者の傷病、出産などにより、一時的に家事に支障をきたした場合、ホームヘルパーを斡旋するとともに、そのヘルパー料の一部を給付する 利用資格は会員の被扶養者である配偶者で年度内に40歳以上になる者とする 会社指定(インフルエンザ・肺炎球菌・おたふくかぜなど)の予防接種を受けた際、その費用を補助する 健康保険適用内が発生した場合その費用を補助する 自己啓発を目的に受講する通信教育や資格取得講座等を受講した際、その費用を補助する	正社員・非正社員 正社員・非正社員 正社員・非正社員 正社員・非正社員 正社員・非正社員	50,000円 1日につき5,000円、14日間を限度とする 必須受診項目利用料金と健保の負担額との差額の2分の1を給付する カフェテリアプランとして年間12万円分を個人で選択 カフェテリアプランとして年間12万円分を個人で選択 カフェテリアプランとして年間12万円分を個人で選択
アズビル (5,146名)	レク補助金	グループ以上の職場単位で2/3以上の参加率・行楽、スポーツを伴う親睦行事に支給	全社員	日帰り 3,000円 宿泊 5,000円

その他の生活関連手当

会社名 (従業員数)	制度・手当名称	制度内容	対象者	支給額
スタンレー電気 (3,483名)	公的資格取得奨励規定	会社の認める公的資格を取得した場合奨励金を支給	該当者	資格による
河村電器産業 (1,779名)	ワークウェア補助	会社で着るスーツ, 作業着, 靴の購入費を支給(要申請)	正社員	上限8,000円
マブチモーター (824名)	資格取得奨励金	資格取得者に奨励金を支給	正社員・非正規社員	資格ごとに異なる
N T N (6,816名)	インフルエンザ予防接種	インフルエンザワクチン接種	健保組合被保険者	自己負担1,200円/人
	社内親睦会費用補助	職場で親睦会をした場合	全従業員	4,000円/人
	資格取得奨励金	会社が奨励する資格を取得すると支給	正規社員	ランクに応じて10,000～80,000円
	リフレッシュ旅行制度	勤続20年以上かつ45歳以上の正規社員に3日間の公休と旅行クーポン(23万円分)を支給	正規社員	旅行クーポン23万円分+公休3日
一般機械① (2,936名)	定年退職慰労旅行制度	定年退職1年前に3日間の公休と旅行クーポン(23万円分)を支給	正規社員	旅行クーポン23万円分+公休3日
	資格取得一時金	資格に該当するランクに応じて一時金を支給	従業員	最大150,000円
石井鉄工所 (150名)	インフルエンザ予防接種 資格取得祝い金	費用を会社が半額補助, 社内で接種 合格証の提出で支給		
東京計器 (1,597名)	リフレッシュ休暇	リフレッシュ休暇(有休)3日+助成金付与	当該年度内に満45歳に到達する従業員で勤続10年以上の者	15万円(手取り)
	福利厚生イベント	社員同士の交流, 職場の活性化になる活動に助成金付与	全従業員+家族	参加者1名につき3,000円(家族は含まない)
	発明等の報奨金規程	発明等に対し報奨金支給	発明者	5,000～50,000円
	公的資格援助制度規程	業務または自己啓発で資格を取得した者に援助を行なう	全従業員	奨励金3,000～30,000円 受講料1回目全額 再度受験半額 月500円
ナブテスコ (2,080名)	経費口座手当	周辺に三井住友銀行がない地区の勤務者に手数料分を支給	全従業員	全額会社負担
	インフルエンザ予防接種	社内でインフルエンザワクチンを接種できる	全従業員	
	資格取得報奨金	会社が推奨する資格を取得した場合に報奨金を支給	正社員全員	取得した資格により金額を設定
ナブテスコ (2,080名)	資格取得援助	会社が推奨する資格を取得した場合に取得費用の半額を援助	正社員全員	講習費用, 受験料, 交通費等会社が認めるもの2,000円/人(健保からの援助)
	インフルエンザ予防接種援助	インフルエンザ予防接種した場合の援助	健康保険加入者全員	勤続10年で休暇2日, 勤続20年で休暇3日+旅行券8万円, 勤続30年で休暇5日+旅行券20万円等
	リフレッシュ制度	勤続年数に応じて賞金・休暇を付与 ※勤続10年から勤続40年まで10年ごとに実施	正社員全員	
	定年慰労制度	定年退職者の慰労会	正社員全員	記念品, 飲食代補助, その他費用(会場費・講師費用)
	レクリエーション活動補助	福利厚生行事としてふさわしいと判断した場合, 各事業所毎に4,000円/人・年を総予算として拠出する	役員以下全社員	4,000円/人・年
	クラブ活動補助	会社が認定したクラブ活動においてかかった費用の半額を補助する	役員以下全社員	半額補助対象 ・施設利用料 ・大会参加費 ・講師への月謝等

その他の生活関連手当

会社名 (従業員数)	制度・手当名称	制度内容	対象者	支給額
J S R (3,468名)	コミュニケーション補助	職場単位での飲食やレクリエーション等、コミュニケーション費用の支給(参加人数80%以上)	役員・嘱託・契約・パート・社員	1人 3,000円/年度
住友ベークライ ト (2,260名)	宿泊補助制度	宿泊を伴う国内旅行に対して期間中1回に限り、宿泊費用の一部を補助する	管理社員、一般社員、嘱託員、再雇用嘱託員	1親等の家族を伴う場合 5,000円/人(上限2万円) 1親等の親族を伴わない場合5,000円(本人分のみ)
トクヤマ (1,869名)	自己啓発支援制度	①資格試験の受験料補助 ②会社規定の通信講座受講料補助	①会社規定の資格試験を受験し、合格した者(要事前申請) ②所定の成績以上で修了した者	①受験料および交通費 ②受講料の半額
A G C (6,374名)	インフルエンザ予防接種	社内でインフルエンザワクチンを接種できる(費用を一部補助)	健保組合加入の被保険者	自己負担 1人2,000円
食品工業④ (3,477名)	職場旅行・レクリエーション補助	従業員の親睦や健康増進を目的としたレクリエーション、または職場単位での親睦旅行への補助	従業員、シニア再雇用社員、嘱託社員	1人当たり年間4,100円
森永製菓 (1,655名)	公的資格手当 公的資格取得奨励金	会社として必須の資格を有する者が官公庁に申請、登録された者取得促進する公的資格を取得した者にその難易度に応じて支払う	正規従業員 正規従業員	2,000円 5,000~50,000円
食品工業⑤ (1,651名)	職場交流会補助 旅行会補助	職場単位の交流会実施に対しての補助 社員が職場単位を基本として、職場の相互親睦を図るために行なう旅行会の補助	役員・社員・嘱託・シニア・パート・派遣受入出向社員およびその他関係会社への出向社員 旅行会実施日に在籍する社員、嘱託社員、シニア社員、勤続1年以上のパート社員等および受入出向社員	1人当たり上限7,000円 1人当たり上限2万円 日帰り旅行は半額が限度
江崎グリコ (1,514名)	ふれあい補助 インフルエンザ予防接種補助	共通の趣味や目的を通じて集いふれあいの輪を広げることを目的とした活動に対し、会社が費用補助を行なう インフルエンザ予防接種を受けた際に費用補助を行なう	役員・本採用・嘱託・シニア・エリアセールス・ストアセールス・定期間・6H以上のパート・江崎グリコへの出向者 全雇用形態(直接雇用者)	1人当たり1回3,000円までの実費(消費税込) ※年間2回まで 年1回1,000円
月桂冠 (388名)	インフルエンザ予防接種補助 資格取得奨励金 無償酒 親睦会補助	インフルエンザ予防接種の促進要領収書添付の申請書 受験料の補助(要領収書)、合格証添付の申請により祝金 年3回希望者にお酒を支給 忘・新年会の費用の一部補助	従業員本人(正社員・契約社員・パート・シニアスタッフ)、家族3人まで共済会で補助あり 従業員本人(正社員・契約社員) 従業員本人(正社員・契約社員・パート・シニアスタッフ) 従業員本人(正社員・契約社員・パート)	3,000円限度(家族は1人当たり1,500円限度) 受験料は実費、祝金5,000~50,000円 現物支給 1人2,000円
コクヨ (148名)	インフルエンザ予防接種 自己啓発援助(報奨金)支給	インフルエンザワクチンの接種(社内・社外)費用 社員の資格取得に対して報奨金を支給	正社員・契約社員・健保加入被扶養者 正社員	全額(2,000円) 資格ごとに予め設定
三井金属鉱業 (1,796名)	インフルエンザ予防接種	インフルエンザの予防接種を受けた場合、その費用の全額を年度ごと1回までに限り、負担する	社員、非社員(直轄雇用のみ)	実費

その他の生活関連手当

会社名 (従業員数)	制度・手当名称	制度内容	対象者	支給額
古河機械金属 (212名)	資格取得奨励金制度	会社が指定する公的資格を取得した場合、難易度に応じて設定した区分による奨励金を支給	原則組合員が対象、ただし一部の公的資格については管理職も含む	10,000～50,000円
	語学力向上奨励金制度	TOEICテストのスコアに応じて応じて奨励金を支給する	全社員	15,000～20,000円
関電工 (7,431名)	帰省旅費 (若年層)	若年層が両親などの家族の居住地へ帰省する場合、交通費を支給	入社3年未満かつ30歳未満で親元から離れて暮らす従業員（非正規除く）	年間2往復までの実費
トヨタ輸送 (1,000名)	インフルエンザ 予防接種 レクリエーション 費用補助	社内巡回健診または医療機関でワクチン接種できる 部署単位で親睦会を実施（宿泊or食事会）	当社従業員	全額会社負担
			全従業員（役員、嘱託、派遣社員含む）	上限1人8,000円
通信業② (350名)	インフルエンザ 予防接種		希望者	全額会社負担
アコム	公的資格一時金 読書支援 部内のコミュニケーション 向上施策	資格取得に対する金銭のインセンティブ 年2回指定図書の購入費負担 ランチ・ディナーなどの費用負担	正社員・準社員	資格により異なる
			正社員 全社員	図書支給 1人5,000円
国分グループ本社 (5,152名)	資格取得支援	会社が指定する資格を取得した場合に定まった額を補助	社員	資格ごとに異なる
	永年勤続表彰	10年・20年・30年勤続者を毎年表彰し、旅行券と休暇を進呈	正社員	10年 50,000円+5日 20年 100,000円+5日 30年 150,000円+10日
商事サービス③ (2,273名)	まちイチ休暇活動 支援金	年休を使い、地域活動に従事すると手当を支給	全社員	3,000円（半日は1,500円）
いなげや	インフルエンザ 補助金	予防接種を受けた人	共済会会員（学生アルバイトを除く）	実費（3,000円上限）
	職場レク補助金	所属での親睦会等	共済会会員（学生アルバイトを除く）	6割補助（3,000円上限）
商事サービス⑤ (348名)	旅行補助	1年間に1泊を限度とし、1泊について補助	社員	5,500円 (5,500円未満の場合は実費)
	インフルエンザ 予防接種	社内でインフルエンザ予防接種を実施	社員等社会保険加入者	全額
	自己啓発支援	自己啓発に要する費用を支援（講座指定）	社員および常勤嘱託者	講座による、半額相当
	公的・民間資格 取得支援	国家資格等の公的資格あるいは民間団体による資格の取得に対する支援（資格指定）	社員および定年後嘱託者を除く常勤嘱託者	資格による（1万～10万円）
	資格手当		上記資格を持つ者で、業務上必要とする部署に所属する者	資格による（月1,000～3,000円、月額上限5,000円） 商品券5,000円 10,000円
百貨店業① (1,000名)	自己啓発援助金	社外検定・社外セミナー・語学スクール・通信教育等事前許可後、合格・終了した際費用の60%までかつ年間5万円まで、会社と共済組合が給付	社会保険加入者（社会保険非加入者のパート除外）	費用の60%までかつ年間5万円まで会社と共済組合が給付
	インフルエンザ 予防接種	（共済組合と健保で実施）		共済組合と健保で実施



大王製紙株式会社の取り組み

～ボトムアップの取り組みで、パルプ・紙業種で初の選出～

大王製紙株式会社（以下「大王製紙」）は2018年にDBJ健康格付の最高ランクを取得、19年にはホワイト500の大規模法人部門に2年連続で認定されるとともに、パルプ・紙業種で初めて「健康経営銘柄」に選定された。その取り組みを総務人事部・人事部部長の山本高史氏（以下「山本部長」）、人事部人事課の山本実生氏（以下「山本氏」）のお二方に聞いた。

1. 経緯・基本的な考え方

大王製紙（従業員数1万765名（連結）2018年9月30日現在）はグループ全体では、創業の精神として脈々と受け継がれている「誠意と熱意」をもって、活力ある健全な企業グループとして永続的に進化・発展することを目指している。そのためには、役員・社員のみならず、その家族を含めて皆が心身ともに健康でいきいきと活躍していることが欠かせないと考える。

14年12月、大王製紙ではこの健康が「宝」とであると位置づけ、健康の維持・増進に向けた具体的な施策を、全社員が参加して実行・推進していくことを「大王製紙グループ健康宣言」として社長名（佐光正義氏）で発表した。

2. 体制

阿達敏洋副社長をCHO（最高健康責任者）とし、人事部を所轄部署として健康経営委員会が組織されている。会社、大王製紙健康保険組合（以下「健保組合」）、大王製紙株式会社労働組合（以下「労組」）から構成されている。

東京本社のほか、大阪・名古屋・九州の各支店、四国本社（愛媛）、三島（愛媛）・可児（岐阜）の各工場に健康管理事業推進委員として、人事・総務を担当する部署の管理職が任命され、健康経営を推進している。健康経営委員会全体では年に4回一堂に会し、健康経営の推進状況や課題の洗い出しなどの情報交換を行なっている。

「大王製紙の健康経営は、草の根的な活動で推進し、浸透させている点が強みです。本社、支店はもちろん、4組3交替の製造現場を有する工場部門において、業務部門からの働きかけを行なうと共に、労組の役割も大きいと言えます。労組には、

健康経営の目的、そのためにすべきことを十分に理解していただき、組合員の強い結びつきのもと、推進していただいています。（山本部長）」

3. 具体的な取り組み

（1）**快適な職場環境の形成** 16年10月に大王製紙が「働き方改革宣言」を発表し、健康経営の観点では総労働時間の短縮に取り組んでいる。法改正に先んじる形で計画的付与による有給休暇の取得、テレワークや時差出勤も取り入れながら、快適な職場環境を徐々に形成している。

同年には東京本社・可児工場に健康管理室を設置し、保健師が常駐する体制を開始した。また、「感染症対策ガイドライン」を制定し、特に海外渡航者に感染症の症状が出た際の帰国時の行動について規定を作成、社員に周知徹底している。

「快適」と同時に、「安心」をキーワードにした取り組みも行なっている。社員が傷病で就業が不能となった場合、健康保険より法定の最長1年6カ月の傷病手当金が給付される。受給期間が満了した後、休職期間満了（最長2年6カ月）による退職までの収入をサポートする長期休業補償制度（GLTD）を18年に導入した。社員全員を被保険者とし、保険料は会社が全額負担している。

（2）**生活習慣の改善** 16年4月から健康応援アプリ「KENPOS」を導入した。これはPCやスマホで自らの健康診断結果が経年で閲覧でき、歩数・体重・健康活動等を記録して健康状態を把握し、改善の目標を立てて実行するサポートを行なうものである。費用は会社と健保組合で分担して負担している。取り組み状況により健康ポイントを付与し、電子マネーや各種景品が手に入れられることで、モチベーションの向上を図っている。

健康診断の結果については、社員全員が保健師

社長参加の社内大運動会「ふれあいスポーツフェスタ」



による指導を受けることを徹底している。指導の内容は、日常の栄養や生活習慣にもおよぶ。睡眠や栄養などをテーマとした健康に関するセミナーも年に数回事業所ごとに行なっている。

「全社員に対する保健指導は、17年から取り組んでいます。セミナーの開催と併せて、全社員の健康リテラシーをアップさせることも大きな目的です。(山本部長)」

「16年4月にスポーツクラブの法人契約を行ない、運動を日常生活に取り入れる社員が増えました。また、12年には四国の事業所でスポーツフェスタ(運動会)を復活させ、社員同士のコミュニケーションの活性化、グループの一体感の醸成などにもいい影響が出ています(山本氏)」

(3) メンタルヘルスケアの充実 14年12月に外部の相談窓口を設置し、社内関係者に知られることなく相談ができる体制を確立した。カウンセリングルームでの面談だけでなく、電話やメール、必要に応じてカウンセラーが社員の希望する場所に出張することも可能だ。

19年1月には、東京本社において、メンタルヘルスの相談、復職前面談、復職後のフォローアップの対応に精神科産業医を配置している。

普段の取り組みとして、メンタルヘルスセミナーや管理職に対するラインケア研修の実施が奏功し、平均の休務率より低く推移してきた。しかし、昨今若年層の休務率が上昇していることを踏まえて、19年度から全社員を対象とするセルフケア教育をeラーニングにて実施している。

(4) 禁煙の推進 大王製紙の社員の喫煙率は徐々に減少しているものの、依然として30%を超えており、全年齢の男性の平均喫煙率を上回って

執行役員が率先し禁煙外来を受診「役員禁煙チャレンジ」



いる。

16年6月に禁煙外来費用の自己負担分について助成する制度を導入した。同年10月には、休憩時間を除き所定労働時間中の禁煙を就業規則に定めた。さらに家族に対して「禁煙支援の依頼」として、禁煙活動について社員の家族の協力も求めている。19年5月には、喫煙する役員が率先して禁煙活動にチャレンジすることを表明し、全社的な禁煙活動の気運を醸成している。

「事業所に喫煙者の肺模型を置いて禁煙につなげようとしているのですが、不評です(笑)19年度の喫煙率の目標である25%以下は是非達成したいです。」(山本部長)

4. 振り返りと今後の課題

山本氏は、今年度健康経営銘柄に選定された理由について、「健康経営に対する施策の弱点を徹底的に洗い出し、そこに対して重点的に取り組んだことが一因だと思います。そして、社員のニーズや意見などについて十分にヒアリングする機会を作ったことも、労組の協力が得られ、円滑な取り組みができたと感じます」と分析している。

17年に導入したヘルスデータバンクも3年目に入った。これは、全社員の健康診断結果、保健指導や産業医面談の結果などを納めたものである。健診結果をデータで一元管理することで、年代別・男女別・事業所別等の属性別健康リスクの分析、把握(見える化)が可能となっている。

「今後は、取り組みの効果測定を検査数値で評価し、どの層にどのような予防策を行えば良いかを適切に判断して、効果的な健康増進に取り組みたいと考えています。」(山本部長)と貪欲だ。

経営効果の理論的背景を探る

— 福利厚生の目的を考える③…定着性のメカニズム② —

山梨大学教授 西久保 浩二

福利厚生において最も重視されてきた目的といえる「定着性」について考えるときに、定着・離職に関する理論的メカニズムの知見を知る必要がある。前回から紹介してきたように、これまで様々な理論が考案、検証されてきた。今回も比較的新しい理論なども含めて解説し、福利厚生との接点を考えてみたい。

イメージ理論

定着・離職研究において新しいアプローチのひとつが「イメージ理論」と呼ばれるものであろう。わが国での近年における若年層の早期離職行動などに対する説明力が高いとの評価もある。提唱したのはLee and Mitchell (1994) であり、自発的な離職や定着を引き起こす現象としての「システムに対する衝撃 (shock to the system)」の存在を指摘した。これは従業員が自己の持つ認識（イメージ）と所属組織や業務の現状との間にギャップやズレを強く認知する状態であり、自発的な離職に至るような際立った出来事であるとする。このギャップ意識というか、ある種の強い違和感が、従業員に大きな影響を与えてしまい、自らの仕事や勤務企業について熟慮、再考する機会を提供することになる。

それまでの理論の多くは、離職・定着双方でのメリットとデメリットとの相対比較、総じていえば、伝統的な誘因 \geq 貢献ならば定着、貢献 $>$ 誘因ならば離職、といったように得られるもの(誘因)、失うもの(貢献)を従業員自身が主観的に比較して行動が決定されるとした利得損失モデルであった。福利厚生もこの誘因、つまり定着で得られ、離職によって失うものの代表例と位置付けられていたわけである。しかし、イメージ理論では、定着・離職行動を合理的な比較、メリット、デメリ

ットを冷静に判断したものというよりも、もっと当人にとって重大な「出来事 (shock)」によって引き起こされるより心理的、衝動的な行動と捉えようとした。

やや難解な用語でとっつきにくい理論だが、言わんとするところはよく理解できる。例えば、ある世界的メーカーに希望をもって入社した学卒新入社員が、毎日の早朝体操、社歌斉唱、がんばる宣言などの昭和的風景に「衝撃」を受けたという話を聞いたことがある。入社前に夢見ていたグローバルビジネスの華やかなイメージとは、あまりにかけ離れた“古き伝統”、“しきたり”の世界であったのだ。あるいは、社会貢献にもつながる価値ある仕事だと信じて入社してみたら、営業一辺倒で顧客の利益、社会の利益など全く配慮しない行動を強制されたときなども同様である。大企業の不祥事で若い社員達が大量離職するケースなどもこの種の「衝撃」であろう。もちろん入社後の様々な社会体験のなかで、「本当にやりたい事」に出会うといったポジティブな衝撃もある。

現在の新卒採用ではインターンシップや説明会が頻繁に行われるが、必ずしも会社や職場の実像を伝えきれていない。あるいは「お化粧されたポジティブ情報」だけが伝えられやすい。学生達は自分なりの「仕事イメージ」「企業のイメージ」をそれぞれに持っている。それが上記のような衝撃的な出来事でショックを受け、辞表を提出してしまうようなインパクトになるわけである。

定着を求める企業としては、この「衝撃」が何か、どこで、いつ受けるのか、を知りたいわけだが、既存の社員たちは人事部員も含めて同化、感化されてしまっているため何が彼らにとって「衝撃」かをなかなか認知できないのである。

高い早期離職率が改善できないままの日本の企

業社会にとってなかなか説得力のある理論ではなからうか。入社後の負の「衝撃」を、離職を判断するレベルから低減させるためには、やはりコミュニケーションが有効となるわけで、特に、ショックを受けやすい若年層を対象として福利厚生でのレク・イベントなどが求められる論拠ともなる。また、福利厚生には、企業に対する「親近感」を生成させる効果が既に確認されており、こうした感情形成も負の「衝撃」の回避、緩和に効果的と考えられる。

負債感理論

最後の理論としては以前にも本欄で詳細を紹介した「負債感理論」がある。これも定着行動に対する説明力を持つものとされている。その中核の概念がGreenberg, Block, & Silverman (1971) などによって「心理的負債感 (sensibilities to indebtedness)」と命名されたものがある。簡単に言えば、一方的な恩恵を受けてしまって「借り」ができた」という心理的な状態である。このような心理を従業員が勤務先企業に対して抱くときに、この“借りを返さなければならない”と強く動機付けられる。これは返報性心理といわれるものである。

そして勤務先での定着が返報行動として選択される可能性が高い点が重要となる。

周知のとおり、福利厚生は基本的に平等主義、弱者救済の論理によって給付される報酬であって、労働に対する対価性が低い。つまり、成果主義賃金とは対比的な報酬となる。したがって、従業員には「借りがある」「恩義がある」という心理が形成されやすいものとされる。この負債感の形成モデルは既に理論化され、実証されており、負債感モデルと名付けられた。先のGreenberg達の実験によって心理的負債感の形成が、2つの要因によって決定されることが検証された。

まず第1の要因が、被援助者自身が認知した「自己利益 (Own Benefit)」である。つまり、援助された内容や程度に対して、援助された側がどの程度「役に立ったか」「利益を得ることができたか」という認識の強さである。したがって援助の内容が的外れであったり、あまりに不十分なものであれば、自己利益は小さなものとなるが、大いに助けられたと実感すれば大きくなる。この点は、福

利厚生の制度設計・運営に重要な示唆を与えている。つまり、常に個々の従業員の支援ニーズに合致した制度編成、運営を心掛ける必要があるということである。

一方、第2の要因は、被援助者が認知した援助者が援助のために支払った労力あり、これは「他者コスト (Other's Cost)」と名付けられた。簡単に言えば、援助したくれた人が、大きな自己犠牲を払って、苦勞して援助してくれたことを知ると。この「他者コスト」は大きいものと認識される。逆に、他者に任せっぱなしの援助だったり、大したコストも苦勞もない援助である、と認識されると「他者コスト」は小さいものとなる。例えば、同じ質・量の援助であっても、お金持ちが気軽にしてくれるものより、自分と同等、あるいは自分より貧しい人が無理して援助してくれた方が、感謝は強くなるという話である。

この点は、筆者は実証分析を行った経験があるが、自社の福利厚生の担当者が「苦勞して導入、運営している」と感じている従業員ほど負債感強く、経営者が「苦勞して法定外福利費を支出している」と実感するほどやはり負債感強くなるのが検証されている。したがって、担当者や経営者は普段のご苦勞、ご努力を従業員に知ってもらうことが大事なのであり、それが定着につながることになるのである。

この2要因が加算されることによって、心理的負債感の程度が決定されるというモデルであり、因果関係が次の通り定式化された (負債感 = 自己利益 + 他者コスト)。この負債感に基づく返報行動は、負債完済までの定着だけではなく、モラルやモチベーションの向上にも繋がるものとみられており、有効な概念である。と同時に福利厚生において活用の余地が大きい定着効果のための理論モデルとして注目したい。

様々な理論に裏打ちされた定着性機能

さて、福利厚生の最大の目的である「定着性」に関する様々な理論について概観してきた。加えて、その理論的なメカニズムにおける福利厚生の可能性についても検討した。結論的には、これまでのいずれの定着・離職行動を説明する理論モデルにおいても、福利厚生が投入変数として関与できるものであることが確認できた。